

# タイ国 投資委員会ガイド 2011



タイ国投資委員会事務局  
工業省

## 前書き

この「タイ国投資委員会ガイド」は、タイ国投資委員会(BOI)が、同委員会による投資奨励に関する基礎的な情報を提供することを目的として作成したガイドブックです。

内容は、投資奨励申請の手続き、重要な規則や基準、投資奨励恩典や特典、奨励対象業種および関連布告から構成されています。

特典を付与するための政策や基準、奨励対象業種は、一定期間を経て見直されるため、最新の情報は、投資委員会のウェブサイト [www.boi.go.th](http://www.boi.go.th) をご確認ください。また、[head@boi.go.th](mailto:head@boi.go.th) や投資サービスセンター Tel. (662) 2553 8111 までお問い合わせいただけますようお願いいたします。

## 留意事項

同ガイドブックは、情報提供の目的で作成されており、その内容は完全あるいは法的拘束力のあるものではありません。情報のご確認にあたっては、該当する投資委員会の担当官にご連絡をいただけますようお願いいたします。

## 目次

1.	タイ国投資委員会(Board of Investment-BOI)の概要	4
2.	投資委員会事務局(Office of the Board of Investment-OBOL)の概要	4
3.	BOIの投資奨励策の概要	8
4.	税制上の特典の付与の方法	11
5.	ゾーンによる税制上の特典(一般原則)	12
6.	特別重要業種および特別重要かつ国益をもたらす業種について	15
7.	持続的発展のための投資奨励政策	15
8.	技能・技術・イノベーション(STI)に対する特別奨励	20
9.	追加の投資奨励政策と促進策	21
10.	投資奨励申請のための資格、基準および業種に共通な条件	22
11.	BOIへの投資奨励申請から認可まで	24
12.	奨励証書受領後の手続き(奨励証書の見本は付録1を参照)	27
13.	工場設立に関する手続き	30
14.	土地所有申請のための手続き	33
15.	外国人の入国、外国人就労許可のための手続き	33
16.	機械の輸入規則	37
17.	原材料あるいは必要資材の輸入手続き	41
18.	法人所得税の恩典	46
19.	完全操業の開始	47
20.	工場移転に関する奨励	48

## 付録

1. 奨励証書見本	50
2. 投資奨励対象業種表	56
3. 8,000万パーツを超え5億パーツまでのプロジェクトおよび5億パーツを超えるプロジェクト (※いずれも土地代及び運転資金を除く)の認可の検討のために必要とされる可能性調査 (Feasibility Study)の報告書の規定	112
4. 輸入税を減免される機械、原材料の定義について	116
5. 技能、技術、革新(Skill, Technology, and Innovation-STI) 開発に対する追加権利恩典受理申請書	118
6. 申請事業の初期環境影響調査結果報告書	122
7. 投資委員会布告No.4/2549(2006年) 件名 電子及び電気機器産業投資奨励政策	126
8. 投資委員会布告No.5/2549(2006年) 件名 電子及び電気機器産業における長期投資プロジェクト奨励政策	128
9. 投資委員会布告No.6/2549(2006年) 件名 電子及び電気機器用機械の輸入税免除	132
10. 日本におけるタイ国の公的機関一覧表	134

# タイ国投資委員会(BOI)ガイド

## 1. タイ国投資委員会(Board of Investment-BOI)の概要

タイの投資振興の根幹をなしているのが、投資奨励法であり、この奨励法の実施責任を担当しているのが、投資委員会である。この投資委員会の決定事項の事務的な担当を行っているのが投資委員会事務局である。

### (1) 役割

- \* 投資政策の策定

投資奨励法に基づく奨励業種、条件の決定、変更。投資の基本的な条件、特典の決定、変更など。

注：現在2000年8月1日に公示された投資政策により運営されている。

- \* 重要投資案件の認可

注：投資額5億バーツ以上で、国内市場向けの案件のみ審査し(原則として月1回開催)、その他の案件はプロジェクト検討小委員会およびBOI事務局で審査されている(それぞれ週1回ずつ)。

### (2) 構成員

首相を委員長とし、工業大臣が副委員長、ほかに経済関係閣僚とタイ工業連盟、主要民間団体等の代表、顧問委員で構成される。

## 2. 投資委員会事務局(Office of the Board of Investment-OBOI)の概要

### (1) 活動の概要

BOIの決定事項を具体的に執行し、投資案件を委員会、小委員会へ提案するための事前審査、認可事業の指導、監督、投資環境の調査、普及、内外の投資誘致活動、認可事業、これからタイへ進出する企業への支援活動など幅広い活動を行っている。

(2) 組織(工業省に属している)

(3) 投資委員会(BOI)事務局各部門の機能

総務部(Office of the Secretary)

総括的な管理事務、奨励申請書の受け付け、奨励認可通知、奨励証書の発給、会計、人事、会議の招集記録、布告、告示の立案、法務、その他の部門に属さない事項。

投資サービスセンター(Investment Services Center)

投資家に対する情報提供、図書館の運営、奨励申請事業承認の発表、奨励政策の発表、月刊投資奨励雑誌(タイ語)の発行、月刊BOI Investment Review(英語)の発行、外国からのミッションの受け入れ。

投資促進部(1-4)(Investment Promotion Bureau 1-4)

各産業分野に分かれて以下のような業務を扱うので、ビザと外国人就労許可を除き一つの部にのみコンタクトすればいい。

投資奨励案件の審査・委員会への提案、操業許可、機械・原材料の輸入税減免による輸入の許可、奨励証書に記載された条件を順守しているかの検査、当該部門の投資家に対する情報提供など。

投資促進部1(農水産、農水産加工品、軽工業)

投資促進部2(金属、金属製品、機械、運輸機器)

投資促進部3(エレクトロニクス、電気製品)

投資促進部4(化学品、紙、プラスチック、公共施設、サービス業)

マーケティング部(Investment Marketing Bureau)

国内外の投資環境調査、海外からの投資誘致政策およびキャンペーン

国際部(International Affairs Bureau)

BOI事務局の外国関係の事項を担当する。タイ国への外国からの投資動向の分析、多国間投資協議・交渉

投資開発支援部 (Investment Development Assistance Bureau)

各政府機関、民間との連絡、投資環境の障害調整など

投資情報部 (Management Information System Bureau)

投資統計作成、情報システム管理

企画開発部 (Investment Strategy and Policy Bureau)

奨励政策、技術開発の企画、BOIの年次活動報告書の作成など

その他の特別チーム

BUILD (BOI Unit for Industrial Linkage Development)

企業相互間の部品供給、合弁の促進、紹介など。

Foreign Expert Services Unit (所在地はビザワンストップサービスセンター内)

外国人専門家、技術者の入国、外国人就労許可取得支援

所在地

18th Floor, Chamchuri Square Building, 319 Phayathai Road,

Pathumwan, Bangkok 10330

Tel: (662) 209-1100 Fax: (662) 209 1194

E-mail: visawork@boi.go.th

国内事務所 (Regional Offices)

Chiang Mai, Chonburi

Nakhon Rachasima, Songkhla

Surat Thani, Ubon Rachathani

Phitsanulok

## 海外事務所 (Overseas Offices)

Tokyo, Osaka, Seoul

Shanghai, Beijing, Guangzhou, Taipei

New York, Los Angeles

Frankfurt, Paris

Stockholm, Sydney

## (4) 投資家支援活動

事務局は以下のような幅広い投資支援活動を行っている。

## (イ) 投資機会に関する情報の提供

投資サービスセンター、海外事務所、地方事務所で行っている。

## (ロ) 合弁相手、下請企業の発掘、紹介

合弁相手先を探す場合、投資サービスセンター、下請先の発掘はBUILDで支援している。

## (ハ) サポートインダストリーの振興

BUILD の中に、部品企業が組立企業を訪問して必要部品の研究開発を支援するプログラムがある (Venders Meet Customers)。

## (ニ) アセアン・サポートインダストリー・データベースによる情報提供

BOIはアセアンメンバー諸国に代わって、アセアン裾野産業データベース (ASID) を構築しており、東南アジア 1 万社以上が登録されている。

URL:<http://www.asidnet.org>

## (ホ) タイ企業の海外投資に対する情報提供

事務局のライブラリーにおいて情報提供

## (ヘ) インベスタークラブの運営により認可事業の活動に必要な諸手続きなどに関する情報提供

\*インベスタークラブ (Investor Club:IC) はBOI奨励企業に対してBOIの諸手続きに関する情報を Workshop 形式や資料でサポートしている会員制のクラブである。特に、奨励企業の機械設備および原材料の輸入手続、コンピュータによる輸入書類の作成、原材料輸入枠の管理などのサービスを提供している。(手数料:輸入書類 1 件につき40バーツ)



連絡先: TP&T Tower1

16th Floor, Soi19, Viphavadee Rangsit Road,

Ladyao, Chatuchak, Bangkok 10900

Tel: (662) 936-1429-40

Fax: (662) 936-1425-27

(ト) ビザ、外国人就労許可ワンストップサービスの提供

\*外国投資家の便宜をはかるため、BOIは入国管理事務所、労働省に働きかけ、外国企業および Non-BOI 企業のために、ビザ・外国人就労許可の申請・更新事務等を一括して取扱うワンストップサービスセンターを1997年に設立した。同センターでは、ビザ、外国人就労許可証の申請・更新、ビザの種類変更、再入国ビザの取得を3時間で行うことができる。同センターの利用対象は、投資奨励法、石油法、タイ国工業団地公社法のいずれかの特典により、投資活動もしくはビジネス活動を行うために一時的にタイ国滞在が認められた投資家または専門家のほか、国際商社や地域統括事務所に就労する外国人および許可を取得した外国人記者となっている。

連絡先: 18th Floor, Chamchuri Square Building, 319 Phayathai Road,

Pathumwan, Bangkok 10330 (ワンスタートワンストップ投資センター内)

Tel: (662) 209-1100

E-mail: osos@boi.go.th

(チ) 認可事業の人材開発に対する支援

### 3. BOIの投資奨励策の概要

BOIの投資奨励策は、奨励対象業種に対して与えられる税制上及び税制以外の特典の付与からなっている。その内容は産業の地方分散、地方産業の振興、所得格差の解消を目的として1987年以来、全国を三つのゾーンに分け、バンコク首都圏を離れるに従って特典を厚くしている。一方、特定の産業や産業集積(クラスター)を促進するため、ゾーンを問わず高い特典を付与している。

### (1) 投資奨励対象業種

付録2「投資奨励対象業種表」にある業種が対象となるが、いずれもタイの産業高度化、雇用促進に役立つ業種である。この表にないものもタイに役立つものであれば、委員会において審議され、上記表に付け加えられる。

### (2) 法人所得税の減免税(免税限度あり)

法人所得税の免税は、ゾーンにより異なるが、免税期間は、3年から8年である。(県により、あるいは、工業団地に立地するかどうかにより差がある。)

免税期間中の配当に対しても免税となる。

免税期間中に生じた欠損は免税期間終了後の5年間のどの年からの利益からでも控除可能。

なお、法人所得税の免税は、ゾーンごとに与えられる免税期間にかかわらず、免税累積額が、当初の投資額(土地代、運転資金、技術提携等による海外に支払う技術料を除く)に達したとき、打ち切られる措置が、2001年12月1日以降に認可を受けた事業から適用されるようになった(ただし、2003年から一部の重要産業については、この法人税免税額の上限を設けない措置がとられるようになった。詳細は付録2の投資奨励対象業種表の各業種欄を参照。)

この場合、土地代、運転資金除く投資の定義は以下の通りである。

なお、以下の定義は、BOI申請書の項目3.1を記入時に適用される。

(注意) 技術革新、向上(STI)に対する特別奨励の場合は、例外的に法人所得税免税額の上限を設けない措置がとられているので、それぞれの項を参照。

## 1. 建築費

- 1.1 事務所ビル、工場、公共施設、厚生施設の建設、拡大、改善。
- 1.2 建物を購入する場合、または、すでにある建物を使用する場合、売買契約書の価格、または、奨励証書発給申請書提出前の会計年度の帳簿価格(減価償却価格)を使用する。
- 1.3 建物を賃借する場合、賃借契約の借料を使用するものとし、3年より多い契約であること(3年以内の契約の場合、BOIと相談すること)。

## 2. 機械代金、据付費、試運転費

2.1 機械購入の場合は、機械の価格、据付費、試運転費、原価に含まれる技術料(エンジニアリング費用、設計費用)。

ソフトウェア事業および電子機器製造販売業に関しては、コンピュータ機器およびプログラムを含むものとする。

2.2 分割購入、リースの場合、契約額。

2.3 借り入れ機械の場合、借り入れ契約による金額(ただし、1年以上であること)。

2.4 系列企業間で、機械の対価を要求しない場合、奨励申請書に記入する機械を提供する会社の帳簿上の価格を使用する(外貨建の場合、申請書を提出した日の交換レートを使用する)。

2.5 機械を担保に入れる場合、帳簿価格を使用する。

(注:工場移転の場合の奨励申請の場合、機械の代金を含めることは許可しない。)

## 3. 事業開始前の経費で会社設立費用(旅費、弁護士費用、手数料、登録免許税を含む)

## 4. その他の資産購入費には以下のものを含む。

4.1 事務所備品、車両。ただし、新たに設立する事業、工場移動申請に限る。

4.2 採掘権に関する費用、国家に納入する公共、天然資源の費用。

(注:判定不可能な場合、BOI長官が最終的に判定する。)

## (3) 機械・設備の輸入税の減免税(ゾーンにより減税または免税)

詳細は本項の「機械の輸入規則」を参照。中古機械については規則あり。

## (4) 輸出製品用原材料の輸入税免税

輸出用の原材料の免税措置には、主要なものとして、以下の2つがある。

### ① 関税法によるもの

関税法により輸入後、1年以内にそのままか、加工されて輸出される場合、BOI認可事業以外でも輸入税は免税となるが、輸入時に輸入税に相当する保証金または銀行保証を差し入れる必要がある。

### ② BOI奨励によるもの

BOI認可事業の場合、当初から免税につき保証金、銀行保証は不要である。ゾーンにより当初の免税期間に差があるが、BOIに申請書類を提出することで延長可能となっている。

(5) 国内販売製品用原材料の輸入税減税

第3ゾーンに進出する企業が製造する国内販売用に製造する原材料の輸入税が、国内に代替品がないという条件で、最高75%まで減税する措置があったが、取得条件が改正され、2005年1月1日から、レムチャバン工業団地及びピラヨンの工業団地を除き、第3ゾーンの工業団地や奨励を受けた工業地域に入居する場合で、2014年12月31日までに投資奨励申請を行った事業にのみ適用されることになっている。

(6) 技術者、専門家および家族の入国、外国人就労許可

タイの法律により外国人は外国人就労許可なしにはタイで働くことはできないが、外国人就労許可は、BOI認可事業の場合は一般より簡素化された手続きと緩和された条件により許可される。

(7) フィージビリティ調査のための外国人の入国、外国人就労許可

\*投資奨励法により6ヶ月間の入国、外国人就労許可がとれる。

(8) 奨励事業を行うための土地所有許可

タイの土地法により外国人の持分が49%を超えるか、外国人株主数が全株主数の半数を超える法人の場合は、特別な場合を除き土地所有(所有権登記)はできないが、奨励事業の場合、外国人の持分が49%を超えても所有できる。これは、タイ国工業団地公社管理の工業団地においても同様である。

(9) 外貨による海外への送金が保証される。

#### 4. 税制上の特典の付与の方法

以下の通り全国を3ゾーンに分けて、税制上の特典に差をつけている。

全国の地域分け一覧(2000年8月1日改正のものを更に2004年6月11日改正)

第1ゾーン	バンコク首都圏6県	バンコク都、サムットプラカーン、サムットサーコーン、パトムタニ、ノンタブリ、ナコンパトム
-------	-----------	----------------------------------------------

第2ゾーン	首都圏周辺11県および ポケット	サムットソクラーム、ラッチャブリ、カンチャナブリ、スパンブリ、アント ーン、アユタヤ、サラブリ、ナコンナーヨック、チャチンサオ、チョンブリ、 *ラヨン、*ポケット
第3ゾーン (1)	右欄の36県	クラビー、カンペンペット、コンケン、チャンタブリ、チャイナート、チュム ボン、チェンライ、チェンマイ、タラン、タラート、ターク、ナンコンラー チャシマー、ナコンシータマラート、ナコンサワン、プラチュアブキリカン、 プラチンブリ、パンガー、パタルン、ピチット、ピサヌローク、ペチャブリ、 ペチャブーン、ムクダハン、メーホンソン、ラノー、ロップブリ、ラムパー ン、ラムブーン、ローイ、ソクラー、サケーオ、シンブリ、スコタイ、スラタ ニ、ウタラディット、ウタイタニ
第3ゾーン (2)	右欄の22県	ガラシン、チャイヤブーム、ナコンパノム、ナラティワート、ナーン、ブリラ ム、パタニ、パヤオ、プレー、マハーサラカム、ヤソトン、ヤラー、ローイエ ット、シーサケート、サコンナコン、サトゥーン、スリン、ノンカイ、ノング ブアラムプー、アムナートジャラー、ウボンラッチャタニー、ウドンタニ ー

(注:ラヨン県とポケット県は2000年8月1日の改正前は第3ゾーンであった。)

## 5. ゾーンによる税制上の特典(一般原則)

ゾーンごとに付与される税制上の特典は、ゾーンによりことなり、さらに、立地が工業団地内にあるか外にあるかなどにより異なり、また、条件がことなることにより税恩典の期限などが延長される場合もある。加えて業種によってもことなるので注意が必要である。概略は、以下の表のとおりである。業種ごとの詳細は、付録2の投資奨励業種表の参照が必要である。

この表で、注意すべき点は、第2ゾーン及び第3ゾーンの工業団地に立地する事業の税特典の違いである。2000年の8月の投資奨励策の改訂の時に、経過措置として設定されたものであるが、この経過措置は、2004年12月30日に終了される予定であったが、2014年末まで延長となった。表は、現在実施されている税恩典を整理したものである。

この経過措置の恩典を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要である。

- (1) IEAT管理の工業団地、BOIの奨励認可を受けた工業団地、チョンブリ県のレムチャバン工業団地に入居すること。
- (2) 2014年12月31日までに奨励申請が受理されること。

ゾーン	法人所得税減免		機械・設備の輸入税減免		輸出製品用原材料輸入税免税	
	工業団地外	工業団地内	工業団地外	工業団地内	工業団地外	工業団地内
第1ゾーン 6県	減免なし	3年間免税	輸入関税10%以上のものについて50%減税	左記と同じ	1年間(延長可能)	左記と同じ
第2ゾーン 11県	3年間免税	5年間 条件つきで7年間 注1	輸入関税10%以上のものについて50%減税	左記と同じであるが、条件が該当する場合免税。 注2	1年間(延長可能)	左記と同じ
第3ゾーン (1) 36県 注3	8年間 ①インフラの設置、建設費の25%を、収益を生じた日から10年間に、純利益から通常の減価償却に加えて控除することができる。 注4	8年間 ①8年間の免税期間終了後、5年間の50%減税注3にあたる場合は、第3ゾーン(2)の税優遇 ②輸送費、電気代、水道代の2倍までを、収益を生じた日から10年間に控除することができる。	免税	左記と同じ	5年間(延長可能)	左記と同じ(国内販売用原材料の輸入税の減免最高75%を5年間。ただし、国内で生産されず、されても輸入品の品質より劣る場合、数量が十分でない場合に限れる。レムチャバン工業団地、ラヨン県の工業地域を除く。条件あり、注5)

ゾーン	法人所得税減免		機械・設備の輸入税減免		輸出製品用原材料輸入税免税	
	工業団地外	工業団地内	工業団地外	工業団地内	工業団地外	工業団地内
第3ゾーン (2) 22県	8年間 ①8年間の免税期間終了後、5年間の50%減税 ②輸送費、電気代、水道代の2倍までを、収益を生じた日から10年の間に控除することができる。 ③インフラの設置、建設費の25%を、収益を生じた日から10年の間に、純利益から通常の減価償却に加えて控除することができる。注4	8年間 左記に同じ  左記に同じ  左記に同じ	免税	左記に同じ	5年間(延長可能)	(国内販売用原材料の輸入税の減免最高75%を5年間。ただし、国内で生産されず、されても輸入品の品質より劣る場合、数量が十分でない場合に限れる。レムチャパン工業団地、ラヨン県の工業地域を除く。条件あり、注5)

ゾーンごとの税制上の特典一覧(一般原則、2000年8月1日改正、同日以降の申請に適用される)

注1. 第2ゾーンにあるIEAT管理の工業団地、BOIの認可を受けた工業団地に立地し、2014年12月31日までに奨励申請が受理されること。

注2. 第2ゾーンにあるIEAT管理の工業団地、BOIの認可を受けた工業団地に立地し、2014年12月31日までに奨励申請が受理されること。

注3. 第3ゾーンにあるIEAT管理の工業団地、BOIの認可を受けた工業団地、これらの条件下にあるレムチャパン工業団地、ラヨン県内の工業団地に立地するプロジェクトは、第3ゾーン(1)と同じ恩典を受けることが可能である。ただし、2014年12月31日までに奨励申請が受理されること。

注4. 10年間のどの年の利益から控除するのか、あるいは数年に渡って控除が可能である。

注5. 第3ゾーンにあるIEAT管理の工業団地、BOIの認可を受けた工業団地立地するプロジェクトに適用。レムチャパン工業団地、ラヨン県内の工業団地に立地するプロジェクトは対象としない。2014年12月31日までに投資申請が受理されること。

## 6. 特別重要業種および特別重要かつ国益をもたらす業種について

投資委員会は、タイにとって重要な産業を定め、「特別重要業種」あるいは「特別重要かつ国益をもたらす業種」として奨励している。重要業種の詳細は、付録2の奨励対象業種表に示されている。

### (1) 指定対象産業

- ・ 農水産業およびその製品
- ・ 技術開発および人的資源の開発にかかわる事業
- ・ 公共事業、基本的なサービス
- ・ 環境の保全、環境対策に係る事業
- ・ 重点産業

### (2) 特別重要業種に対する恩典

- ・ 立地ゾーンに関係なく、機械の輸入税を免除
- ・ 立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除(免税額に上限あり)
- ・ その他の立地ゾーンに応じた恩典

### (3) 特別重要かつ国益をもたらす業種に対する恩典

- ・ 立地ゾーンに関係なく、機械の輸入税を免除
- ・ 立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除(免税額に上限なし)
- ・ その他の立地ゾーンに応じた恩典

## 7. 持続的発展のための投資奨励政策

持続的発展、科学技術分野におけるタイ国の競争力向上、製造業の質の改善、環境負荷の軽減を促進する目的で、投資委員会は、持続的発展のための投資奨励政策の下で、特別な税制上の恩典を付与する。(詳細は2010年4月23日付 タイ投資委員会告示 No.2/2553を参照のこと)

### 1. 対象産業に対する投資奨励政策

- ・ 機械輸入税の免除
- ・ 法人所得税を8年間免除(免税額に上限なし)。



- 法人所得税の免除期間終了後さらに5年間にわたり50%減税。
- 輸送費、電気代、水道代の2倍を、収益が生じた日から10年間控除。
- インフラ設置費、建設費の25%を通常の減価償却に加えて控除。

## 条件

- バンコク以外の全国に立地するプロジェクトが対象。
- 申請書を2012年12月31日までに投資委員会事務局に提出すること。
- プロジェクトは以下のいずれかの業種に該当すること。

### 1) 省エネルギーおよび代替エネルギー関連業種。すなわち、

- |          |                                                        |
|----------|--------------------------------------------------------|
| 業種 1.18  | 農産品からのアルコールあるいは燃料の製造(スクラップ、ごみ、廃棄物を含む)                  |
| 業種 4.2.3 | 省エネ、代替エネルギー機械、その部品の製造                                  |
| 業種 4.15  | 燃料電池の製造                                                |
| 業種 7.1.1 | 電力およびスチームの製造<br>- 農作物からのエネルギー、バイオガス、風力エネルギーなど再生可能エネルギー |

### 2) 環境にやさしい素材および製品の製造。すなわち、

- |        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 業種 6.3 | 環境にやさしい化学品 (Eco-friendly Chemicals) の製造 |
| 業種 6.4 | 環境にやさしい製品 (Eco-Friendly Products) の製造   |

### 3) 高度技術を使用した事業。すなわち、

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 業種 1.11.10 | メデイカル・フーズ (Medical Food) の製造     |
| 業種 2.5.3   | アドバンス・セラミックスの製造                  |
| 業種 2.19    | ナノ・マテリアルの製造または内製ナノ・マテリアルからの製品の製造 |
| 業種 3.1.1   | 天然繊維あるいは人口繊維の製造                  |
| 業種 3.9     | 医療用器具、機器の製造                      |

業種 3.10	科学機器の製造
業種 4.2.1	エンジニアリング・デザインのある機械、その備品、部品の製造
業種 4.2.2	農業および食品加工用の機械、備品の製造
業種 4.2.4	金型の製造あるいは修理
業種 4.9	航空機の製造、修理、改造 (Aircraft Conversion) および航空機 備品、部品あるいは航空機内用品の製造あるいは修理
業種 4.10	乗り物の部品の製造 - Automatic transmission - Continuously Variable Transmission (CVT) - ハイブリッド車あるいは燃料電池などのエンジン用 Traction Motor。 - Electricity Stability Control (ESC) - Regenerative Braking System - 乗り物用タイヤの製造
業種 5.4.3	工業用の電子機器の製造
業種 5.4.4	電気通信用の電子機器の製造
業種 5.5.1	半導体の製造
業種 5.5.2	記憶装置の製造 - Hard Disk Drive (HDD), Solid State Drive (SSD) および HDD と SSD の部品に限る
業種 5.5.4	電気通信機器部品の製造
業種 5.5.5	医療用の電子機器部品の製造
業種 5.5.6	農業用の電子機器部品の製造
業種 5.5.7	乗り物用電子部品の製造
業種 5.5.10	太陽電池あるいは太陽電池原材料の製造
業種 5.5.12	Flat Panel Display の製造
業種 5.6	マイクロエレクトロニクス用の資材あるいは基板の製造
業種 5.7	電子の設計
業種 7.18	人材開発

業種 7.19	バイオテクノロジー事業
業種 7.20	研究および開発サービス
業種 7.21	理科学実験サービス
業種 7.22	計測器校正 (Calibration) サービス

## 2. 省エネルギー、代替エネルギーの使用、環境負荷の軽減を促進するための政策

本政策は、省エネルギーおよび環境負荷軽減のための機械の能力改善や、技術の改善を主眼とするものである。

### 恩典

- 機械輸入税の免除
- 土地代および運転資金を含まない投資金額の70%まで3年間法人所得税を免除。なお、法人所得税免除の対象は既存事業の収入とする。免除期間は、奨励証書受領後収入が発生した日から開始する。

### 条件

- 本政策は、投資委員会の奨励を受けた既存のプロジェクト、投資委員会の奨励を受けていない既存のプロジェクト(但し投資奨励対象業種に該当すること)の両方に適用する。
- 投資委員会の奨励を受けたプロジェクトも、法人所得税の減免期間が終了しているか、法人所得税の免税恩典を受けていないプロジェクトの場合、本政策の申請をすることができる。
- 申請者は、省エネルギー、代替エネルギーの導入、あるいはまた以下のいずれかを採用することによる環境負荷の軽減のために、機械を変更するための投資計画を提出すること。
  - 1) 指定の割合でエネルギー消費量を減少させるために近代的な技術を導入するための機械の能力改善への投資\*
  - 2) 全体エネルギー消費量と比較して指定の割合で代替エネルギーを使用するための機械の能力改善への投資
  - 3) 指定の割合で、廃棄物、廃水または排気量を減少させるための機械の改善能力への投資(注)機械の能力改善への投資には、既存機械の改良による能力アップへの投資および新しい機械を導入する入れ替え投資が含まれる。
- 申請書を2012年12月31日までに投資委員会事務局に提出し、奨励証書発給日から3年以内に実施を完了すること。
- 既存プロジェクトによる本政策の申請については、投資額の規模によらず、すべて投資委員会事務局において検討される。

### 3. 新製品製造のための技術改良によって生産効率の向上を促進するための政策

本政策は、投資企業に、増収し雇用を維持した上で、効率的な機械の利用や、より高い付加価値製品への生産拡大を促すことを目的とするものである。

#### 恩典

- 立地ゾーンに関係なく、機械輸入税を免除。
- 新製品の生産から得られる収益に対する法人所得税を3年間免除。但し、免除額の上限は、生産ラインの改善に対する投資額とする。

#### 条件

- 本政策は、投資委員会の奨励を受けた既存のプロジェクト、投資委員会の奨励を受けていない既存のプロジェクトの両方に適用する。
- 投資企業は、新製品製造が可能になるよう、既存の生産ラインの改善に投資すること。
- 改善後の生産ラインによって製造された新製品は、既存の製品とは違ったもので、異なる名前を有すること。またその新しい製品は、法人所得税の免除恩典が付与されている投資奨励対象業種表に含まれること。
- 生産ラインの改善には、組立てラインの改善は含まれない。
- 申請書に新製品製造の為に技術の改善に対する投資計画を添付し、2012年12月31日までに投資委員会事務局に提出すること。
- 既存プロジェクトによる本政策の申請については、投資額の規模によらず、すべて投資委員会事務局において検討される。

### 4. 環境問題解決措置

本政策は、産業工場が環境経営に優先的に取り組むことを促す目的で設けられたものである。

#### 恩典

- 環境負荷を軽減するために機械の改善をする場合に、機械輸入税を免除
- 土地代および運転資金を含まない投資金額の70%まで3年間法人所得税を免除。なお、法人所得税免除の対象は既存事業の収入とする。免除期間は、奨励証書受領後収入が発生した日から開始する。

## 条件

- 申請者は、環境経営基準および政府が特定する条件を順守し、汚染レベルは法的基準値より低く、また以下の産業であること。
  - 石油精製
  - 天然ガス分離
  - 電力発電
  - 化学・石油化学
  - 鉱物・基礎金属
- 本政策は、投資委員会の奨励を受けた既存のプロジェクト、投資委員会の奨励を受けていない既存のプロジェクトの両方に適用する。
- プロジェクトは、投資委員会の定める基準や手法に則って、環境負荷を軽減するものであること。
- 申請書は、投資委員会が定める基準や手法に則った環境負荷軽減計画を含めて、2012年12月31日までに投資委員会事務局に提出し、奨励証書発給日から3年以内に実施を完了すること。
- 既存プロジェクトによる本政策の申請については、投資額の規模によらず、すべて投資委員会事務局において検討される。

## 8. 技能・技術・イノベーション(STI)に対する特別奨励

(タイ投資委員会布告 No.3/2449、No.6/2552、No.11/2552を参照のこと)

技能や科学技術の開発、イノベーションを奨励する為に、STI政策 (Skill, Technology & Innovation)の下で、追加で税制上の恩典を付与している。以下の条件が設けられている。

### 1. 追加の税制上の恩典

- 1.1 以下の要領で、投資委員会布告No.1/2543、No.2/2543に基づいて与えられた法人税免除期間に、追加で所定の免税期間が与えられる。ただし、免税期間は、合計して最高8年を超えないものとする。
  - 1.1.1 研究開発あるいはデザインの投資や支出、高度な技術訓練 (Advanced Technology Training)の支出あるいは教育・研究機関への支援の支出、または技術・人材開発基金(Technology and Human Resources Development Fund)への

寄付が、あわせて最初の3年間の売上げ額の1%以上、あるいは、それらの支出が1億5000万バーツ以上の、どちらか低い額により、1年間の増加した法人所得税の免除を受ける。

#### 1. 1. 2 研究開発あるいはデザインの投資や支出、高度な技術訓練

(Advanced Technology Training)の支出あるいは教育・研究機関への支援の支出、または技術・人材開発基金(Technology and Human Resources Development Fund)への寄付が、あわせて最初の3年間の売上げ額の2%以上、あるいは、それらの支出が3億バーツ以上の、どちらか低い額により、2年間の増加した法人所得税の免除を受ける。

#### 1. 1. 3 研究開発あるいはデザインの投資や支出、高度な技術訓練

(Advanced Technology Training)の支出あるいは教育・研究機関への支援の支出、または技術・人材開発基金(Technology and Human Resources Development Fund)への寄付が、あわせて最初の3年間の売上げ額の3%以上、あるいは、それらの支出が4億5000万バーツ以上の、どちらか低い額により、3年間の増加した法人所得税の免除を受ける。

#### 1. 2 立地ゾーンに関わらず、機械輸入税を免除。

2. 技能、技術、イノベーションのための投資や支出は、法人所得税の免除期間にわたって投下することができる。

3. 投資奨励法第31条の下で、法人所得税の免除特典を受けているプロジェクトや、既に収益を得ているプロジェクトは、STIの申請書を法人所得税の免除期間が終了する前に提出すること。法人所得税の免除特典を受けないプロジェクトの場合には、投資奨励申請と同時にSTI申請も提出しなければならない。

4. 被奨励者は、タイ投資委員会事務局による基準に則って、前述した権利特典への奨励申請を行うものとする。

## 9. 追加の投資奨励政策と促進策

産業セクターと教育機関間の研究開発協力を促進するための政策（詳細はタイ投資委員会布告 No.1/2550を参照のこと）

本政策は、イノベーションを創造する為の、民間セクターと公的セクターあるいは産業セクターと教育機関との協力を通じた基礎知識や技術力の強化により、産業の競争力強化を主眼におくものである。

1. 産業セクターと教育機関間の合同研究開発事業には以下の基準と条件が適用される。
  - 1.1 投資奨励恩典を受けているか否かに関わらず、既に稼働済みのプロジェクトが対象となる。
  - 1.2 奨励対象業種であるか、投資委員会から特定された技術がプロジェクトの対象となる。
  - 1.3 投資委員会により奨励に値するとみなされた分野に属する業種であること。
  - 1.4 既に投資奨励恩典を受けているプロジェクトは、既に付与されている法人所得税の減免期間終了後にのみ、本政策の奨励を申請することができる。
  - 1.5 少なくとも51%以上がタイ資本であること。
  - 1.6 投資委員会が特定した基準や手法に則って、投資委員会が承認した研究・教育機関と合同で研究開発に取り組むこと。
  - 1.7 投資委員会が特定した基準や手法に則って、既存事業の範囲内で奨励申請を提出し、研究開発計画を添付すること。
  - 1.8 国税局の制度により控除が認められている場合には、本政策による免税措置は認められない。
  - 1.9 奨励事業により発生した収益の法人所得税は免除される。免税期間は、奨励証書発給後に初めて収益が発生した日から開始する。
  - 1.10 法人所得税免除の権利恩典を行使する為には、協力関係にある研究・教育機関が認定する何らかの証明を作成すること。
2. 以下の恩典が付与される。
  - 1.1 研究開発事業に使用される機械・機器の輸入関税を免除する
  - 1.2 研究開発への投資および費用の70%に対し、法人所得税を3年間免除。但し、免除額の上限額は1,000万バーツとする。

## 10. 投資奨励申請のための資格、基準および業種に共通な条件

(業種による特別の条件は付録2「奨励対象業種表」の各業種の条件の部分参照)

- (1) 国籍には関係なく奨励が与えられる。
- (2) 奨励は奨励対象業種(タイの産業発展に資するものを選定)に与えられる。  
この業種表にないものも委員会へ申請することにより、タイの産業発展に資するものであれば追加される。

- (3) 当初の投資額は土地代と運転資金を除き100万バーツ以上であること。
- (4) 操業当初の負債の額は登録資本金の3倍以内であること。  
プロジェクトを拡大する場合はケースバイケースで委員会が判断する。
- (5) 近代的な生産方法および新しい機械を使用すること。  
中古機械の場合は信頼すべき機関がその能率を保証したもので、委員会が同意を与えたものでなくてはならない。  
10年を超える中古機械については18. において詳述する。
- (6) 合弁の規準
- (イ) 農業、畜産、漁業、採鉱と鉱山業および「1999年外国人事業法」別表1のサービス部門と同一の業種はタイ国籍者が持分全体の51%以上を保有しなければならない。
- (ロ) 製造業は外国籍者が持分の大部分または全部を所有することができる(2000年7月31日以前に奨励申請された事業については、第3ゾーンは100%外資が認められていたが、第1、2ゾーンは輸出比率により出資比率が定められていた。その制度は2000年8月1日以降の申請分から撤廃され、立地による出資比率の条件は撤廃された)。
- (ハ) 特に理由がある場合、委員会は特定の業種に限り外国籍者の持分比率を定めることができる。
- (7) 20%以上の付加価値を付けること。  
ただし、電子製品および部品、農水産業および農水産加工品、投資委員会が特別に同意を与えたものは例外。
- (8) 1千万バーツ以上の投資(土地代と運転資金を除く)規模の場合、操業開始後2年以内にISO9000またはそれに相当する国際基準の認定を受けること。  
これが実行できない場合、法人所得税の免税期間を1年間短縮される。
- (9) 奨励は法人が営む事業にのみ与えられる。  
申請段階では個人の名義により申請可能であるが、認可を受け、正式に奨励証書の発給を受けるときまでに法人を設立し、法人名義で奨励証書発給申請を行う。
- (10) 登録資本金は操業開始までに100%払い込むこと  
タイの会社法では、非公開株式会社は各株式について25%以上の払込が行われれば会社登記は可能であるが、投資委員会の場合は、操業開始までに100%払込むことが条件となっている。タイの場合、日本の授權資本制度と異なり、定款に記載された株式数を設立時に全部発行、各株式について25%以上払込が行われれば会社は成立し、後は取締役の請求により残額を払込む制度となっているので注意すること。
- (11) フィージビリティー・スタディ  
投資金額が8,000万バーツ(土地代と運転資金を除く)以上の場合、投資奨励申請に当たってはフィージビリ



ティ・スタディの報告書を添付しなければならない。フィージビリティ・スタディの規定は、付録3の「8,000万バーツ以上(土地代及び運転資金を除く)のプロジェクト認可の検討の為に必要とされる可能性調査(Feasibility Study)報告書の規定」、「5億バーツ以上(土地代及び運転資金を除く)のプロジェクト認可の検討のために必要とされる可能性調査(Feasibility Study)報告書の規定」を参照。

#### (12) その他の条件

特典の条件として守るべき条件は全て奨励証書に記載されているが、上記以外のものを挙げると以下の通りである。

(イ) 奨励証書に記載された品目の製造または役務のみの提供を行うこと。

例えば異なる品目を追加するときは、投資委員会の認可を受けなければならない。

(ロ) 奨励証書に記載された製品、役務の数量までは法人所得税は免税となるが、それを超えた数量に対する利益は、課税対象となる。従って、超える恐れがある場合は数量の変更の許可を受けること。

(ハ) 特典により取得した土地、特典により輸入税減免を受けた機械・設備、原材料は原則として奨励を受けた事業にのみ使用すること。別の用途に使用する場合は投資委員会に許可申請すること。

## 11. BOIへの投資奨励申請から認可まで

### (1) 申請書の提出

英語とタイ語が裏表になっているので、日本人は英語を使用すれば良い。事前調査が終了、事業計画が出来上がっておれば、それを申請書に移し換えることで申請書は出来上がる。申請人は、まだ現地法人ができていない段階が普通であるので個人名となるのが通常で、タイの居住者を連絡人として記載する。BOIの連絡は全て連絡人へ行くことになる。申請書は日本の場合、東京にあるBOIの事務所へ提出しても、本部の総務部でも、地方事務所で提出してもよい。申請書には、製造品目のカタログ、会社概要などを添付するほか、申請書に記載しなければならない工程表を添付すること。この工程表は奨励を受けたあと守ることが義務付けられているので、材料の入荷、検査から製品の検査、出荷までもらさず記入しておくこと。

また、機械の導入はこの工程表に必要なものが許可されるのであるから、工程表と機械の整合性に注意すること(工程表で必要とされない機械の減免輸入は認められない)

なお、環境を汚染する恐れのある事業については、付録6の「初期の環境負担調査結果報告書」を申請書と同時に提出しなければならないので注意すること。

また、10年を超える中古機械は原則認められないが、審査により認められることもある。その場合、機械の能力証明書も投資奨励申請書と同時に提出しなければならない(10年を超える中古機械の扱いについては18.の(2)中古機械の使用に関する規定を参照)。

## (2) 審査担当官によるインタビュー

申請書が受理されたあと、直ぐにインタビューの通知が、申請書の提出者に手交されるか、申請書に記載されたタイ国内連絡先へ送付される。申請者は通知書に明記された部署と連絡し、審査担当官とアポイントをとり申請書受理から原則として2週間以内にインタビューを行う。

インタビューの目的は、委員会へ案件を上げるため、申請書では不十分な情報を得ることで、製品の詳細、製造工程など技術的なことや申請者(会社)の現在の事業内容を約2時間ほどヒアリングされる。従って、申請者が十分に答えられない場合は、技術者も同行することが望ましい。

## (3) 委員会による案件審査

審査担当官による案件の詳細レポートができあがると、委員会に提案され、審議される。この場合、投資額により次の委員会で審議される。

(イ) 投資額8千万バーツ以下(土地代と運転資金を除く) - BOI事務局の内部委員会

(ロ) 投資額8千万バーツを超え、7億5千万バーツ以下(同上) 小委員会

(7億5千万バーツを超え輸出80%以上の場合は小委員会)

(ハ) 投資7億5千万バーツ以上で輸出80%以下(同上) 本委員会(首相が議長)

以上の(イ)と(ロ)は毎週開催され、(ハ)は原則毎月1回である。

申請書受理から審査認可までの期間は、(イ)の場合40営業日以内、(ロ)の場合60営業日以内、(ハ)は90営業日以内と定められている。

## (4) 認可通知とそれに対する回答

委員会で認可されると、その旨文書により、代理人を通して通知される。文書の内容はBOIの政策による特典と条件が記載されている。タイ語である。この通知を受け取ってから1ヶ月以内に通知書の内容に同意するか、しない旨の回答を行う必要がある(様式あり、期限延長可)。

通知を受け取ったら、早急に日本語または英語に翻訳して、内容を確認、特典、条件が、すでに理解しているものと異なる場合は、回答を保留して、文書で問い合わせることが必要である(特典と条件はゾーン、業種により定めてあるので食い違いがあることは余りない)。

なお、認可通知書には以下の書類が添付される。

1. 認可受理の回答フォーム
2. 認可受理回答期限延長の申請フォーム
3. 奨励証書(Promotion Certificate)発給申請フォーム
4. 輸入品梱包に輸入税等減免特典を受けることを表示する荷印の通知
5. 機械輸入に関する告示(46/2534(1991年))、Por3/2545(2002年))及びタイで製造できる機械・設備リスト
6. 法人所得税免税の特典を使用する前の事業実績報告の方法について(OBOI告示Por.4/2544(2001年))
7. 電子システム(MCTS)による機械品目表承認の基準と方法(OBOI告示Por.8/2544(2001年))
8. 必要インフラ、人材に関する調査表

#### (5) 奨励証書の発給

通知書に対する回答が終われば、次に正式の奨励証書を発給してもらうための申請を行う。

奨励申請は個人でも良かったが、BOIの奨励事業は法人により営まれることが条件になっているので、現地法人の責任者名義で申請することが求められている。

従って、BOIへの奨励申請と平行して、現地法人設立事務を進めておけば、時間の節約となる。

この段階で、資本金の払込みは会社法により各株式の額面の4分の1以上で足りるが、BOI認可企業の場合、操業開始までに各株式を全額払込むことが要求されるので注意すること。

奨励証書発給申請は奨励認可を引き受けると回答した日より180日以内に行う必要があり、奨励証書の発給は、通常発給申請から10営業日以内である。

奨励証書発給申請書に必要な書類は以下の通り。

1. 奨励証書発給申請書(BOI様式 F OS CT 21)
2. 法人登記簿謄本(登記事務所が証明した定款、株主リストを含む)
3. 法人登記証明書(上記登記簿と対になっている)
4. 増資の場合の法人登記簿謄本(もしある場合)
5. (タイ商務省の)会社株式登記事務所の保証書
6. 海外からの資金送金を証明する書類(外国からの資本がある場合)
7. 合弁事業契約、技術援助契約、その他の援助契約(もしある場合)
8. 記入済み必要インフラ、人材調査票

なお、奨励証書の見本は付録1(第3ゾーンの場合)にあるので、参照されたい。

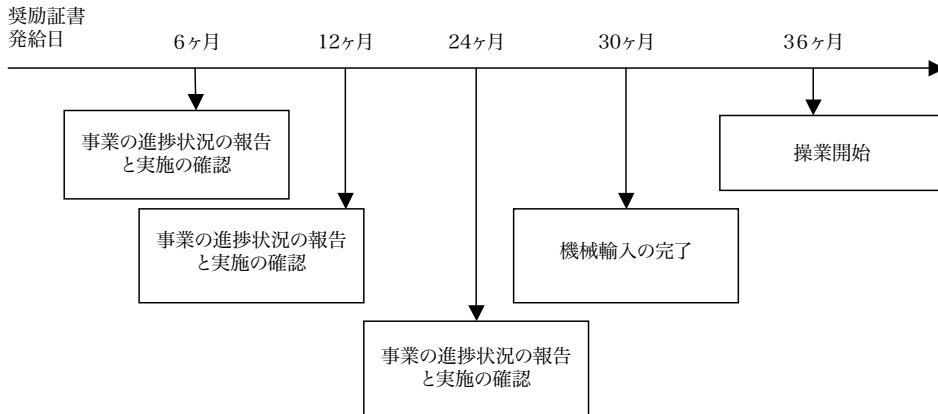
## 12. 奨励証書受領後の手続き(奨励証書の見本は付録1を参照)

### (1) 事業の開始

奨励証書発給後、奨励企業は以下の条件を満たし、投資委員会事務局に随時報告をすることが求められる。

- ・ 奨励証書発給日から6ヶ月以内に、奨励企業は、工場建設の開始や機械の購入などにより、プロジェクトを開始すること。(F PM BL 01書式を使用のこと)
- ・ 30ヶ月以内に、投資委員会の減免措置使用による機械・機器の輸入を完了すること。(ただし、1回につき1年、3回まで延長は認められる)
- ・ 36ヶ月以内に、建設を完了し、機械・機器を設置し、工場の稼働を開始すること。(F PM OP 01書式を使用のこと)
- ・ 投資委員会事務局による書類や告知文書が、所定の住所に送付されるよう、奨励企業は、事務所の移転が生じた場合、投資委員会事務局に、連絡すること。
- ・ 工場移転などの何らかの変更が生じた場合も、投資委員会事務局に報告し、承認を得ること。
- ・ 奨励企業は、事業を2カ月以上中断する場合、投資委員会事務局から書面による許可を得ること。
- ・ 奨励企業があらかじめ定められている条件を満たしていないことが明らかにされた場合、投資委員会事務局は、公式な警告文書を送付する。条件を満たせないことに十分な理由が認められない場合、投資委員会事務局は投資委員会に奨励証書の撤回を薦め、財務省やその他関連機関に報告する。
- ・ 機械のマスタースト、原材料輸入の際にフォーミュラーの承認申請を行い、機械および原材料の輸入申請など事業の準備を開始しなければならない。
- ・ 操業開始後、奨励企業は毎年7月31日までに、F PM OP 10書式による年次報告を記入し提出すること。奨励企業は奨励証書内の以下の条件を引き続き満たす必要がある。
  - 投資額の規模
  - プロジェクトの立地
  - 登録資本金／タイ資本の比率
  - 製品／サービスおよびその生産能力
  - 生産工程
  - 機械の用途
  - 求められるレベルのISO認証の取得

## 奨励証書に規定される条件により必要となる手続き



### (2) 土地の購入

土地法により外国人の資本持分が資本額の49%を超えているか、外国人株主数が全株主数の半数を超えている場合、原則として土地の所有権登記はできないが、投資委員会の認可事業、タイ国工業団地公社 (IEAT) が管理する工業団地に入居する場合は保有が可能である。タイの工業団地のほとんどはIEATの管理につき、その場合はIEATで手続きをすることとなる。

IEAT 管理以外の工業団地、団地外の土地の場合については16. の「土地所有申請のための手続き」を参照されたい。

### (3) 工場建設

一般的に、奨励証書発給日から30ヶ月以内に稼働を開始しなければならないので、それまでに工場建設、機械の搬入、据付、テストを行うことが必要である。

工場建設、稼働については12.「工場設立に関する手続き」を参照されたい。

工場稼働開始の許可申請手続きとしては、奨励証書に定めてある稼働開始期限(一般的には奨励証書発給日から30ヶ月以内)の15日以上前に文書により投資委員会事務局へ通知し、担当官の検査を受けなければならない。投資委員会事務局は検査のあと正式に操業許可書を発行する(投資委員会の検討期間は45日間)。

### (4) 機械の輸入

輸入税の免税、減免を受ける機械は、プロジェクト認可後投資委員会事務局へ輸入を申請しなければならない。投資委員会事務局の機械委員会において申請された機械のリストにより輸入税減免の可否が審査される。リスト作成に当たってはインバスタークラブが主催するセミナーに参加して指導を受けること(参加費有料)。

機械機器の輸入税減免措置に関しては、投資委員会布告No.46/2534を参照のこと。以前に、工業団地公社(IEAT)のフリーゾーンあるいはフリーゾーンで使用されていた機械は、中古機械とみなされるため、奨励プロジェクトにおいて使用することは認められない。

機械リストが許可されたら事務局から税関宛に輸入税減免の要請書が発行され、申請者はこの要請書を添付して税関で輸入手続を行うこととなる。

なお、輸入通関に当たっては、事前に税関局において輸入者(被奨励者の代表)の「署名」を登録する必要があるが、代表者が外国人の場合、外国人就労許可が必要であるので、それまでに外国人就労許可を取得する必要がある。

輸入はフル生産に到達するまで段階的に行ってもよいが、最終的には奨励証書発給日から30ヶ月以内に輸入を完了し、完了したときに輸入した機械全部のリストを添付して文書により事務局へ報告しなければならない。なお、詳細は18.の「機械の輸入規則」を参照されたい。

#### (5) 原材料の輸入

輸出用製品に使用される原材料は、投資委員会認可事業の場合奨励特典により輸入税は免除される。その期間は、第1、2ゾーンは1年、第3ゾーンは5年(いずれも延長可能)である。

投資委員会認可事業ではない場合、本来は税関において輸入税相当の銀行保証を差し入れて輸入通関、輸出後銀行保証は返還されるという手続きをとるのであるが、投資委員会での手続きには上述の銀行保証は不要である。これは、投資委員会の特典の一つである。

また、現時点では、免税期間の1年または5年は、申請すれば延長が可能となっている。

詳細は19.の「原材料あるいは必要資材の輸入手続」を参照されたい。

輸出用製品の原材料輸入税については概略以下のようになっている。

- (1) 製品ごとに一つの製品を製造するために必要な材料、部品の量(ロスを見込む)を一覧表にする。
- (2) この一覧表はフォーミュラと呼んでいる。フォーミュラには年間生産見込み量から見て6ヶ月分の必要材料、部品の量が計算される(これをマックスストックと称している)。
- (3) このフォーミュラを投資委員会と打合せて許可を取り付ける。
- (4) 投資委員会はフォーミュラによりマックスストックを超えない範囲で、最大必要量の材料、部品について輸入ロットごとに輸入税免税の文書を作成、事業者はこの投資委員会の文書に基づき、税関で輸入税を支払うことなく輸入通関をする。
- (5) 材料、部品が加工されて製品となり、製品が輸出されたら、輸出証明書(通常ブルーコーナーと読んでいる)を投資委員会へ提出。

- (6) 輸出された製品の量により、消費された材料、部品の量が判明し、その分を差し引けば(カットストックと称している)、材料、部品の在庫量も判明する。
- (7) 投資委員会は在庫が少なくなれば、追加の材料、部品について無税輸入の許可を行う。

#### 注意点

- イ. 国内販売用の製品もある場合、輸出入と国内用は、インボイスを分割して輸入し、工場内でも保管場所を分けておいたほうが管理し易い。
- ロ. 商社を経由して輸入することは可能であるが、受取人(Consignee)はあくまでも被奨励者であることが要求される。

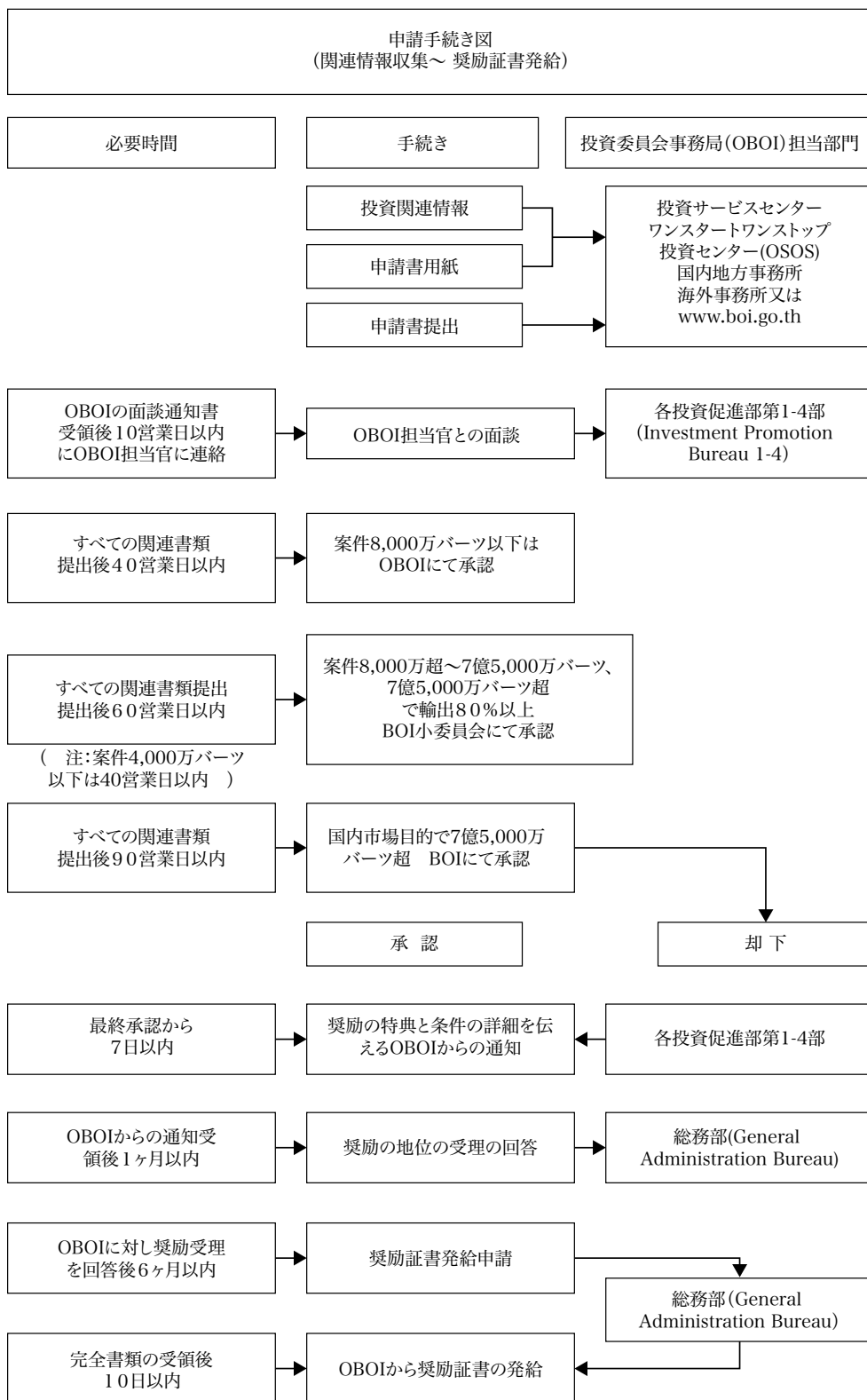
### 13. 工場設立に関する手続き

- (1) 基本的に被奨励企業は工業省工場局、地方の場合県工業事務所にて手続きを行うことであるが、ほとんどの場合建築業者により代行されている。
- (2) 食品、医薬品、化粧品、有毒物質、木材の加工、飼料工場の建設、および拡張、建築および燃料貯蔵施設の建設、井戸掘削の事業の場合は、特別許可が必要となる。
- (3) 工場設立の所管は工業省工場局であるが、タイ国工業団地公社(IEAT)の工業団地に入居する場合はタイ国工業団地公社法42条により IEATが権限を持っているので IEATへ申請する。それ以外については、地方の場合、各県の工業担当官事務所へ申請する。申請に必要な書類は、省令で定めてあり、一般の工場の場合は以下の通り。
  - 1. 申請書(工場の概要を記入する)
  - 2. 法人登記簿写し(代表権、会社の目的部分)
  - 3. 工場所在地地図
  - 4. 工場内機械配置図(正確な縮図で、建築士の証明を付す)
  - 5. 工場設計図(正確な縮図で、建築士の証明を付す)
  - 6. 公害防止対策の説明書
  - 7. その他必要書類

工場許可を受けたあと、操業開始する場合は15日以上前に工業担当官へ通知しなければならない。工場許可証の有効期限は操業開始から5年目の暦年の年末までであり、5年経過したとき延長の許可を受ける必要がある。一方、BOI事務局に対しても、操業開始期限の15日前に操業許可を申請しなければならない。



## 申請から操業開始までのフローチャート





事業の実施および奨励恩典の使用  
(奨励証書受領後)

必要時間	手続き	投資委員会事務局(OBOI)担当部門
------	-----	--------------------

外国人技術者・専門家

申請後 5～20日	外国人技術者、 専門家の導入の認可および ワークパーミットの認可申請	ビザ・ワークパーミットの ワンストップサービスセンター および関連政府機関
--------------	------------------------------------------	---------------------------------------------

機械

申請後 60営業日以内	eMTを使った 機械マスターリストの承認申請	投資促進部第1-4部 又は国内地方事務所
----------------	---------------------------	-------------------------

申請後 3時間以内	減免措置による機械の輸入申請	インベスタークラブ
-----------	----------------	-----------

原材料・必要資材

(※機械の輸入は奨励証書発給後30カ月以内に完了すること)

申請後 30営業日以内	原材料の リストおよび量の承認申請	投資促進部第1-4部 又は国内地方事務所
----------------	----------------------	-------------------------

申請後 3時間以内	減免措置による原材料の 輸入申請	インベスタークラブ
-----------	---------------------	-----------

申請後 30営業日以内	原材料の 生産フォーミュラの承認申請	投資促進部第1-4部 又は国内地方事務所
----------------	-----------------------	-------------------------

申請後 3日以内	製品輸出の証明の提示による 輸入原材料の在庫状況の更新	インベスタークラブ
----------	--------------------------------	-----------

事業の進捗・モニタリング

奨励証書発給後 6ヵ月、1年、2年	事業の進捗報告の提出	投資促進部第1-4部 又は国内地方事務所
----------------------	------------	-------------------------

奨励証書発給後 36ヶ月以内	関連書類とともに 事業開始報告の提出 (45営業日以内に工場の稼働 開始許可)	投資促進部第1-4部 又は国内地方事務所
-------------------	--------------------------------------------------	-------------------------

稼働開始後 毎年の7月31日まで	財務諸表と操業結果の提出 (書式 Tor.Sor.310使用)	投資促進部第1-4部 又は国内地方事務所
---------------------	------------------------------------	-------------------------

奨励証書内のその他の条件(例: ISO)に係る書類や書式の提出		投資促進部第1-4部 又は国内地方事務所
------------------------------------	--	-------------------------

## 14. 土地所有申請のための手続き

外国人の資本持分が全資本の49%を超えるか、外国人株主数が全株主数の半数を超えている奨励企業は、投資奨励法の27条により、土地所有の申請ができる。そのためには、所在地の地図、建設計画、および土地権利証書を添付の上、申請フォームを担当の投資促進部に提出する。

(注：タイ国工業団地公社(IEAT)が管理する工業団地内の土地についてはIEATへ申請すること。)

BOI事務局は、要望のある土地の総面積を承認し、申請者に承認の文書を送付する。

土地がバンコックにある場合、BOI事務局は、土地局に、地方にある場合は、当該の県知事に通知する。

承認の文書の受領に引き続き、その土地を取得するために被奨励企業は、その土地が所在する地区の土地局に、奨励証書を提示しつつ連絡を取らなくてはならない。

被奨励企業が、後に解散した場合には、BOI事務局に通知し、その土地は解散の日から1年以内に売却しなくてはならない。

被奨励企業が、株主の50%以上が外国人である他の奨励企業に事業を譲渡する場合には、被奨励企業は、BOI事務局に事前許可を申請しなくてはならない。

承認された土地は、奨励事業のためにのみ使用されなくてはならない。

なお、BOI事務局は一般的なケースの場合には、BOI奨励外国法人の所有する工場用地とは別に、次の土地所有を許可している。

- 事業の事務所用土地として5ライ以下とする。(1ライ約1600㎡)
- 管理者または技能者の住居用地として10ライ以下とする。
- 労働者の社宅用地として20ライ以下とする。

## 15. 外国人の入国、外国人就労許可のための手続き

### (1) 投資奨励前や非投資委員会奨励の事業

タイでは、入国ビザで入国しても別途外国人就労許可を取得しないと一切の労働ができないことになっている。

投資奨励法の第24条に基づいて、外国人が投資可能性を研究するために、または投資業務に有益な活動を行うために、投資委員会は外国人の技術者・専門家がタイへ入国して就労許可を取得するための支援を行う。これに適応する重要な活動は、以下の通りであり、申請窓口は投資委員会の Foreign Expert Services Unit である。

なお、投資委員会認可事業、タイ国工業団地公社（IEAT）管理の工業団地へ入居する事業に対する外国人就労許可に比べて、それ以外の外国人就労許可の取得は厳しい条件と多数の書類を必要とするので混同しないように注意されたい。

## （2）日本出国前に行う手続き

外国人就労許可を取得するためには、観光ビザ等で入国しては駄目で、在日タイ王国大使館領事部、領事館、名誉総領事館（名古屋および横浜のみ、また横浜の場合は神奈川県内在住者が対象）において「ノンイミグランド・ビザ」を取得して入国しなければならない（在日タイ王国大使館、領事館、名誉総領事館の所在地等は付録10を参照）。

このビザで滞在を許可される日数は90日であり、延長も認められることがある。また、入国後一旦出国したら、再度ビザを取り直す必要があるが、マルチビザを取っておけば、その必要はなくなる。

申請のために必要な書類は以下のとおりである。

1. 申請書（大使館所定の様式）1通
2. タイでの就業先からの招へい状1通（英文）
3. 日本の本社からの推薦状1通（英文）

\*2、3については申請者名、会社名、目的、滞在期間、入国予定日、タイ国内で問題あったとき全責任をとる旨が記載されており、代表者の署名、社印が必要で、レターヘッドのあるものを使用すること。無い場合は会社の登記簿謄本が必要

4. 申請者本人経歴書（英文）
5. 申請本人パスポート（有効期限6ヶ月以上）
6. 航空券または予約確認書（片道可）
7. 写真（4×4.5）2枚（白黒可）
8. 場合によっては追加書類を要求されることもある。特に最近ではセキュリティーの問題で、タイ現地法人の定款の写しを要求されるケースもあるので注意すること。

\*家族の場合は1、5、6、7、8のほか戸籍謄本（認証、翻訳不要）を提出。

## （3）BOI奨励企業の外国人熟練技術者および専門家の入国、外国人就労許可

### （イ）事前の手続き

#### 1) 外国人の職責に関する許可

現地法人の組織に外国人が必要であることについて投資委員会の認可を得る必要がある。これは本人入国前で

も入国後でもいい。ただし、入国前に許可をとって、本人入国後すぐ職に就く許可申請ができるようにしておくことが望ましい。

投資委員会の外国人専門家サービスユニットに以下の書類を提出する。

1. 申請目的および詳細を述べた文書(特に様式はないが、会社のレターヘッドを使用すること)
2. 技術者・専門家導入の許可申請書フォーム(F FR NI 01)
3. 奨励証書の写し
4. 会社登記簿謄本の写し(株主名簿を含む)
5. 会社の組織図(各職責に外国人、タイ人の区別を記載する)
6. 記入済み書式 Kor.Kor.Thor.41 フォーム(F FR NI 02)

すでに会社が操業しており交代要員等の場合、以下の書類を追加する。

7. 操業開始許可書の写し
8. 貸借対照表、損益計算書の写し(すでに決算を行っている場合)

## 2) 本人の長期滞在および就労許可に関する手続き

以上により外国人がどういう職責で必要かの許可をうけたら、タイへ派遣する人物が決まれば、その者が許可を受けた役職に就く許可申請手続きとして以下の書類を外国人専門家サービスユニットへ提出する。

なお、1)、2)の手続きは同時に行ってもいい。

1. 申請目的および詳細を述べた文書(会社のレターヘッドを使用すること)
2. 上記1)の手続きで職責について許可を受けた許可書
3. 本人経歴書(Bio-Data Form: F FR NI 03) 1名につき5部
4. 最終学歴の卒業証明書(英文、学校責任者の署名と校印があること)
5. 本人のパスポートの写し(日本にあるタイ大使館、領事館等でノンイミグランド・ビザを取得したもの)
6. 家族については家族のパスポート写し(ノンイミグランド・ビザ取得済みのもの)と戸籍謄本(申請者が英文に翻訳し、日本大使館において翻訳証明を受けたもの)

以上の申請に対して投資委員会事務局は審査の上、入国管理事務局に対して長期ビザの発給依頼および労働省への外国人就労許可依頼状を本人へ発行する。

本人および家族の許可が得られたら、パスポートと、投資委員会事務局からの承認文書を該当する政府機関あるいは、ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターに、許可を受けた日から数えて30日以内に提出すること。

### 3) 外国人就労許可に対する注意事項

1. 就労許可は投資委員会の文書に基づき、投資委員会が当初に許可した職責について発行されるものである  
ので、その他の職責で就労することはできない。
2. 本人がビザの延長を希望する場合には、ビザの期限から数えて1ヶ月前に申請書を提出すること。奨励企業  
が技術者や専門家を交代させる場合にも同じ手続きをとることになる。
3. 本人、家族が一時タイを離れる場合は再入国ビザをワンストップサービスセンターまたは移民局において取得  
しておくこと(複数回再入国ができるマルチ再入国ビザを当初ワンストップサービスセンターで取得しておけ  
ば1回ごとの取得は不要となる)
4. 本人がその職責を離れる場合(帰任)は、職責を離れてから15日以内に、会社は投資委員会事務局に文書で  
通知すること。
5. 奨励企業は、投資委員会事務局が事前に指定した期日までに、タイ国籍者を、外国人技術者や専門家と代わ  
る人材へと育成するよう、タイ国籍者への訓練が奨励されている。

(注)ビザ・ワークパーミットのワンストップサービスセンターの住所

18th Floor, Chamchuri Square Building, 319 Phayathai Road, Pathumwan, Bangkok 10330

Tel: (662) 209-1100 Ext.1163-1176 Fax: (662) 209-1194 E-mail: visawork@boi.go.th

(ワンスタートワンストップ投資センター内)

### (4) フィージビリティスタディー、事前準備のための外国人就労許可

- \*投資の可能性の調査、あるいは投資に有益なその他の活動のために、来タイを望む者は、1977年の投資奨励法  
24条に定められた入国、外国人就労許可の特典を申請することができる。この特典は申請者に限り、その家族に  
は適用されない。
- \*対象になる業種は、投資委員会の投資奨励付与リストの事業、タイ国内の技術発展に有益な事業、20人以上のタ  
イ人の雇用をもたらす事業、またはタイ国内で調達した原材料を全部の原材料の50%以上使用する事業とする。
- \*申請会社は、入国する人物の氏名、地位、職業証明、および調査業種を詳述した文書により投資委員会事務局に  
通知すること。外国人は、入国に先立ちタイ大使館あるいは領事館から、90日のノンイミгранト・ビザを取得しな  
くてはならない。
- \*到着に際して、90日を越えるタイ国での滞在は職業証明および履歴書5通を提出し、その許可を Foreign Expert  
Services Unit に申請しなければならない。

\*投資委員会事務局は、一度に6ヶ月を超えない期間、タイに滞在することを許可すると同時に、労働省(地方の場合、県労働事務所)へ外国人就労許可のための文書を発行、労働省(ワンストップサービスセンターに出先あり)または県労働事務所へ提出して許可を得る。

## 16. 機械の輸入規則

### (1) 機械に関する税及び関税の免除および減免の規定、輸入期間延長

税の免除および減免は、輸入される機械類の国産品がない場合のみ許可される。

機械は、奨励証書発給後、30ヶ月以内に輸入しなければならないが、奨励申請書を提出する時点まで遡って延長することは可能である。この30ヶ月以内という規則は、土地代と運転資金を除く投資額が5億バーツ以上である場合には適用されない。委員会が別途定める。また、機械の輸入期間延長は奨励証書に記載された期限を1回につき1年、3回まで認められる。それに従い、操業開始も機械の最終輸入期限から6ヶ月以内へと延長される。公害汚染防止、省エネルギーのための研究・開発、補修(メンテナンス)、安全や工場警備のために必要とされる機械は、奨励期間中いつでも輸入できる(2005年1月18日付委員会告示P. 1/2548による)。

機械および設備は、奨励プロジェクトの生産工程に直接使用されなくてはならない。生産工程には、製品デザイン、製造、検査および品質の管理から、製品の運送のため運輸機器に積載までとする。

機械を構成する部分および装備は、例えば、機械と合わせて売買され、取り外し分離ができないボルト(bolt)やナット(nut)、電線のようなパーツは機械と同様、免除および減免が許可される。

機械の生産能力は、奨励申請の際には詳細検査事項としない(ただし、10年を超える中古機械を除く)。設置および操業の後に、機械が奨励証書で述べられたよりも大きな生産能力を持つこととなった場合、奨励企業は、その超過分に対して税および関税を支払わなくてはならない。投資委員会事務局は、認可された生産能力の20%以内の超過は許可する(生産能力は奨励証書の年間生産量として記載されており、この生産量までについての法人所得税は免税となるが、超過した場合、超過した生産分の利益については法人所得税は課税されるので注意すること。機械については奨励証書に記載された生産能力を超えても20%以内であれば輸入税の減免は許可される)。

機械のスペア・パーツに関し、奨励証書に規定している最初の30ヶ月の機械設備類の輸入期間内であれば、機械と一緒に輸入するか否かをとわず、税または関税の免除および減免を許可する。

機械の輸入延長期間内には、まだ輸入していない機械のスペア・パーツのみ認める。また、代替の機械の輸入に関しては同様に奨励証書に規定している機械設備類の輸入期間内であれば、奨励証書に規定している生産能力を超えないかぎり関税の減免の許可を検討する。代替された既存の機械は輸出するか、税金を支払うこととなる。

機械の輸入期間は奨励証書発給から原則として30ヶ月となっている。投資委員会事務局は延長について考慮しない(投資委員会事務局告示No. Por. 3/2002)。ただし、5億バーツ以上の投資(土地代と運転資金を除く)を行う事業に対し期限延長が検討される。また機械のスペア・パーツに関しては、機械の期間延長の検討結果に合わせる。

新規の投資プロジェクトおよび古い機械を交換するプロジェクトに対して、機械輸入期間の延長緩和として、投資委員会は、奨励事業に使う金型については2012年12月31日まで、電気電子製品・部品に使用する機械の輸入関税の減免を認める。(告示no. 11/2547(2004年))。

## (2) 中古機械の使用に関する規定

投資委員会認可事業に使用される機械は奨励証書にもある通り、最新鋭のものであることが条件となっているが、中古機械も第三者の検査機関が証明すれば、輸入税減免の恩典を受けて輸入できるようになっていた。これについては、2003年1月30日に、投資委員会告示Por. 2/2003が出され、製造から10年以上経った中古機械は原則として輸入税の減免を受けることはできないことが明確に打ち出されるとともに、完全に修理したものは条件により認められることとなった。

この告示の内容は以下の通りである。

1. 投資奨励法第28条または第29条により輸入税の減免を受ける中古機械は製造から申請時まで10年を超えたものであってはならない。ただし、以下のものの使用年数は、その適合性から審査する。

1. 1 輸入時から1年以内の期限付きで、据付、製造のテスト、試験、建設、製造に使用されるもので、1年経過したとき送り返されるもの。ただし期限の延長は認められることもある。

1. 2 深海漁業、水上運輸、航空運輸に使用される中古の機械と運輸機器。ただし、関係政府機関の事前了承が必要。

1. 3 金型、型、その他同様のもので Mold, Die, Jig, Fixture, Pattern など。

2. 第28条または第29条に基づく輸入税の減免特典が受けられる機械は、製造年から、投資奨励申請を行う年まで10年を超える中古機械は、完全に修復され完全に使用可能なもので、信頼できる機関から能力の証明があること。かつ、投資委員会の同意を得たものであること。

3. 製造基地の移転のため中古機械を輸入する場合、外国から工場全部の移転か、ある製造工程全体を移転するものでなければならない。また、従来の顧客を支援するため製造基地を移転するものでなければならない。機械の使用年数については、その適合性を審査する。



4. 機械の能力を証明する信頼できる機関とは、検査、機械の能力の試験を行うもので、国内、国外において国際的な評価を受けているものを意味する。

5. 機械の能力証明とは、機械の能力証明について信頼に足る機関の証明書を意味する。すなわち、修復の詳細に関する証拠書類を付した修復の報告と証明でなければならない。また、機械、設備の検査を行う場合、機械の能力と機能を、検査マニュアルに従って完全に行うため、試運転をしなければならない。更に、環境への影響と安全性についても考慮し、以下の5項目の詳細を記載しなければならない。

5. 1 修復の状態または能力の残存期間の分析 (Re-Conditioned Status or Residual Life Evaluation Result )

5. 2 製造年 (Year of Manufacture )

5. 3 試運転の結果 (Test Run Result )

5. 4 環境および安全性検査の報告 (Emission and Safety Report )

5. 5 検査結果の報告と検査の日と場所 (Inspection Report, Date and Place of Inspection )

以上について、証明書は、投資奨励申請書、事業変更申請書、機械輸入期間の延長申請書の提出日から1年を超えないものであること。

6. 事業に使用するための中古機械の輸入許可申請は、信頼に足る機関の機械状態の証明書を添付しなければならない。ただし、1. 1、1. 2および1. 3を除く。

7. 輸入税減免の恩典を受ける中古機械はタイ国内で製造、組み立てられているものであってはならない。

8. この原則は一般の審査原則であり、投資委員会は変更することもあり、または中古機械の使用年数についても種類によって特別に定めることもある。

9. この告示で判断できないことは、投資委員会が判断する。

### (3) 機械の輸入税減免申請手続き

機械設備の輸入申請は基本的に、被奨励企業の奨励証書が発給されてから行うこととなっている。

投資委員会事務局は、電子システムeMT system (Electronic Machine Tracking System)による機械輸入手続きを導入している。奨励企業は、インベスタークラブ(IC)にて、eMTのユーザーアカウントを申請する必要がある。

投資委員会事務局でリストが許可されたら(検討期間は60営業日)、機械をロットごとの輸入手続きを行う。この場合の輸入審査はインベスタークラブでeMT systemによる手続きにより、3時間以内に許可される。

eMT systemに関する詳細情報は、インベスタークラブ(IC)に確認のこと。

Tel. (662) 936- 1429 ext. 202, 201 Fax: (662) 936-1441 & 1442 e-mail: cus\_service@ic.or.th

Website : www.ic.or.th



ロットごとの輸入手続きには、必要な書類、例えばインボイス写し、パッキングリスト写し、中古機械の能力証明書(もしある場合)を、機械輸入税の減免許可申請フォームとその申請を説明する文書(フォームあり)と一緒に各担当投資促進部に提出する。投資委員会事務局は、7労働日内に検討を完了させる。許可後投資委員会事務局は関税局に通知を発行し、被奨励企業はコピーをもって関税局で通関手続きを行う。

奨励証書発給前の機械設備の輸入申請に関しては、すでに投資奨励の認可が下りて、かつ認可受理の回答を出している被奨励企業のみに対して、投資委員会事務局は、輸入税を支払う代わりに銀行保証の使用を認める。被奨励企業は、インボイス写しやパッキングリストの写しを銀行保証使用の許可申請フォームと一緒に各担当投資促進部に提出する。投資委員会事務局は、3営業日内に検討を完了させる。

投資奨励申請中の場合は、銀行保証使用による通関は不可能なので、先に関税当局に輸入税を払い、投資奨励証書発給後に輸入税の還付を行うこととなる。この場合は、後の税金還付の手続きを行うために、輸入申告書に裏書をする必要がある。

被奨励会社は商社を通じて機械を輸入することになる場合は、申請書類に Importer の記入欄に商社の名前を入れて、Consignee の記入欄には被奨励会社の名前を入れる。ただし、このような手続きは関税局の普通の輸入手続きではないので、奨励企業は L/C や B/L の Amend を同時に申請を行う。(関税局の一般手続きは Importer と Consignee は同一人物であって、違う場合は必ず Amend の申請を行う。)

機械設備類の輸入に関するその他の手続き、例えば輸入期間延長の手続き、また機械のリースやハイヤーパーチェスや譲渡申請や機械の耐用年数の扱い等々について様々な手続きがあるので、投資委員会事務局の資料をご参照のこと。基本的には、免税してもらって輸入した機械設備は奨励を受けた事業のみに使用すること。これとは違った使用になると必ず投資委員会事務局の許可が必要になる。

#### (4) 機械輸入に伴う付加価値税(VAT)

物品の輸入者は国税法により付加価値税(VAT)を関税局に納付する義務がある。付加価値税登録事業者の場合、これは仕入税となるので売上税から税額控除が行われ還付される。

投資委員会は VAT の免税許可の権限は有しないが、輸入税全額免税の場合も50%減税の場合も投資委員会の文書によりVATの納付と還付が書類上で同時に行われ、VAT を納付する必要はない。

#### (5) タイで製造されている機械の輸入について

タイ国内ですでに製造されている機械は国内産を使用することが奨励されており、輸入税の減免措置を受けて輸入することはできない。

#### (6) 輸入機械のリースについて

輸入税を減免されて輸入された機械を他者へ投資委員会の許可なく譲渡することは許されないが、財務上、リース会社に売却してリースバック、または分割払いで(ハイヤーパーチェス)購入することは許される。その場合の条件は以下のとおりである。

1. 売却者の署名のある機械の譲渡許可申請書を投資委員会事務局へ提出する。
2. 当該機械の輸入日から数えて5年以上奨励事業に使用すること。
3. 当該機械が輸入日から5年以内に被奨励者の特典または奨励証書が取消された場合、被奨励者は輸入税を納付しなければならない。
4. 当該機械の輸入日から5年以内に、リース契約、分割払い契約違反で機械が差し押さえられた場合、被奨励者は差し押さえられた日に当該機械の輸入税減免の特典が取消されたとみなされ、輸入税を納付しなければならない。
5. 当該機械が差し押さえられた場合、被奨励者または売却者は、差し押さえられた日から1ヶ月以内に投資委員会事務局へ報告しなければならない。

## 17. 原材料あるいは必要資材の輸入手続き

### (1) 輸出製品用に使用される原材料の場合

輸出製品に使用されるために輸入する原材料あるいは必要資材(投資奨励法の第36条)

#### 1. 投資委員会事務局によって承認された原材料リストと量

- 名称、単位、数量の入っている輸入する原材料リストが承認されなくてはならない。原材料承認の際の添付文書として、輸入された機械の場合には、機械通関許可の写しと輸出通関書類の写しが、また国内機械の場合には機械のインボイスが必要とされる。その際に、これら承認されたリストと現在の数量が、マックスストック(maximum stock)として記載される。

36条の下のマックスストックは、仮の生産方式(生産フォーミュラ)と6カ月の生産能力に基づいて回転するものであることを注意されたい。これらの原材料から作られた最終製品の輸出の後に、奨励企業は、輸出の証拠(直接輸出者および間接輸出の双方が投資委員会奨励企業である場合には、直接輸出の場合には、輸出通関種類、また、間接輸出の場合には、ベンダーレポート(Report -v))を提出し、それに従いマックスストックを調整する必要がある。

## 2. インベスタークラブ(IC)による原材料放出(リリース)許可

- 奨励企業は、原材料管理システム((Raw Materials Tracking System=RMTS)を使用する原材料料放出手続きのために、クラブによる研修を受けなくてはならない。積み出しごとの原材料のデータは、RMTS経由でクラブに提出しなくてはならない。
- クラブは、3時間以内に通関のために必要な承認の手続きに進む。
- RMTS システムに関する詳しい内容の取得先: インベスタークラブ、電話(662) 936 1429 内線202, 201 Fax (662) 936 1441-2、e-mail: cus-service@ic.or.th, website:www.ic.or.th

## 3. 投資委員会事務局による生産フォーミュラの承認

- 生産プロセスから生じる実際の原材料の量とロスを含む正確な生産フォーミュラは、製品を輸出する前に、投資委員会事務局に提出されなくてはならない。
- 生産品のデザイン、資材明細表、あるいは詳細な設計が必要とされる。
- 最終製品の各モデルは、ただ一つのフォーミュラを持つものとする。
- 最大ストックは、製造のために必要とされる材料リストあるいは量の変更がある場合には、調整することができる。

## 4. インベスタークラブ(IC)によるマックスストックの調整

- 製造のために使用された材料類の総量は、最終製品を輸出してから6カ月以内にマックスストックから差し引かなくてはならない。
- そのバランスを調整するための主要文書は、直接輸出業者の場合には、奨励企業の輸出通関書類、あるいは直接および間接輸出の双方が、投資委員会奨励企業である間接輸出業者の場合には、バンダーレポート(Report -v)である。
- 2011年以来、原材料管理システム(Raw Materials Tracking System=RMTS)の代わりに、電子管理原材料システム(Electronics Raw-Material Tracking System (eRT))が、フル稼働している。
- このシステムは、奨励企業が、随時インターネットを経由して、原材料の輸入税の免除あるいは減免に関し、承認を要請することを可能にしている。
- 36条の下の恩典が終了した場合には、奨励企業は、その製品を製造するために残っている材料を使用し、その製品を輸出し、36条の恩典の終了の後、1年以内にこのストックを空にしなくてはならない。

#### 材料輸入税の還付(リファンド)

奨励企業は、恩典の承認後であるが、その材料リストの承認前に奨励されたプロジェクト用の材料の輸入を望む場合には、前もって輸入税を支払い、後に税の還付を行ってよい。

#### 銀行保証(Bank Guarantee)の利用

材料を輸入するための銀行保証の利用の根拠には、奨励証書発行、材料リストの承認、輸入税免除恩典の更新、あるいは製造プロセスの修正の承認の待機期間が含まれる。また、これは、マックスストックが一時的に満杯になった時に適用できる。

銀行保証の期間は、その要請が承認されて以後、1年を超えてはならない。

#### 最終製品の国内販売

奨励企業が、国内市場において、輸出製造用の輸入税免除による輸入材料から作られた最終製品の販売を希望する場合には、見積もりによる最終製品の工場渡し価格を使用し、顧客に最終製品を引き渡す前に、その企業は、関税局へ輸入された材料の輸入税を支払わなくてはならない。

#### 修理、再輸出のための最終製品の輸入

輸出後に、ある製品に欠陥がある場合には、奨励企業は、修理および再輸出のために奨励された製品を輸入できる。しかしながら、これらの製品の輸入(輸入製品)に対する最大ストックは、奨励証書の中で述べられている製造能力の5%を超えてはならない。

#### 材料の海外への返却

輸入税免除の輸入原材料に、誤った仕様がある、あるいは過剰ストックにより、さらなる製造用のために必要がない場合には、奨励企業は、関税なしで海外へ送り返すことが可能である。さもなければ、奨励企業は、関税規則により材料の輸入税、VAT、罰則あるいは課徴金の支払いを必要とされる場合がある。

#### ストックの移動

奨励企業は、プロジェクトの間で、ストックを移動することができる。しかしながら、移動者(移動プロジェクト)と受入先(受入先プロジェクト)は、投資奨励法の36条(1)のものと有効な恩典がなくてはならない。

## 材料ロス

材料ロスは、2種類に分類することができる：断定できるものと断定できないもの。最初のタイプは、製造自体により引き起こされるものであり、予測可能であり、一方、後者は、前もって知ることができないものである。例、欠陥品。そのロスは、投資委員会事務局の認可のもとに破壊、輸出あるいは寄贈ができる。

## 材料輸入関税免除の延長

奨励企業は、その期限終了の日に先立つ、少なくとも2カ月前に、材料輸入税免除期間を延長する必要がある。さもなければ、奨励企業は、期限終了日から6カ月以内に延長を申請することができるが、輸入税を支払い、その申請が認められた後に還付(リファンド)することができる。その都度、事務局は、2年を超えない延長期間を認める。

## 奨励ステイタスの撤回／プロジェクトの取り消し

投資委員会ステイタスが、投資委員会事務局により撤回され、あるいは奨励プロジェクトが取り消された場合には、その企業は、1年以内に輸入された原材料を輸出し、材料輸入データの調整を行う義務がある。企業は関税規則により、残っている材料の総量に対する材料の輸入税、VAT、罰則あるいは課徴金の支払いを必要とされる場合がある。

## (2) 国内販売製品用の原材料の輸入税減税

国内販売の製品に使用される原材料あるいは必要資材(投資奨励法の第30条)

いくつかの手続きは、36条と異なっている場合がある。

### 1. 事務局による材料リストおよび量の承認

- 輸入される材料は、タイ国で生産することができないものでなくてはならない。
- 材料の仕様を含む材料リストの申請は、(毎年)その輸入の少なくとも2カ月前に、投資委員会に提出されなくてはならない。
- 機械マスターリストの提出の証拠が、材料リストの承認のための補助文書として必要である。
- マックスストックの総量は、仮定の生産フォーミュラと1年の総生産量能力に基づいている。

### 2. インベスタークラブ(IC)による材料放出(リリース)

※36ページ 2をご参照のこと。

### 3. 投資委員会事務局による生産フォーミュラ承認

- 材料の実際の量および生産工程からのロスを含む正確な生産フォーミュラを、製品を輸出する前に事務局に提出しなくてはならない。
- 生産品のデザイン、資材明細表、あるいは詳細な設計が必要とされる。
- 最終製品の各モデルは、ただ一つのフォーミュラを持つものとする。
- マックスストックは、製造のために必要とされる材料リストあるいは量の変更がある場合には、調整することができる。

### 4. インベスタークラブ(IC)での最大ストックバランスの調整

- 30条による輸入された材料は、製造工程で使用されなくてはならないし、奨励企業は、
- 各年の輸入期間の終わりから1月以内に、材料の利用を取りまとめ、そのストックを調整しなくてはならない。残りの材料は、奨励企業が、30条の下の恩典を有している限り、次の年に繰り越すことができる。
- 承認されたストックは、国内販売インボイスの下に販売された最終製品の総量によって相殺されなくてはならない。
- 30条による恩典の終了の場合には、奨励企業は、30条の恩典に従って、その製品の製造のために残りの輸入材料を使用し、6カ月以内にそのストックを空にしなくてはならない。ある輸入材料が残っている場合には、その材料は、関税規則による輸入税、VAT、罰則あるいは課徴金に従うものとなる。

#### 材料輸入税免除の延長

奨励企業は、その期限終了の日先立つ、少なくとも2カ月前に、材料輸入税免除期間を延長のための申請を提出しなくてはならない。延長期間は、1年だけであり、そのトータルは、ゾーン3に位置するプロジェクトの5年を最大とする。

#### 電子管理システム(eRT)

2011年以来、原材料管理システム((RM)TS)の代わりに、電子管理システム(Electronics Raw-Material Tracking System (eRT))が、フル稼働している。このシステムは、常時インターネット経由で原材料輸入手続きの実行を支援している。

奨励プロジェクトに関係する全ての手続きは、実行に先立ち事務局により承認されなくてはならないことを注意することが必要である。上記で言及されない事柄に関しては、投資委員会担当官に相談が可能である。

## 18. 法人所得税の恩典

### 権利と特典

#### 法人税所得税の免除／減免

投資奨励法31条 3－8年の法人所得税の免除および免除期間終了後の損失の繰越

35条(1) 31条の終了後ただちに、5年の50%法人税の減免

必要経費の付加的控除

35条(2) 輸送費、電気代、水道代の10年間の2倍の控除

35条(3) インフラの通常の減価償却に加えて25%の付加

### その他

34条 31条の下の法人税所得免除期間を通じて、奨励されたプロジェクトから生じた配当に対する所得税の免除

### 手続き

奨励企業は、各会計期間の最終日から120日以内に公認会計士により監査された年間実績報告とともに法人所得税恩典を行使するフォーム(書式)を提出しなくてはならない。

事務局は、奨励企業が税還付を提出する時に、税務局に提出しなくてはならない恩典に関する文書による確認を発行する。

### 注意

- 奨励企業は、事務局からのフォーム(書式)と文書による確認の提出なしに法人所得税恩典を利用することができない。  
プロジェクトの投資金額(土地代と運転資金を除く)は、奨励企業が、法人所得税恩典を実行する前の投資奨励証書の具体的に記載された投資金額の最低必要額より少なくしてはならない。
- 一つ以上の奨励証書を有する奨励企業は、法人所得税の恩典を実行するために、全ての奨励証書用のただ一つの書式(フォーム)の提出が必要である。
- 奨励企業が、純損失あるいは純益の状態であるが、恩典を実行しないことを望む場合には、書式(フォーム)の提出は必要ない。



- 法人所得税免除の適格所得は、承認された生産工程のもとに承認された製品とその副産物、例 承認された生産工程からの破棄物などから生じたものでなくてはならない。
- 1,000万バーツ以上の投資金額(土地価格と運転資金を除く)の新規投資プロジェクトあるいは工場移転は、完全操業の日から2年以内に、ISO9000、ISO14000、あるいは同様の国際保証を得なくてはならない。そうでない場合には、法人所得税免除の期間が、1年間取り消される。
- 法人所得税免除の総額は、プロジェクトの完全稼働開始の日からの実際の投資金額(土地代と運転資金を除く)により合致することになる。

## 19. 完全操業の開始

完全操業開始の証明は、奨励プロジェクトが、奨励証明のなかに特定された全ての条件に合致して実行されていること確認するものである。完全操業開始の証明のための発行に必要とされている文書は、以下のものを含む。

1) プロセスチャートおよび機械のレイアウトを有するプロジェクト操業申請フォーム

(書式 F PM OP 01)

2) 最新の株主リストの写し

3) 最新の財務報告書の写し

4) 企業登録

5) 工場許可あるいはプロジェクトに関する関係機関からのその他許可の写し

6) 完全操業開始日から投資金額(土地価格と運転資金を除く)に合致する必要がある法人所得税の免税額に上限のあるプロジェクトは、以下の追加の文書を提出しなくてはならない。

- 法人所得税還付の写し(PND.50)
- 投資委員会事務局告示 No. Por 1/2545 により定義されているプロジェクト
- 資産のリスト
- 資産登録の付属文書

完全操業開始のガイドライン

- プロジェクトが、奨励された製造あるいはサービスに対する投資の最低必要とされる総 量を達成した。そのプロジェクトは、製造工程あるいはサービス工程、設備を維持することができ、承認されたように他の主要条件を満足させることができる。



- 完全操業開始の日は、全ての条件を満たした日あるいは企業が操業証明を申請した日である。開始日は、奨励証書に特定された日より遅れてはならない。
- 1,000万パーツ以上の投資額(土地価格と運転資金を除く)の新規投資プロジェクトあるいは工場移転は、完全操業の日から2年以内に、完全操業の日から2年以内に、ISO9000、ISO14000、あるいは同様の国際保証を得なくてはならない。

#### 完全操業開始の延長

- 機械輸入期間が延長された場合、完全操業の最終ラインは、自動的に1年間延長される。
- 完全操業開始の延長が要請される場合には、一年間のただ一回の延長が認められる。

## 20. 工場移転に関する奨励

### (1) 移転の奨励基準

投資委員会は、地方産業振興、所得格差解消の目的として、既存の工場が地方へ移転することを奨励している。従って、移転についても税制上、非税制上(土地所有、外国人就労)の特典を与えている。その認可基準は以下のとおりである。

- (イ) 移転は第1ゾーンから第2、第3ゾーンへ、または第2ゾーンから第3ゾーンへの移転でなければならない(既存の場所から、より後進の地方への移転を奨励する。)
- (ロ) 工業団地、工業地域へ移転すること(工業団地、工業地域以外に移転するものは奨励されない)。
- (ハ) 業種は付録2の奨励対象業種表にある、投資委員会が奨励する業種であり、かつ、投資委員会が規定する規模を有すること。  
投資委員会の奨励を受けていないか、受けていても特典の期限が切れたものでも、移転によって新たに特典が与えられる。
- (ニ) 移転に伴う奨励証書が発給されてから2年以内に、既存の工場を閉鎖し、新しい地点で操業を開始すること。
- (ホ) 1千万パーツ以上(土地代、運転資金を除く)の投資を行う場合、新立地での操業開始から2年以内に、ISO9000または、それに相当する国際基準の認可を受けなければならない。それができなかった場合、法人所得税の免税が1年間取消される。
- (ヘ) 法人所得税の免税は新しい立地での操業から収益を得た日から計算するものとする。
- (ト) 工場移転を申請する場合、投資委員会事務局にプロジェクト申請書を提出しなければならない。

(2) 移転に伴う税制上の特典(一般原則)

以下の表のとおりである。2005年1月1日から2014年12月31日の間に申請する場合は(3)の経過措置が適用される。

第2ゾーンの工業団地、工業地域へ移転する場合	第3ゾーン(1)の工業団地、工業地域へ移転する場合	第3ゾーン(2)の工業団地、工業地域へ移転する場合
法人所得税を5年間免税	法人所得税を8年間免税	同左
	法人所得税免税期間が終了した日から5年間、法人所得税を50%減税	同左
	所得が生じた日から10年間輸送、電力、水道の経費の2倍まで所得から控除できる。	同左
		インフラストラクチャの設置、建設への投下資本の25%までを純利益から通常の減価償却に加えて控除することができる。所得が生じた日から10年間のどの年の利益からでも控除、数年にわたって控除することもできる。

(3) 移転に伴う税制上の特典の経過措置(2005年1月1日から2014年12月31日の間に申請される案件に適用される)

第2ゾーンの工業団地、工業地域へ移転する場合	第3ゾーンの工業団地、工業地域、レムチャバン工業団地、ラヨン県内の工業団地、工業地域へ移転する場合
法人所得税を7年間免税	法人所得税を8年間免税
	法人所得税免税期間が終了した日から5年間、法人所得税を50%減税
	所得が生じた日から10年間、輸送、電力、水道の経費の2倍まで所得から控除できる。 10年以内であれば、どの年度の純利益からでも、複数年度からの純利益からでも控除できる
	インフラストラクチャの設置、建設への投下資本の25%までを純利益から通常の減価償却に加えて控除することができる。所得が生じた日から10年間のどの年の利益からでも控除、数年にわたって控除することもできる。

# 付録1

## 奨励証書見本(第3ゾーンの場合)

(注:この見本は2002年以降に使用されているもので、それ以前に認可を受けたものの奨励証書は、若干異なるので、すでに奨励を受けた事業については、その奨励証書を参照すること。)

### 投資委員会

\_\_\_\_\_/2545

2002年\_\_月\_\_日

投資委員会は、1977年投資奨励法の権限委譲により以下の通り奨励証書を発給する。

\_\_\_\_\_  
株式会社

英文による名称: \_\_\_\_\_ Co, L t d.

会社登記: \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付登記番号

本店所在地: \_\_\_\_\_の製造、  
業種\_\_\_\_\_について以下の恩典と条件により奨励を受けたことを証する。

### 特典

1. 第25条に基づき、技術者、専門家並びに配偶者と、その扶養者である個人がタイ国内に入国することを許可する。その人数並びにタイ国内に居住する期間については、投資委員会が適当と認めたところによる。
2. 第25条により、タイ国内に居住することを認められた外国人である技術者又は専門家が、第26条に基づき、タイ国内に居住を許された期間において投資委員会が適当と認めた職務につくことを認める。
3. 第27条に基づき投資委員会が適当と認めた広さの土地を所有すことを認める。
4. 第28条に基づき、委員会の審査と認可により機械の輸入税を免除する。
5. 第31条の第1項により、投資奨励を受けた事業から得た純利益に係る法人所得税は、土地代と運転資金を除く投資額の100%を超えない範囲で、当該事業からの収入が得られた日から8年間免税する。  
第1項に基づき純利益を算出する収入については、製造過程で生ずる副産物、すなわち、くず等の販売により得た収入を含むことができる。

第1項により、法人所得税を免除された期間内において、損失が生じた場合、被奨励者は当該年度に生じた損失を、免税期間終了後に生じた純利益から控除することができる。その期間は免税期間終了の日から5年以内で、どの年の純利益からまたは多年にわたる純利益から控除することもできる。

6. 第34条に基づき、第31条により法人所得税の免除を受けた事業から生ずる配当金は、被奨励者が法人所得税の免除を受けた期間中は免税とし所得税算出の計算に含める必要はない。
7. 第35条(1)に基づき、当該事業より生じた純利益に係る法人所得税を、第31条第1項の期間が経過したときから5年間、通常の税率の50%に減税する。
8. 第35条(2)に基づき、当該事業から収入を得た日から10年間、輸送費、電力費及び水道費の倍額を控除することができる。
9. 第35条(3)に基づき、インフラストラクチャーを据え付けまたは建設する費用の25%を通常の減価償却に加えて控除することができる。
10. 第36条(1)に基づき、輸出製品に使用されるために国外から輸入される原材料の輸入税は、最初に輸入された日から5年間免除する。
11. 第36条(2)に基づき、被奨励者が再輸出するために輸入する物品については、最初に輸入された日から5年間輸入税を免除する。
12. 第37条に基づき、外貨を国外へ持ち出し、又は送金することを認める。

以上は委員会が奨励を認可した2002年\_\_\_月\_\_\_日から有効とする。

## 条 件

被奨励者は、以下の一般条件及び奨励事業に関する条件に従わなければならない。

### 一般条件

1. 第25条及び第26条により、奨励を受けた事業のためにタイ国に入国を認められた外国人技術者・専門家は委員会より許可を受けた職務以外の職務につくことはできない。又、技術者・専門家はその職務を離れるときは、離れた日から15日以内に事務局へ届け出なければならない。

外国人技術者、専門家に代わってタイ人が、奨励事業の遂行が可能となるよう期限内にタイ人に対する訓練、支援を急がなければならない。

投資奨励に関する法律により入国を認められた外国人技術者又は専門家の活動状況、タイ人を訓練して、どれだけの知識、技能を受けさせたかを、事務局の定める書式、手続きにより報告しなければならない。

2. 第27条に基づく恩典を得た場合、取得することを認められた土地については、奨励を受けた事業にのみ使用しなければならない。
3. 第28条または第29条に基づく恩典を得た場合、以下の通り実行しなければならない。

3.1 機械について銀行保証を差し入れた場合、事務局が定めた様式、手続き、条件に基づき輸入税の免税または減税を申請する機械の明細を、機械の輸入期限が経過したときから1年以内に事務局に対して免税または減税の許可を全て終了させるよう申請しなければならない。上記の1年が経過したとき、委員会は、輸入税を支払う代わりに銀行保証を使用する機械の輸入税免税または減税の特典を取り消す。

3.2 輸入税を免税または減税の許可を受けた機械は、奨励を受けた事業のみに使用しなければならない。

3.3 輸入税の免税または減税を受けた機械を、担保に入れたり、販売したり、譲渡したり、貸したり、他人が使用することを認めたりすることはできない。

被奨励者が機械を担保にすることについて許可を受け、抵当権を執行された場合、事務局に対して裁判所が訴訟を認める日から15日以内に報告しなければならない。また、抵当権を執行した者が、1977年投資奨励法第42条に基づき、当該機械の輸入税を完全に納付しない場合、被奨励者は、関税に関する法律に基づく機械の税金を納付することに責任を負わなければならない。

4. 第30条に基づき、恩典を受けた原材料は、奨励事業にのみ使用しなければならない。また、原材料または必要資材の輸入許可を受けるための申請書は輸入前2ヶ月以上前に提出しなければならない。
5. 第36条の(1)の恩典を得た原材料および必要資材は、輸出製品の製造、混合、組立てにのみ使用しなければならない。又、奨励を受けた事業にのみ使用しなければならない。
6. 奨励証書が発給されてから1年間または2年間経過した時点で認可された事業を実施できる状態にあると報告しなければならない。
7. 操業を開始したら、事業の成果、操業状況を以下の通り事務局へ報告しなければならない。

7.1 タイ国籍者と外国人の株式持分割合の変化、並びに外国人で国籍の異なる者間で保有する持分割合の変化があった場合、その都度

- 7.2 毎年7月31日までに、前年度の財務状況、並びに営業報告を事務局の定める書式によって報告しなければならない。
- 7.3 その他の事項についても、事務局の定める書式によりその都度。
8. 関係政府機関の保証を受け、環境を破壊しないよう、また周囲に危険、困難を引き起こさないよう予防、又は管理するシステムを設置し、使用しなければならない。
9. その他関係法令に従わなければならない。
10. 2ヶ月以上休業する場合、事務局の許可を受けなければならない。
11. 担当官の検査には便宜を与えなければならない。
12. 申請し、許可を受けた製造、サービス提供の工程を守らなければならない。
13. 生産又は組み立てるものの品質は、世界の水準によるものでなければならない。又、タイ工業標準に関する法律により、標準が告示された場合は、工業品標準委員会の標準表示を使用する許可を受けなければならない。
14. 被奨励者の所在地が変わった場合、商務省の証明書を付して、その都度事務局に対し報告しなければならない。報告しない場合、最終的に報告された所在地にあり、その所在地に事務局から送付した書類、告示または命令は正當に受け取ったものとみなす。

### 奨励事業に関する条件

1. 奨励事業に使用する機械は新品でなければならない。
- 1.1 中古機械の使用が許可された場合、\_\_\_\_年以降に製造された機械のみ輸入税を免除される。その機械は、信頼できる機関から能力の証明が必要で、かつ、投資委員会の同意を得たものでなければならない。
- 1.2 輸入税を免除される機械は\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに輸入しなければならない。期限までに輸入できない場合委員会から期限延長の許可を受けなければならない。
- 1.3 機械の輸入税免除の恩典を使用する前に、事務局が定める書式および手続きに従い、機械のリストを提出、許可を受けなければならない。
2. 事業は奨励証書発給の日から30ヶ月以内に開始しなければならない。又、操業開始前に検査するため、少なくとも15日前に、文書により事務局へ通知しなければならない。
3. 登録資本金は\_\_\_\_\_\_パーツ以上で、操業開始前に全額払い込まなければならない。

4. タイ国籍者が登録資本金の内合計で\_\_\_\_パーセント以上を保有しなければならない。  
(注:外資100%が認められた場合はこの条件がない。)
5. 奨励を受けた事業は、次のように実行しなければならない。
  - 5.1 生産品目\_\_\_\_\_
  - 5.2 生産量年間約\_\_\_\_\_個  
(操業時間1日当たり16時間、年間260日)  
副産物は、くずなど生産工程から産出するもの
6. 投資額(土地代と運転資金を除く)は2百万バーツ未満であってはならない。
7. 第31条による法人税免税を受けた純利益を算出する便宜上、奨励を受けた事業の収支勘定は、奨励の有無にかかわらず他の事業と区別して記帳しなければならない。
8. 会計年度終了の日から120日以内に、公認会計士の監査を受けた営業報告書を付して、当該会計年度の法人所得税の免税を受けるため、法人所得税の免税に関する恩典を申請しなければならない。
9. 第31条第1項及び第3項に基づく免税の恩典を受けた法人所得税額は、\_\_\_\_\_バーツを超えないこと。これは、奨励を受けた事業の開始日における実際の土地代と運転資金を含まない投資総額によって変更する。
10. 事業開始の日から2年以内にISO9000または同等の国際規格の承認を受けなければならない。期限内に実行できない場合、法人所得税の免税恩典を1年間取り消す。
11. 工場は、\_\_\_\_\_県\_\_\_\_\_工業団地内に建設しなければならない。工場の設置場所は、同県の都市計画告示により禁止された区域内にあってはならない。また、工業省又は関係政府機関の許可を受けなければならない。操業開始から15年間は、工場を他の場所に移してはならない。

被奨励者は、奨励証書または許可証の条件を守らなければならない。上記の条件に違反し、従わない場合、権利、恩典の全てまたは一部を取り消す。また、奨励証書の添付書類は証書の一部とみなす。

特典を追加したとき、条件を変更したとき、被奨励者は、本奨励証書を事務局に提出し、追加、変更を受けなければならない。

以上は委員会が奨励を認可した2002年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から有効とする。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に発効

BOI長官名、署名

\_\_\_\_\_日付\_\_\_\_\_番の奨励証書の添付書類

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税番号

奨励特典及び条件の改訂項目

No.	奨励通知書		特典及び条件の改訂	担当官
	No.	日付		記録



## 付録2

### 投資奨励対象業種表

- 1類 農業および農産品からの製造業
- 2類 鉱山、セラミックス、基本金属
- 3類 軽工業
- 4類 金属製品、機械、運輸機器
- 5類 電子、電気機械産業
- 6類 化学工業、紙およびプラスチック
- 7類 サービス、公共事業

(非公式訳)  
投資委員会布告  
第 10/2552 号  
件名:投資奨励対象業種、規模及び条件

投資委員会は、現在の経済および投資の状況に対応するため、奨励業種の基準を調整することが適切であると判断する。

仏暦2520年(1977年)投資奨励法第16条第2段落の権限に基づき、投資委員会は、以下のとおり布告する。

1. 仏暦 2543(2000年)8月1日付け2/2543号投資委員会布告、投資奨励業種、業種、規模、条件に関する件を廃止する。
2. 本布告末尾のリストで示された業種に投資奨励を与える。
3. 投資奨励を与える全ての業種に対して、最低投資金額を100万バーツ以上(土地代及び運搬資金を含まない)と定める。
4. それぞれの業種の規定に従い、奨励を受けたプロジェクトに対して、その条件を定める。
5. 投資奨励プロジェクトの権利恩典は、この布告末尾のリストで規定されている場合を除き、仏暦 2543(2000年)8月1日付け1/2543号投資委員会布告、投資奨励の政策及び原則の件に従うものとする。
6. 重要対象業種に指定されたプロジェクトには、以下の権利恩典が与えられる。
  - 6.1 立地ゾーンに関係なく、機械の輸入税を免除。
  - 6.2立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除。
  - 6.3その他の権利恩典は、投資委員会布告、第1/2543号、2000年8月1日による。
7. 特別重要かつ国益をもたらす業種には以下の権利恩典が与えられる。
  - 7.1立地ゾーンに関係なく、機械の輸入税を免除
  - 7.2立地ゾーンに関係なく、法人所得税を8年間免除、また免税額に上限を設けない。
  - 7.3 その他の権利恩典は、投資委員会布告、第1/2543号、2000年8月1日による。
8. 電気・電子産業は仏暦2549年(2006年)3月20日付け4/2549号投資委員会布告、「電子及び電気機器産業の投資奨励政策」の件に従い、権利恩典が与えられる。
9. この布告の末尾のリストに明示される業種に関し、以後投資奨励を与える必要性がなくなつたと判断したときには、委員会は、奨励の取り止めを布告することがある。また、奨励されるべきと判断した業種があれば、その業種を新たにリストに加えることもある。
10. 本布告は、仏暦2552年(2009年)9月14日以後奨励を申請したものに適用する。
11. 仏暦2552年(2009年)9月14日以前に奨励を申請したプロジェクト、あるいは既に奨励認可を受けたプロジェクトで未だ税制上の恩典を使用していない場合には、本布告に基づき業種を変更し該当業種の新しい条件に適用させることも可能であり、その場合は2009年12月30日までに事務局に申請すること。
12. 仏暦2543(2000年)8月1日付け2/2543号投資委員会布告、投資奨励業種、規模、条件に言及するすべての投資委員会布告は本布告に基づくものとする。

布告日2009年(仏暦2552年)10月15日

アビシット・ウェーチャーチャーワ

首相

投資委員会委員長

# 1類 農業および農産品からの製造業

業種	条件および権利恩典
1.1 種子の栽培および改良 <sup>1</sup>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 種子の研究および開発の工程がなければならない。</li> <li>2. 米、蘭、パンプ、果物などタイ特有の種子の栽培および改良の場合、登録資本金の51パーセント以上タイ国籍者が持たなければならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.2 水耕(Hydroponics)栽培	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.3 植林	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 栽培面積は500ライ以上であること。</li> <li>2. 奨励証書発行前に関係政府諸機関より認可を受けなければならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
1.4 バイオ肥料、有機肥料または土壌改良剤の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.5 動物の育種または飼育 1.5.1 家畜育種または飼育 1.5.2 水棲動物の育種または養殖(エビを除く)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.6 家畜飼料あるいは飼料成分の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.7 乾燥植物およびサイロ	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
1.8 深海漁業	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.9 屠殺	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>

<sup>1</sup> 2010年1月5日付け投資委員会布告第Sor.1/2553号を参考に

業種	条件および権利恩典
1.10 なめし、皮革仕上げ、獣毛の加工	<p><u>条件</u></p> <p>なめし業のみ工業団地公社が指定する工業団地内に立地しなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>1.11 最新技術による食品製造・保存、加工(飲用水、アイスクリームを除く)</p> <p>1.11.1 肉食品の製造、保存</p> <p>1.11.2 野菜、果実からの食品の製造、保存</p> <p>1.11.3 米あるいは穀物からの食品の製造、保存</p> <p>1.11.4 植物、野菜、果実からの飲料製造 (アルコールを除く)</p> <p>1.11.5 生牛乳からの製品の製造</p> <p>1.11.6 食品調合品の製造</p> <p>1.11.7 甘味剤の製造(砂糖を除く)</p> <p>1.11.8 即席食品あるいは半既席食品の製造あるいは保存</p> <p>1.11.9キャンデー、チョコレート、ガムの製造</p> <p>1.11.10医療食品(Medical Food)の製造</p>	<p><u>条件</u></p> <p>キャンデー、チョコレート、ガムのみ奨励された工業団地内に立地しなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別重要業種として権利恩典を付与する。</li> <li>2. 既席食品あるいは半既席食品の製造あるいは保存のみは特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</li> <li>3. キャンデー、チョコレート、ガムの製造はゾーンを問わず機械の輸入関税のみを免除する。</li> </ol>
1.12 植物および動物からの油脂の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.13 植物からの澱粉、デキストリン、加工澱粉の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.14 近代的技術による、野菜、果物、花の品質選別および包装、保管 <sup>2</sup>	<p><u>条件</u></p> <p>完全な米の品質選別事業の場合、乾燥からサイロ、精米の工程がなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.15 葉草からの製品の製造(葉、石鹼、シャンプー、歯磨き、化粧品を除く)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.16 天然ゴムからの製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>

<sup>2</sup> 2010年10月22日付け投資委員会布告第Sor.3/2553号を参考に

業種	条件および権利恩典
1.17 農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造	<p>権利恩典</p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.18 農産品からのアルコールあるいは燃料の製造(スクラップ、ごみ、廃棄物を含む)	<p>権利恩典</p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
1.19 冷凍倉庫と冷凍運輸	<p>権利恩典</p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
1.20 農産物取引センター	<p>条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地が50ライ以上でなければならない。</li> <li>2. 場所は委員会が認めた地区に立地しなければならない。</li> <li>3. 全面積の60%以上が農産品に関する業種あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫、品質検査・選別、残存物質の検査の場所がなければならない。</li> </ol> <p>権利恩典</p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
1.21 農場マネージメント・サービス	<p>権利恩典</p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>



## 2類 鉱山、セラミックス、基本金属

業種	条件および権利恩典
2.1 鉱物試掘採鉱	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイ国籍の資本が登録資本金の51%以上でなければならない。</li> <li>2. 奨励を申請する前に鉱物試掘採鉱許可(License)あるいは特別鉱物試掘採鉱許可(Special License)を取得しなければならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.2 鉱山および鉱山の選鉱(錫鉱を除く)	<p><u>条件</u></p> <p>鉱山の場合、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイ国籍の資本が登録資本金の51%以上でなければならない。</li> <li>2. 奨励を申請する前に採掘許可証あるいは採掘代行許可証の取得をしなければならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.3 大理石あるいは花崗岩の採掘	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイ国籍の資本が登録資本金の51%以上でなければならない。</li> <li>2. 奨励を申請する前に鉱物試掘採鉱許可あるいは特別鉱物試掘採鉱許可の取得をしなければならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.4 精錬	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.5 セラミックス製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> <li>2. アドバンスト・セラミックスの製造のみ特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</li> </ol>
2.5.1 セラミックス製品の製造(土器を除く)	
2.5.2 屋根瓦の製造	
2.5.3 アドバンスト・セラミックスの製造	

業種	条件および権利恩典
2.6 ガラスおよびガラス製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.7 耐火材および耐熱材の製造 (軽量ブロックを除く)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.8 石膏ボードあるいは石膏製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.9 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.10 金属粉末の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
2.11 フェロアロイの製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
<p>2.12 川上、川中の鉄製品の製造</p> <p>2.12.1 川上鉄製品はHot Metal, Pig Iron (銑鉄)、Sponge Iron(海面鉄)、Direct Reduction Iron—DRIおよびHot Briquetted Iron(HBI)を含む。</p> <p>2.12.2 川中铁製品はSlab(板用鋼片)、Billet (小鋼片)、Bloom(鋼片)を含む。</p>	<p><u>条件</u></p> <p>同一プロジェクトの川上鉄製品製造につながる製造工程をもった川中铁製品製造は負債対登録資本比率は2対1以下でなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 同一プロジェクトの川上鉄鋼製造につながる製造工程をもった川中铁鋼製造は以下の権利恩典を付与する。</p> <p>1.1 特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p> <p>1.2 投資奨励ゾーン(ゾーン3)に立地した場合、第35(1),35(2),35(3)条に基づき権利恩典を付与する。</p> <p>2. 川中铁製品の製造は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>



業種	条件および権利恩典
<p>2.13 川下鉄製品の製造</p> <p>2.13.1 棒状鉄製造 棒状鉄、シャフト鉄、ワイヤーロード、鉄線を含む。</p> <p>2.13.2 板状の鉄製品製造 熱延および冷延のステンレス鉄板、厚鉄板、熱延および冷延の鉄板、コーティングした鉄板を含む。</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
<p>2.14 鉄パイプおよびステンレスパイプの製造</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p>2. 鉄パイプあるいはシームレス・ステンレス・パイプの製造は特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>2.15 鑄造による鉄部品の製造</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p>2. Induction Furnace炉を使用する鑄造鉄部品の製造は特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>2.16 鍛造による鉄部品の製造</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>2.17 非鉄金属の圧延、Drawing、鑄造、鍛造</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
<p>2.18 コイルセンター</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <p>第36(1)条および第36(2)条に基づく権利恩典および非税的権利恩典を付与する。</p>
<p>2.19 ナノ・マテリアルの製造または内製ナノ・マテリアルからの製品の製造</p>	<p><u>条件</u></p> <p>国立ナノ・テクノロジー・センターに同意を受けなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>



## 3類 軽工業品

業種	条件および権利恩典
<p>3.1 繊維製品あるいはその部品の製造</p> <p>3.1.1 天然繊維あるいは人口繊維の製造</p> <p>3.1.2 糸の製造</p> <p>3.1.3 布の製造</p> <p>3.1.4 漂白、染色および仕上げ</p> <p>3.1.5 プリントおよび仕上げ</p> <p>3.1.6 衣服、衣装の製造</p> <p>3.1.7 衣服、衣装の部品製造</p> <p>3.1.8 家庭用繊維製品の製造</p> <p>3.1.9 カーペットの製造</p> <p>3.1.10 魚網の製造</p>	<p><u>条件</u></p> <p>1. 漂白、染色および仕上げは以下の条件がある。</p> <p>1.1 工業団地公社が指定した工業団地あるいは法定に基づく廃棄物管理システムおよび環境管理システムを持った奨励工業団地内に立地しなければならない。</p> <p>1.2 既存の立地で事業を拡大する既存事業所について2年以内にISO14000規格を取得しなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p>2. 繊維工業団地に立地した場合(漂白、染色および仕上げを除く)は以下の権利恩典を付与する。</p> <p>2.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</p> <p>2.2 以下の通り法人所得税を免除する。</p> <p>(1)ゾーン1の立地は5年間法人所得税を免除する。</p> <p>(2)ゾーン2の立地は7年間法人所得税を免除する。</p> <p>(3)ゾーン3の立地は8年間法人所得税を免除する。</p> <p>2.3その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p>3. 機能性繊維(Functional Fiber)および機能性糸(Functional Yarn)の製造は特別重要業種として権利恩典を付与する。</p> <p>4. 漂白、染色および仕上げは工業団地公社が指定した工業団地内または繊維工業団地内に立地した場合は以下の権利恩典を付与する。</p> <p>4.1 機械の輸入関税を免除する。</p> <p>4.2 法人所得税を8年間免除する。</p> <p>4.3 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>

業種	条件および権利恩典
3.2 吸湿紙の製造(生理用ナプキン、オムツ)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.3 履物あるいはその部品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.4 カバンあるいはその部品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.5 スポーツ用品あるいはその部品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.6 皮革あるいは人工皮革からの製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.7 宝石・貴石および装飾品関連の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> <li>2. 宝石・装飾品工業団地あるいは奨励された宝石・装飾品工業区に立地した場合は以下の権利恩典を付与する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2.2 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)ゾーン1の立地は5年間法人所得税を免除する。</li> <li>(2)ゾーン2の立地は7年間法人所得税を免除する。</li> <li>(3)ゾーン3の立地は8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>2.3 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol> </li> </ol>
3.8 レンズ、眼鏡、あるいはその部品の製造(光学レンズを除く)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>

業種	条件および権利恩典
3.9 医療用器具、機器の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
3.10 科学機器の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
3.11 文房具あるいはその部品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.12 玩具の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.13 楽器の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.14 人造物の製造(禁止木材からのものを除く)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.15 家具あるいはその部品の製造(禁止木材からのものを除く)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
3.16 サンドペーパーの製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>



## 4類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件および権利恩典
4.1 手工具および計測器の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
4.2 機械、その備品、部品の製造 4.2.1 エンジニアリング・デザインのある機械、その備品、部品の製造 4.2.2 農業および食品加工用の機械、備品の製造 4.2.3 省エネ、代替エネルギー機械、その備品の製造 4.2.4 金型の製造あるいは修理 4.2.5 機械、備品、部品の製造	<p><u>条件</u></p> <p>省エネ機械、代替エネルギー機械あるいはその備品の製造はエネルギー省より同意を受けた品目でなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 以下の業種については特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p> <p>1.1 エンジニアリング・デザインのある機械、その備品、部品の製造</p> <p>1.2 農業および食品加工用の機械、備品の製造</p> <p>1.3 省エネ、代替エネルギー機械、その備品の製造</p> <p>2. 以下の業種については特別重要業種として権利恩典を付与する。</p> <p>2.1 金型の製造あるいは修理</p> <p>2.2 機械、備品、部品の製造</p>
4.3 金属部品を含む金属製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p>2. 粉末冶金製造(Sintered Product)とInduction Furnaceを使用した鑄造工程または鍛造工程を含む金属製品および鉄製品の製造は特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
4.4 表面処理あるいは陽極酸化処理(Anodize)	<p><u>条件</u></p> <p>委員会が同意した近代的製造工程がなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p>2. 工業団地公社が指定した工業団地内に立地した場合は特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>

業種	条件および権利恩典
4.5 熱処理(Heat Treatment)	<p><u>条件</u></p> <p>シアン化物の使用がある場合は工業団地あるいは奨励された工業地区に立地しなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>4.6 造船あるいは船舶の修理</p> <p>4.6.1 500グロストン以上の造船あるいは修理</p> <p>4.6.2 500グロストン以下の造船あるいは修理(木船または鉄船を除く)</p>	<p><u>条件</u></p> <p>ゾーン1に立地する場合は投資額を問わず操業開始日より2年間以内にISO14000規格を取得しなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
4.7 電動式乗り物の製造(仏暦2522年・西暦1979年の自動車法に基づき登記できないものに限る)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
4.8 自動車および電車あるいはその備品、部品の製造(軌道システムのものに限る)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
4.9 航空機の製造、修理、改造(Aircraft Conversion)および航空機備品、部品あるいは航空機内用品の製造あるいは修理	<p><u>条件</u></p> <p>航空機の改造(Air Conversion)の場合はType Certificationの変更を必要とする程度のものでなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>4.10 乗り物の部品の製造</p> <p>4.10.1 乗り物の部品の製造</p> <p>4.10.2 オートバイ用の4ストロークエンジンの製造</p> <p>4.10.3 自動車用エンジンの製造</p> <p>4.10.4 国際規格のエコカー部品の製造</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> <li>2. 以下の製品の製造は特別重要業種として権利恩典を付与する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 アンチロックブレーキシステムの製造</li> <li>2.2 触媒コンバーターの回路基板(Substrate)の製造</li> <li>2.3 電子燃料噴射システムの製造</li> <li>2.4 自動車用トラスミッションの製造</li> </ol> </li> </ol>



業種	条件および権利恩典
	<p>2.5 電動式乗り物用バッテリーの製造</p> <p>2.6 ハイブリッド自動車あるいは燃料電池自動車など自動車用トラクションモーター(牽引モーター)の製造</p> <p>2.7 電子制御コントロール(ESC)の製造</p> <p>2.8 再生ブレーキシステムの製造</p> <p>2.9 自動車用電動式空調システムの製造</p> <p>2.10 乗り物用タイヤの製造</p> <p>2.11 航空機用タイヤの製造</p> <p>3. 国際規格のエコカー部品の製造は以下の権利恩典を付与する。</p> <p>3.1 ゾーンを問わず委員会の同意した期間に基づき機械の輸入関税を免除する。</p> <p>3.2 ゾーンを問わず法人所得税を最高8年間免除する。</p> <p>3.3 適切な原材料および既製部品の輸入関税を委員会が同意した期間で最高90%まで減免する。</p> <p>4. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
<p>4.11 オートバイの製造</p> <p>4.11.1 4ストローク・オートバイの製造</p>	<p><u>4ストローク・オートバイの製造</u></p> <p><u>条件</u></p> <p>1. 4ストロークエンジンのオートバイであること。</p> <p>2. 年間50,000台以上の生産能力を有すること</p> <p>3. タイ国籍者が登録資本金の60%以上の株式を所有しなくてはならない。</p> <p>4. フレームの溶接、組立ておよび塗装の製造工程を有すること。</p> <p>5. 部品の製造投資および部品の使用計画を明示しなくてはならず、かつ委員会から同意を得なくてはならない。</p> <p>6. タイの部品製造業者の育成計画を有すること。</p> <p>7. 認可後、STI政策(BOIの技能、技術革新政策)に該当する追加投資がある場合でも、法人所得税免除の追加権利恩典を付与しない。</p>

業種	条件および権利恩典
4.11.2 大型オートバイの製造	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 法人所得税は以下の通り免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1およびゾーン2に立地した場合は免除しない。</li> <li>2.2 ゾーン3に立地した場合、法人所得税を3年間免除する。以下の場合には法人所得税を5年間免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) タイ資本が登録資本金70%以上あること。</li> <li>(2) エンジン、パワートレイン、燃料供給システム、サスペンションシステム、ブレーキシステムなど主要部品の製造・使用計画を委員会に提出し、同意を受けなければならない。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol> <p><u>大型オートバイの製造</u></p> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 4ストローク・エンジンのオートバイで、シリンダーが500cc. 以上あること。</li> <li>2. フレームの溶接、組立ておよび塗装からなる製造の工程を待たなくてはならない。</li> <li>3. 部品の製造投資および部品の使用計画を明示しなくてはならず、かつ委員会から同意を得なくてはならない。</li> <li>4. 認可後、STI政策 (BOIの技能、技術革新政策) に該当する追加投資がある場合でも、法人所得税免除の追加権利恩典を付与しない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 法人所得税を免除しない。但し、Cylinder HeadやCrank Caseなどエンジンの重要部分の製造を含むエンジン部品の製造工程がある場合は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
<p>4.12 自動車の製造</p> <p>4.12.1 自動車の製造</p> <p>4.12.2 自動車の総括(Package)製造</p> <p>4.12.3 乗用車の製造</p>	<p><u>自動車の製造</u></p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人所得税を免除しない。</li> <li>2. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol> <p><u>自動車の総括(Package)製造</u></p> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地代および運転資金を含まない総投資金額100億バーツ以上、業種4.12.1自動車の製造、業種4.10.1乗物の部品の製造、および／あるいは業種4.10.3自動車用エンジンの製造で構成する総括計画(Package)を提出しなければならない。</li> <li>2. 自動車の製造事業は、明確な生産計画および市場計画がなくてはならない。</li> <li>3. 輸送機器の部品製造事業、および／あるいはエンジン製造事業は、自社グループ内における自動車製造のパッケージプロジェクトに供給しなくてはならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車の製造事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 ゾーンを問わず機械輸入関税を免除する。</li> <li>1.2 法人所得税を免除・減免しない。</li> <li>1.3 その他の恩典は投資委員会告示第1/2543号に基づく恩典を付与する。</li> </ol> </li> <li>2. 輸送機器のための部品、および／あるいは自動車のエンジン製造 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーンを問わず機械輸入関税を免除する。</li> <li>2.2 その他の権利恩典は業種4.10.1乗り物の部品の製造および／あるいは業種4.10.3自動車用エンジンの製造に基づくものとする。</li> </ol> </li> </ol> <p><u>乗用車の製造</u></p> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最初の5年間のいずれの1年において実生産台数が年間10万台以上あること。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
4.12.4 新種自動車の製造	<p>2. 委員会が同意した同一の主要フレームより生産されたものでなければならない。</p> <p>3. 法人所得税免除期間中における5年間以内に土地代および運転資金を含まない投資金額が150億パーツ以上でなければならない。</p> <p>4. 部品使用計画および部品生産計画を提案し、投資委員会より同意を受けなければならない。</p> <p>5. 認可後、STI政策に該当する追加投資(BOIの技能、技術革新政策)がある場合も、法人所得税免除の追加権利恩典を付与しない。</p> <p>6. 第1項の条件通りに生産ができなければ、投資委員会が定めた基準および条件により法人所得税免除権利恩典を取り消す。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</p> <p>2. ゾーンを問わず法人所得税を5年間免除する。</p> <p>3. 第35(1)条に基づき法人所得税を減免しない。</p> <p>4. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p><u>新種自動車の製造</u></p> <p><u>条件</u></p> <p>1. 当初5年以内に年産10万台以上を達成すること。</p> <p>2. 組み立てラインに新たに投資を行うこと。</p> <p>3. 土地代および運転資金を含まない投資金額は100億パーツ以上であること。</p> <p>4. タイでこれまで生産されたことのない新しいタイプの自動車で、Hybrid Drive、Brake Energy RegenerationまたはElectronic Stability Controlなど投資委員会が同意した近代技術システムを搭載した自動車の製造であること。</p> <p>5. 部品の生産計画と使用計画を立案し、投資委員会より認可を受けなければならない。</p>

業種	条件および権利恩典
	<p>6. 奨励証書に基づく実行期間より延長することを許可しない</p> <p>7. 認可後、STI政策に該当する追加投資(BOIの技能、技術革新政策)がある場合も、法人所得税免除の追加権利恩典を付与しない。</p> <p>8. 2010年12月31日までに奨励申請を提出しなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</p> <p>2. 土地代および運転資金を含まない投資金額が100億バーツ以上ある場合、ゾーンを問わず法人所得税を5年間免除する。</p> <p>3. 土地代および運転資金を含まない投資金額が150億バーツ以上ある場合、ゾーンを問わず法人所得税を6年間免除する。</p> <p>4. 2009年12月31日までに奨励申請を提出した場合は法人所得税免除期間をさらに1年間追加する。</p> <p>5. 第35(1)条に基づき法人所得税を減免しない。</p> <p>6. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
4.13 汎用エンジンまたはその備品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
<p>4.14 天然ガス使用の自動車(Natural Gas Vehicle-NGV)および機械設備の製造</p> <p>4.14.1 天然ガス使用のバス・大型トラックの製造</p> <p>4.14.2 圧縮天然ガス(Compressed Natural Gas:CNG)用および液化天然ガス(Liquefied Natural Gas:LNG)用のタンクの製造</p> <p>4.14.3 天然ガス使用車(NGV)用のエンジン、部品および備品の製造</p> <p>4.14.4 天然ガス・サービス・ステーション用の機械あるいは設備の製造</p>	<p><u>条件</u></p> <p>CNG用およびLNG用のタンクの製造、NGV用のエンジン、部品および備品の製造、天然ガス・サービス・ステーション用の機械あるいは設備の製造は関係政府機関より規格の認定を受けること。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 天然ガス使用のバスおよび大型トラックの製造は以下の権利恩典を付与する。</p> <p>1.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</p>

業種	条件および権利恩典
	<p>1.2 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p>2. 以下の事業は特別重要業種として権利恩典を付与する。</p> <p>2.1 CNG用およびLNG用のタンクの製造</p> <p>2.2 NGV用のエンジン、部品および備品の製造</p> <p>2.3 天然ガス・サービス・ステーション用の機械あるいは設備の製造</p>
4.15 燃料電池の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
4.16 乗り物の部品、電気電子設備の修理	<p><u>条件</u></p> <p>自由貿易地域のための保税倉庫またはFree Zoneに立地すること。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
4.17 産業用機械・備品の修理	<p><u>条件</u></p> <p>機械の重要部品の修理能力を有するものでなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
4.18 コンテナの製造およびメンテナンス	<p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p>2. ロジスティクス工業団地内に立地するプロジェクトは、特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
4.19 建設あるいは工業のための設備に使用する金属構造の製造 (Fabrication Industry) あるいは Platformの修理	<p><u>権利恩典</u></p> <p>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</p> <p>2. 以下の通り法人所得税を免除する。</p> <p>2.1 ゾーン1に立地する場合は法人所得税を5年間免除する。</p>

業種	条件および権利恩典
	<p>2.2 ゾーン2に立地する場合は法人所得税を5年間免除する。工業団地あるいは奨励された工業区に立地する場合は法人所得税を7年間免除する。</p> <p>2.3 ゾーン3に立地する場合は法人所得税を8年間免除する。</p> <p>3. の他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
<p>4.20 既製住宅(Completely Built Unit-CBU)またはノックダウン住宅(Completely Knocked Down-CKD)の製造</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <p>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</p> <p>2. 第36(1)条および第36(2)条に基づき権利恩典を付与する。</p> <p>3. 非税的権利恩典のみを付与する。</p>





## 5類 電子・電気機器産業

業種	条件および権利恩典
5.1 工業用電気器具の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>電子・電気機器産業の投資奨励策による権利恩典を付与する。</p>
5.2 電気製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>電子・電気機器産業の投資奨励策による権利恩典を付与する。</p>
5.3 電気製品用の部品または備品の製造 5.3.1 電灯の製造 5.3.2 バッテリー、電池の製造(乗り物用バッテリーを除く) 5.3.3 絶縁ワイヤー、ケーブルの製造 5.3.4 その他の電気製品用の部品または備品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>電子・電気機器産業の投資奨励策による権利恩典を付与する。</p>
5.4 電子製品(エレクトロニクス)の製造 5.4.1 家庭用電化製品の製造 5.4.2 事務用の電子機器の製造 5.4.3 工業用の電子機器の製造 5.4.4 電気通信用の電子機器の製造 5.4.5 農業用の電子機器の製造 5.4.6 その他の電子機器の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電子・電気機器産業の投資奨励策による権利恩典を付与する。</li> <li>2. 工業用の電子機器、電気通信機器、農業用の電子機器の製造は以下の権利恩典を付与する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 特別重要業種として指定する。</li> <li>2.2 電子・電気機器産業の投資奨励策により機械の輸入関税を免除する。</li> </ol> </li> </ol>
5.5 電子製品に使用する電子部品、備品あるいは部品、備品の製造 5.5.1 半導体の製造 5.5.2 記憶装置の製造 (1) Hard Disk DriveおよびHard Disk Drive部品の製造 (2) その他の記憶装置の製造 5.5.3 信号ワイヤあるいは信号ワイヤハーネスの製造 5.5.4 電気通信機器部品の製造 5.5.5 医療用の電子機器部品の製造 5.5.6 農業用の電子機器部品の製造	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下の業種に対し既存機械の改善への投資を奨励プロジェクトの一部とする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 集積回路(Integrated Circuit)の製造</li> <li>1.2 Hard Disk DriveおよびHard Disk Drive部品の製造</li> <li>1.3 Hard Disk Drive用のMedia/Platterの製造</li> </ol> </li> <li>2. 以下の業種は委員会が同意した製造工程を持つこと。           <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 Flexible Printed CircuitあるいはMulti Layer Printed Circuit Boardの製造</li> <li>2.2 太陽電池の製造</li> </ol> </li> </ol>

業種	条件および権利恩典
<p>5.5.7 乗り物用電子部品の製造</p> <p>5.5.8 Flexible Printed CircuitあるいはMulti Layer Printed Circuit Boardの製造</p> <p>5.5.9 その他電子部品、備品あるいは電子機器用の部品、備品の製造</p> <p>5.5.10 太陽電池あるいは太陽電池原材料の製造</p> <p>(1) 太陽電池の製造</p> <p>(2) ウェハー、純粋シリコン(99.9999%)、透明導電酸化物coating glassなど太陽電池用の原材料の製造</p> <p>5.5.11 Hard Disk Drive用Media/Platterの製造の</p> <p>5.5.12 Flat Panel Displayの製造</p>	<p>2.3 Hard Disk Drive用のMedia/Platterの製造</p> <p>2.4 Flat Panel Displayの製造</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 電子・電気機器産業の投資奨励策による権利恩典を付与する。</p> <p>2. 以下の業種は次の権利恩典を付与する。</p> <p>2.1 半導体の製造</p> <p>2.2 Hard Disk DriveおよびHard Disk Drive部品の製造</p> <p>2.3 電気通信機器部品の製造</p> <p>2.4 医療用の電子機器部品の製造</p> <p>2.5 農業用の電子機器部品の製造</p> <p>2.6 乗り物用電子部品の製造</p> <p>2.7 Flexible Printed CircuitあるいはMulti Layer Printed Circuit Boardの製造</p> <p>付与する権利恩典は以下とする。</p> <p>(1) 特別重要業種として指定する。</p> <p>(2) 電子・電気機器産業の投資奨励策により機械の輸入関税を免除する。</p> <p>3. 以下の業種</p> <p>3.1 太陽電池あるいは太陽電池の原材料の製造</p> <p>3.2 Hard Disk Drive用Media/Platterの製造</p> <p>3.3 Flat Panel Displayの製造</p> <p>について以下の権利恩典を付与する。</p> <p>(1) 特別重要かつ国益をもたらす業種として指定する。</p> <p>(1) 電子・電気機器産業の投資奨励策により機械の輸入関税を免除する。</p>
<p>5.6 マイクロエレクトロニクス用の資材あるいは基板の製造</p> <p>5.6.1 ウェハー</p> <p>5.6.2 薄膜フィルムテクノロジー</p>	<p><u>条件</u></p> <p>1. 委員会が同意した製造工程を持つこと。</p> <p>2. 既存機械の改善への投資を奨励プロジェクトの一部とする。</p>

業種	条件および権利恩典
	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別重要かつ国益をもたらす業種として指定する。</li> <li>2. 電子・電気機器産業の投資奨励策により機械の輸入関税を免除する。</li> </ol>
<p>5.7 電子の設計</p> <p>5.7.1 Micro Electronics Design</p> <p>5.7.2 Embedded system design</p> <p>5.7.3 Prototype design</p>	<p><u>条件</u></p> <p>販売またはサービス提供から生じた収入は内製または外注を問わず直接奨励プロジェクトあるいは商業用の下流製造によるものものものその奨励プロジェクトの収入と見なす。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</li> <li>2. 電子・電気機器産業の投資奨励策により機械の輸入関税を免除する。</li> </ol>
<p>5.8 ソフトウェア</p> <p>5.8.1 企業ソフト</p> <p>5.8.2 デジタル・コンテンツ</p> <p>(1) Animation, Cartoon &amp; Characters</p> <p>(2) Computer-generated Imagery(CGI)</p> <p>(3) Web-based ApplicationおよびCloud Computing</p> <p>(4) Interactive Application</p> <p>(5) Game ; Window-based, Mobile Platform, console, PDA, Online Game, Massive Multi-Player Online Gameなど</p> <p>(6) Wireless Location Based Service Content</p> <p>(7) Visual Effects</p> <p>(8) Multimedia Video Conferencing Applications</p> <p>(9) E-Learning Content via Broadband and Multimedia</p> <p>5.8.3 Embedded Software</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国家ソフトウェア産業促進事務局が指定または同意するソフトウェア開発プロセスを有すること。</li> <li>2. 1,000万バーツ以上の投資プロジェクト(土地代および運転資金を含まない)は、事業開始日より2年以内で国家ソフトウェア産業促進事務局による規準の保証、あるいはCapacity Maturity Model Integration (CMMI)規準の品質保証、または、国家ソフトウェア産業促進事務局からの同意を受けたそれに該当する他の規準を取得しなくてはならない。できない場合は法人所得税免除権利恩典期間を1年間取り消す。</li> <li>3. 奨励ソフトウェアに関連した販売またはサービス提供から生じた収入は奨励対象の収入とする。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別重要かつ国益をもたらす業種として指定する。</li> <li>2. 電子・電気機器産業の投資奨励策により機械の輸入関税を免除する。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
5.9 E-commerce	権利恩典 電子・電気機器産業の投資奨励策により機械の輸入関税の免除のみ、税的権利恩典を付与する。

## 6類 化学工業、紙およびプラスチック

業種	条件および権利恩典
6.1 化学品の製造	化学工程を有すること。
6.2 工業用化学品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.3 環境にやさしい化学品 (Eco-friendly Chemicals)の製造	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 化学工程あるいはバイオテクノロジーの工程を有し、またはその関連産業の原材料あるいは必要資材の製造でなければならない。</li> <li>2. 環境に対する影響がライフサイクルで総体的に少なくする化学品でなければならない。たとえば、 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 再利用できる(Renewable Resource)資源からのものの利用</li> <li>2.2 製造工程に持続的なグリーンテクノロジー(Sustainable Green Chemistry)を有すること。</li> <li>2.3 有害物質にならない生物分解性の製品</li> <li>2.4 ISO規格(ISO14040 Series)あるいは工業規格庁が定める規格によるライフサイクル評価(Life Cycle Assessment:LCA)法則で生物および環境に対し害が総体的に少なくなる製品。</li> </ol> </li> <li>3. 国立科学開発庁、国立技術イノベーション庁などの関係政府機関の同意を得なければならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
6.4 環境にやさしい製品 (Eco-Friendly Products)の製造	<p><u>条件</u></p> <p>ISO規格(ISO14040 Series)あるいは工業規格庁が定める規格によるライフサイクル評価(Life Cycle Assessment:LCA)法則で生物および環境に対し害が総体的に少なくなるプラスチックあるいはポリマーから成型されたパッケージングあるいは製品でなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
6.4.1 環境にやさしいパッケージング	
6.4.2 環境にやさしいプラスチックあるいはポリマー	

業種	条件および権利恩典
6.5 薬品および薬品の有効成分の製造	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業開始日より2年間以内でPIC/Sに基づくGMP規格を取得しなければならない。</li> <li>2. 既存事業の拡大プロジェクトの場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 既存の機械を奨励プロジェクトに使用することを許可するが法人税免除対象の金額としない。</li> <li>2.2 STI投資に基づく権利恩典を付与しない。</li> </ol> </li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を6年間免除する。奨励された工業団地あるいは工業区に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
6.6 化学肥料の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.7 殺虫剤、雑草駆除薬の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.8 染料および染色剤の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.8.1 染色剤 6.8.2 顔料 6.8.3 ペンキおよびインキ	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.9 ボディケア製品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>

業種	条件および権利恩典
6.10 石油精製業	<p><u>権利恩典</u></p> <p>ゾーンを問わず機械の輸入関税のみ税的恩典を付与する。</p>
6.11 石油化学品の製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.12 プラスチックおよびプラスチックコートによる製品	<p><u>条件</u></p> <p>プラスチックの成型あるいはコーティングの工程がなければならぬ。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.13 パルプの製造	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.14 紙の製造	<p><u>条件</u></p> <p>Hygienic紙の製造の場合、事業開始日より2年間以内でGMP規格を取得しなければならない。できなければ、仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> <li>2. Hygienic紙の製造の場合は以下の権利恩典を付与する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2.2 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>(2) ゾーン2に立地した場合、法人所得税を6年間免除する。奨励された工業団地あるいは工業区に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>(3) ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

業種	条件および権利恩典
	<p>2.3 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
6.15 パルプあるいは紙による製品の製造	<p><u>条件</u></p> <p>Hygienic紙製品の製造の場合、事業開始日より2年間以内でGMP規格を取得しなければならない。できなければ、仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> <li>2. Hygienic紙製品の製造の場合は以下の権利恩典を付与する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2.2 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>(2) ゾーン2に立地した場合、法人所得税を6年間免除する。奨励された工業団地あるいは工業区に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>(3) ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>2.3 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
6.16 印刷	<p><u>条件</u></p> <p>委員会が同意する以下の1工程または複数工程について最新の印刷方式を採用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 前工程</li> <li>- 印刷工程</li> <li>- 後工程</li> </ul>



業種	条件および権利恩典
	<p>権利恩典</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> <li>2. 印刷工業団地あるいは奨励された印刷工業区に立地した場合は以下の権利恩典を付与する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2.2 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>(2) ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>(3) ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>2.3 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol> </li> </ol>



## 7類 サービス、公共事業

業種	条件および権利恩典
<p>7.1 公共事業</p> <p>7.1.1 電力および蒸気機の製造</p> <p>7.1.2 水道、工業用の水施設</p> <p>7.1.3 Concession Road</p> <p>7.1.4 海上輸送のための積荷、積み下ろし施設サービス</p> <p>7.1.5 コンテナ方式による輸出品の検査、コンテナ積載のための施設、輸入品の検査、埠頭外へ搬出するための積載作業を行うための保管場所</p> <p>7.1.6 商業空港</p> <p>7.1.7 人工衛星通信</p> <p>7.1.8 電話</p> <p>7.1.9 天然ガス分離</p>	<p><u>条件</u></p> <p>関係政府機関の同意を得なければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別重要業種として権利恩典を付与する。</li> <li>2. 農作物からの燃料、バイオガス、風力など再利用可能な燃料を使用する電力および蒸気機の製造は特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</li> <li>3. 人工衛星通信は以下の権利恩典を付与する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>3.1 外国より取得した収入のみに対し法人所得税を8年間免除する。</li> <li>3.2 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol> </li> <li>4. 電話はサービス事業非税的権利恩典のみを付与する。</li> </ol>
<p>7.2 天然ガス・サービス・ステーション</p>	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税の免除のみ、税的権利恩典を付与する。</li> <li>2. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
<p>7.3 観光振興産業</p> <p>7.3.1 遊覧船の乗船所サービス</p>	<p><u>条件</u></p> <p>船の引き揚げ設備、陸上の集船場、修理場など種々のサービス設備を有すること。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
<p>7.3.2 遊覧船サービスまたは ヨットのレンタル</p>	<p><u>条件</u> 関係政府機関の同意を得なければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. ゾーンを問わず法人所得税を5年間免除する。</li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
<p>7.3.3 遊園地</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地代および運転資金を含まない総投資金額5億バーツ以上でなければならない。</li> <li>2. プロジェクトの構成について委員会の同意を得なければならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
<p>7.3.4 芸術文化センターまたは美術工芸展示場</p>	<p><u>条件</u> 土地代および運転資金を含まない総投資金額2千万バーツ以上でなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
7.3.5 水族館	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地代および運転資金を含まない総投資金額1億バーツ以上でなければならない。</li> <li>2. 環境への影響調査報告書を作製すること。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
7.3.6 カーレース場	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係政府機関の同意を得なければならない。</li> <li>2. FIA (Federation Internationale de L'Automobile)またはFIM (Federation Internationale de Motocyclisme) 規格の認定を取得しなければならない。</li> <li>3. 近隣住民に対する危険およびトラブルに対する予防処置があること。</li> <li>4. 環境への影響調査報告書を作製すること。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
7.3.7 野外動物園	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地代および運転資金を含まない総投資額が5億バーツ以上であり、土地面積500ライ以上であること。</li> <li>2. プロジェクトの構成について委員会の同意を得なければならない。</li> <li>3. 全面積の15%以上をグリーン・エリアとし、15%以上を駐車場とすること。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
7.3.8 ケーブルカーサービス	<p><u>条件</u></p> <p>関係政府機関の同意を得なければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
<p>7.4 観光支援のための産業</p> <p>7.4.1 コンベンションホール</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 4,000平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は3,000平方メートル以上でなければならない。</li> <li>2. 委員会の認める機能と設備を整備すること。</li> <li>3. 建築図面は委員会の同意を得なければならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1の立地は5年間法人所得税を免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2の立地は7年間法人所得税を免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3の立地は8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
<p>7.4.2 国際貿易展示センター</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 室内展示場が25,000平方メートル以上あること。</li> <li>2. 全展示場には商談室を設けること。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>2.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>2.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
7.4.3 ホテル	<p><u>条件</u></p> <p>客室が100以上あるか、土地代および運転資金を含まない総投資金額が5億バーツ以上あること。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーン1、ゾーン2、ソクラー県ハジャイ市、チェンマイ県チェンマイ市に立地するホテルは非税的権利恩典のみを付与する。</li> <li>2. ゾーン3に立地するホテル(第1項、第3項のものを除く)は、機械の輸入関税免除および非税的権利恩典を付与する。</li> <li>3. カラシン、ナコンパノム、ナラティワート、ナーン、ブリラム、パッタニ、パヤオ、プレー、マハサラカム、ヤソトン、ヤラー、ロイエト、シーサケット、サコンナコン、サトーン、スリン、ノンブアランプー、チャイヤプーム、ノンカイ、ウボンラチャタニ、ウドンタニ、アムナートチャルンに立地したプロジェクトは仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
7.4.4 高齢者のための福祉施設	<p><u>条件</u></p> <p>関係政府機関の規格に従うサービスを有すること。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>税的恩典は輸入関税のみ仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく恩典を付与する。</p>
7.4.5 健康センター	<p><u>条件</u></p> <p>関係政府機関の規格に従うサービスを有すること。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>税的恩典は輸入関税のみ仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく恩典を付与する。</p>
7.4.6 ローングステイ支援のための事業	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係政府機関の規格に従うサービスを有すること。</li> <li>2. 宿泊、介護、観光などサービスを提供すること。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>非税的権利恩典のみを付与する。</p>



業種	条件および権利恩典
7.5 中低所得者住宅	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず住宅を最低50ユニット提供すること。</li> <li>2. ゾーン1に立地したプロジェクトにおいて、コンドミニアムの場合、1ユニットあたり最低28平方メートルの面積があり、価格が1ユニットあたり100万バーツ(土地代を含み)を超えてはならない。住宅の場合、1戸あたり最低70平方メートルの延べ面積があり、価格が1戸あたり120万バーツ(土地代を含み)を超えてはならない。</li> <li>3. ゾーン2、ゾーン3に立地したプロジェクトにおいて、1戸あたり最低31平方メートルの延べ面積があり、価格が1戸あたり60万バーツ(土地代を含み)を超えてはならない。</li> <li>4. 建物の図面は委員会の同意を得なくてはならない。</li> <li>5. 建物管理法その他の法律に基づき許可を得なくてはならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>以下の通り法人所得税を免除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーン1、ゾーン2に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>2. ゾーン3に立地した場合、法人所得税を8年間免除する。</li> </ol>
7.6 タイ映画制作あるいは映画産業へのサービスあるいはマルチメディア・サービス	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下の通り、委員会が定めた機械、機材、事業範囲を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 映画とはドキュメンタリー、テレビ番組、コマーシャルを意味する。</li> <li>1.2 但し、コマーシャルの制作は奨励対象外とする。(注:コマーシャル制作向けのサービスは奨励対象)</li> <li>1.3ドキュメンタリー、テレビ番組、テレビコマーシャルを含む映画制作およびマルチメディア・サービス提供とは以下の機械、機材を持ち、事業範囲を持つものとする。</li> </ol> </li> </ol>

業種	条件および権利恩典
	<p>(1) 映画撮影機の賃貸事業あるいは映画撮影事業は主要機械および機材として映画撮影機、映画撮影用照明機材、発電機、カメラ動作補助機、カメラの固定機材をもつ。</p> <p>(2) 映画フィルムの現像サービスや複製は主要機械としてフィルム現像機、フィルム印刷機、フィルム着色マシン、フィルム編集機、フィルム洗浄器をもつ。</p> <p>(3) 録音サービスは主要機械としてデジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーそして標準録音スタジオをもつ。</p> <p>(4) 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像の政策が可能な機材を有する必要がある。主として Standard definition および High definition デジタル・ビデオ収録機、telecine 変換機、編集機、Digital Compositing &amp; Special effect 制作機などがある。</p> <p>(5) タイで撮影する海外制作団のコーディネーション・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡・交渉、スタッフ手配、機材の手配などを包括する。</p> <p>(6) 標準映像撮影スタジオのレンタル・サービス</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. ゾーンを問わず法人所得税を5年間免除する。映画工業区 (Movie Town) に立地した場合、法人所得税を8年間免除する。</li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
7.7 病院	<p>条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ベッドを50以上有すること。</li> <li>2. 厚生省の定める規格に合致すること。</li> </ol> <p>権利恩典</p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
<p>7.8 産業用地の開発事業</p> <p>7.8.1 工業区</p>	<p>条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バンコクおよびサムットプラカーン県内は奨励対象外とする。</li> <li>2. 土地面積500ライ以上あること。</li> <li>3. 工場用地が総面積の60%以上で75%を超えてはならない。ただし、1,000ライ以上の場合は、委員会の同意に従うものとする。</li> <li>4. 他の条件は以下の通り委員会の定めに従うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1 基幹道路 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 面積が1,000ライ超えた場合は4車線あり、道幅が最低30メートルで交通道路面積が最低14メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のため十分な路肩があること。</li> <li>(2) 面積が500ライを超え、1,000ライまでの場合は2車線あり、道幅が最低20メートルで交通道路面積が最低7メートルであり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のため十分な路肩があること。</li> <li>(3) 面積が100ライを超え、500ライまでの場合は2車線あり、道幅が最低16メートルで交通道路面積が最低7メートルであり、両側にそれぞれ2メートル以上の歩道があり、緊急駐車のため十分な路肩があること。</li> </ol> </li> <li>4.2 補助道路は最低8.5メートルの交通道路表面であり、両側にそれぞれ2メートルの路肩あること。</li> <li>4.3 汚水処理システムは、汚水の質にあったものであり、処理後の排水池があり、法律の定めに従う処理システムであること。</li> </ol> </li> </ol>

業種	条件および権利恩典
	<p>4.4 排水システムは一般水の配水管と完全に分けること。</p> <p>4.5 委員会の同意した方式に基づきごみ集積、整理、処理の方法を持つこと。</p> <p>4.6 入居する工場は自然資源および環境政策および計画庁の専門家委員会が同意した環境への影響調査報告書に基づく対象業種および禁じられた業種に一致したものでなければならない。</p> <p>4.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便、などの公共施設を持つこと。</p> <p>4.8 奨励証書発給日より2年間以内で、土地の約25%を整え、公共サービスができるようにすること。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
7.8.2 工場および倉庫のための建物開発	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 奨励された工業団地または工業区またはロジスティクス・パークに工場の建物または倉庫を建設しなければならない。</li> <li>2. 設計図面は委員会に同意を得なければならない。</li> <li>3. 建物の建設は工場法および建物管理法に従うこと。</li> <li>4. 多階建ての場合、高さ12階を超えてはならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機械の輸入関税の免除、減免をしない。</li> <li>2. ロジスティクス・パークに立地した場合、工業団地または工業区と同様に法人所得税を免除する。</li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
7.8.3 自由貿易ゾーン(Free Trade Zone)およびフリーゾーンのための保税倉庫区	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地面積が200ライ以上あること。</li> <li>2. バンコクは奨励対象外とする。</li> <li>3. サムットプラーカーン県内のプロジェクトは、工業地域に立地する場合で、工業省が認可したものののみ奨励する。</li> <li>4. 奨励申請前に関連政府機関に認可されなければならない。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
7.8.4 ソフトウェア工業団地	<p><u>権利恩典</u></p> <p>奨励された工業団地あるいは工業区と同様の権利恩典を付与する。</p> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団地内全体に高速光ファイバーによる基本通信システムを有すること。</li> <li>2. 団地から国内、国際通信センターに繋がる高速基本通信システムを有すること。</li> <li>3. 連続型予備電力供給システムを有すること。</li> <li>4. 土地面積が1万平方メートル以上あること。</li> </ol>
7.8.5 宝石・宝飾産業工業区	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地面積が100ライ以上あること。</li> <li>2. 総面積の40%以上を宝石または宝飾製造関連事業の土地とすること。</li> <li>3. 宝石または宝飾の取引きの場所を設けること。</li> <li>4. 十分な保安システムを設けること。</li> <li>5. ビジネスセンターを含む展示場および会議室を有すること。</li> <li>6. 適切な駐車場設備を有すること。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</li> <li>2. 宝石・宝飾産業工業団地あるいは奨励された宝石・宝飾工業区に立地した宝石関連メーカーには以下の権利恩典を付与する。</li> <li>3. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>4. 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1 ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>4.2 ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> </ol> </li> </ol>

業種	条件および権利恩典
<p>7.8.6 環境保護工業団地</p> <p>(1) 繊維業の一貫生産のための工業団地</p> <p>(2) なめし業のための工業団地</p> <p>(3) 金属の表面処理および陽極表面処理の工業団地</p>	<p>4.3 ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</p> <p>5. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p><u>条件</u></p> <p>1. 奨励申請の前に、タイ国工業団地公社より同意を得ること。</p> <p>2. 繊維業の一貫生産のための工業団地は土地面積500ライ以上でなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 特別重要業種として権利恩典を付与する。</p> <p>2. 繊維産業のための工業団地に立地した繊維事業その他の関連事業(染色および仕上げ事業を除く)は以下の通り権利恩典を付与する。</p> <p>2.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</p> <p>2.2 以下の通り法人所得税を免除する。</p> <p>(1) ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</p> <p>(2) ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</p> <p>(3) ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</p> <p>2.3 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
<p>7.8.7 印刷工業区</p>	<p><u>条件</u></p> <p>1. 土地面積500ライ以上あり、工場用地が総面積の60%以上で75%以下でなければならない。</p> <p>2. 印刷関連産業用地が総工場面積の80%以上でなければならない。</p> <p>3. 以下の施設を備えること。</p> <p>3.1 印刷の前工程(PRE-PRESS)、印刷の後工程(AFTER-PRESS)および機械の修理。</p> <p>3.2 印刷の訓練所。</p>

業種	条件および権利恩典
<p>7.8.8 映画工業区 (Movie Town)</p>	<p>3.3 24時間操業の印刷関連商品の団地内流通センター。</p> <p>3.4 タイ国工業団地公社が印刷業のために定められる基準と同様のインフラストラクチャー。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. ゾーンを問わず法人所得税を8年間免除する。</li> <li>3. その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> <li>4. 印刷工業団地あるいは奨励された印刷工業区に立地した印刷事業関連事業は以下の通り権利恩典を付与する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1 ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>4.2 以下の通り法人所得税を免除する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゾーン1に立地した場合、法人所得税を5年間免除する。</li> <li>(2) ゾーン2に立地した場合、法人所得税を7年間免除する。</li> <li>(3) ゾーン3に立地した場合、8年間法人所得税を免除する。</li> </ol> </li> <li>4.3 その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol> </li> </ol> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 映画工業区内に以下の施設を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 標準的な室内・屋外映画撮影スタジオおよびテレビ番組の収録・撮影設備。</li> <li>1.2 フィルムの現像、複製、 特殊技術映像、コンピューターによるアニメーション製作、映画用音声収録、など撮影後のサービス。</li> </ol> </li> </ol>

業種	条件および権利恩典
7.8.9 科学技術パーク	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>ゾーンを問わず法人所得税を8年間免除する。</li> <li>その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>Incubation Centerを有すること。</li> <li>国内外との通信網を有すること。</li> <li>連続型予備電力供給システムを有すること。</li> <li>委員会が同意する他のインフラストラクチャーを有すること。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</li> <li>法人所得税免除期間終了後、さらに5年間法人所得税を50%減免する。</li> </ol>
7.8.10 ロジスティック・パーク(Logistics Park)	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>200ライ以上の土地を有すること。延べ面積5平方メートル以上の、販売または賃貸用の倉庫の建設に投資しなければならない。</li> <li>港湾、空港、国境税関所、通関およびコンテナ・デポ(ICD)より半径50キロ以内またはフリーゾーンや自由貿易ゾーンに立地しなければならない。</li> <li>一部または全ての面積を自由貿易ゾーンやフリーゾーンにすること。</li> <li>コンテナ・ヤードまたはトラック・ターミナルがあり、50以上のコンテナを保管、預かりするデポがなければならない。</li> <li>Logistics Parkと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがなければならない。</li> <li>タイ国籍の出資比率が51%以上でなければならない。</li> <li>関係政府機関の同意を得なければならない。</li> </ol>



業種	条件および権利恩典
7.8.11 サービス工業区	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>ゾーンを問わず法人所得税を8年間免除する。</li> <li>その他の権利恩典は仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土地が<math>\geq 500</math>ライ以上あること。</li> <li>工場用地がプロジェクト面積の10%を超えてはならない。</li> <li>工業団地公社が定める公共施設、設備を有すること。</li> </ol>
7.8.12 農作物加工工業区	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>土地面積500ライ以上あること。</li> <li>工場用地が総面積の60%以上で75%を超えてはならない。</li> <li>1類に属した事業の用地は工業用地全体の80%以上でなければならない。</li> <li>その他の条件は委員会の定めによるものとする。</li> </ol>
7.8.13 DATA CENTER <sup>3</sup>	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p> <p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>DATA CENTER全体に光ファイバー通信網を設けるかそれに接続すること。</li> <li>DATA CENTER区から国内および国際通信センターに高速通信線として主要通信システムがなければならない。</li> <li>情報技術システムの正常な働きに対応できる無停電電気装置およびバックアップ発電機を持つこと。</li> <li>装置が効率的に働くように効率の高い空調装置およびダストフィルターシステムを持つこと。</li> <li>DATA CENTER用の面積が5,000平方メートル以上持つこと。</li> </ol>

<sup>3</sup> 2010年10月22日付け投資委員会布告第Sor.2/2553号を参考に

業種	条件および権利恩典
	<p>6. プロジェクトに入居した顧客に Server Co-Location、Managed Service、サーバーのバックアップサービス、Disaster Recovery Service (DRS) など全ての DATA CENTERに関するプロフェッショナル・コンサルティングなどサービスを提供すること。</p> <p><u>権利恩典</u> 特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>7.9 大量輸送および大型貨物輸送</p> <p>7.9.1 大量輸送および貨物電車輸送(軌道システムおよび軌道・道路共用システムのみ)</p> <p>7.9.2 パイプライン輸送</p> <p>7.9.3 航空輸送</p> <p>7.9.4 海運輸送</p> <p>7.9.5 フェリーボートサービス</p> <p>7.9.6 タグボート</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関連政府機関に同意を得なければならない。</li> <li>2. 航空運送は航空機が製造日より奨励申請日まで14年間を超えてはならない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u> 特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>7.10 近代的システムによる物流センター (Distribution Center-DC)</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委員会が同意したコンピューターシステムによる近代的な物流センターであること。</li> <li>2. 輸入品の場合は、関税を支払ったもの、投資奨励に基づく免税品、減税品、または税関が規定したその他のものを扱うこと。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u> ゾーンを問わず機械の輸入関税免除のみ権利恩典を付与する。</p>
<p>7.11 近代的システムによる国際物流センター (International Distribution Center-IDC)</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 顧客のために運輸、運送、保管、包装、在庫管理を行う国際物流センターでなければならない。</li> <li>2. 5カ国以上の外国へ商品を流通しなければならない。</li> <li>3. 近代的な保管および運搬設備を有すること。</li> <li>4. 近代的な技術によるコンピューターを用いた倉庫管理システムおよび委員会が認可したオンラインの商品トラッキング(Track &amp; Trace)システムを有すること。</li> <li>5. 関連政府機関に同意を得なければならない。</li> </ol>

業種	条件および権利恩典
	<p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. ロジスティック・パーク内に立地した場合は法人所得税を8年間、ロジスティック・パーク外に立地した場合は法人所得税を5年間免除する。 法人所得税免除対象収入は管理手数料のみとし、国内運輸、通関手続き、海上あるいは航空貨物予約による収入は法人所得税免除の対象外とする。</li> <li>3. ロジスティック・パーク外に立地した場合でも2009年12月31日までに奨励申請したものには法人所得税を8年間免除する。</li> </ol>
<p>7.12 部品および半製品の国際調達事務所 (International Procurement Office-IPO)</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 倉庫を所有するか、長期契約によるレンタル倉庫を有し、コンピュータによる倉庫管理システムを有すること。</li> <li>2. 商品の調達、品質検査および梱包業務を行うこと。</li> <li>3. 国内を含む複数の調達先を有すること。</li> <li>4. 登録資本金を最低1,000万バーツ有すること。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</li> <li>2. 第36(1)条および第36(2)条に基づく権利恩典を付与する。</li> </ol>
<p>7.13 地域事業本部事業 (Regional Operating Headquarters-ROH)</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3カ国以上にある支部または関連企業を統括するものであること。</li> <li>2. 1,000万バーツの登録資本金を有すること。</li> <li>3. 外国人が大多数または全部の資本を保有することを認める。</li> <li>4. 関連政府機関のライセンスを得なければならない。</li> <li>5. 以下の通り委員会の定める事業範囲を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>5.1 一般管理、事業計画、ビジネス・コーディネーション</li> <li>5.2 原材料および部品、最終製品の調達と調達関連サービス</li> <li>5.3 7.20の研究開発で投資奨励を受けない研究開発</li> <li>5.4 技術面の支援</li> <li>5.5 販売促進支援</li> </ol> </li> </ol>

業種	条件および権利恩典
	<p>5.6 地域における人事管理および人材育成</p> <p>5.7 財務、マーケティング、会計など業務関連に関するアドバイス</p> <p>5.8 経済、投資に関する研究・分析</p> <p>5.9 貸し出しの管理およびコントロール</p> <p>5.10 ケースバイケースで委員会が検討すべきその他のサービス。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 研究開発およびトレーニングに使用する機械の輸入関税を免除する。</p> <p>2. 非税的権利恩典のみを付与する。</p>
7.14 国際貿易業	<p><u>条件</u></p> <p>1. 登録資本金の51%がタイ資本でなければならない。</p> <p>2. 国際貿易促進委員会に同意を得なければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。</p> <p>2. 第36(1)条および第36(2)条に基づき権利恩典を付与する。</p> <p>3. 国際貿易促進委員会が適切と定める期間、法人所得税を免除する。</p> <p>4. 定められた基準に基づき、会社の実績によってさまざまな財政援助を受けられる。</p>
7.15 貿易ならびに投資支援 事務所	<p><u>条件</u></p> <p>1. 関連政府機関の同意を得なければならない。</p> <p>2. 年間1,000万バーツ以上の事業費を使用すること。</p> <p>3. 以下の通り委員会の定める事業範囲を有すること。</p> <p>3.1 関連会社に対するオフィスまたは工場の手配や賃貸を含むサービスや管理。</p> <p>3.2 事業活動に関する助言およびアドバイスの提供。ただし、証券取引、外国為替を除く。会計、法律、広告、建設設計、エンジニアリングの面においては商務省事業開発局または関連政府機関より認可を得ること。</p> <p>3.3 商品仕入れ、手配に関する情報提供。</p> <p>3.4 建築、土木を除く、エンジニアリングおよび技術サービスの提供。</p>

業種	条件および権利恩典
	<p>3.5 BOI奨励対象業種の業種7.21による奨励を受けない商品規格、生産規格、サービス規格の試験および保証書の発行業務。</p> <p>3.6 商品輸出入業</p> <p>3.7 機械、道具、設備に関する業務</p> <p>(1) 卸売のための輸入</p> <p>(2) トレーニング・サービス</p> <p>(3) 据付け、メンテナンス、補修修理</p> <p>(4) 業種7.22に基づく奨励を受けない計測器校正(Calibration)</p> <p>3.8 ソフトウェア事業において奨励を受けないソフトウェア設計開発</p> <p>3.9 国内製の商品の卸し業</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>税制以外の恩典のみ付与する。</p>
<p>7.16 International Business Process Outsourcing (IBPO)</p>	<p><u>条件</u></p> <p>通信網を通じてサービスを提供しなければならない。</p> <p>例として、Administration Services, Finance &amp; Accounting Services, Human Resource Services, Sale &amp; Marketing Services, Customer Services, International Call Center, Data Processing など。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>非税的権利恩典のみを付与する。</p>
<p>7.17 Energy Service Company (ESCO)</p>	<p><u>条件</u></p> <p>奨励申請前、エネルギー省の同意を得ること。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>7.18 人材開発</p> <p>7.18.1 職業訓練センター</p> <p>7.18.2 インターナショナル・スクール</p> <p>7.18.3 ホテル専門学校</p> <p>7.18.4 海事訓練学校</p>	<p><u>条件</u></p> <p>1. 以下の通り委員会の定める事業範囲を有すること。</p> <p>1.1 Design Training Centerを含む専門的技術を教育・訓練する。</p> <p>1.2 総学生数の50%以上がホテル関連の教育を受けるホテル専門学校。</p>

業種	条件および権利恩典
	<p>1.3 総学生数の50%以上が海事関連の教育を受ける海事訓練学校。</p> <p>1.4 必要器具、実験室などを備えること。</p> <p><u>恩典</u> 特別重要かつ国益をもたらす業種として恩典を付与する。</p>
<p>7.19 バイオテクノロジー</p> <p>7.19.1 種子または種子および動物の育種のためバイオテクノロジーを使用した生産、研究開発</p> <p>7.19.2 バイオテクノロジーを使用した製薬化学物質の研究開発および生産</p> <p>7.19.3 医療、農業、食品、環境の診断キットの生産および研究開発</p> <p>7.19.4 微生物、植物の細胞、動物の細胞を用いた分子生物学、生物学的活性物質の生産、研究開発</p> <p>7.19.5 分子レベルでの生物学実験、試験用の原材料および必要資材の製造</p> <p>7.19.6 生物的物质の検査、分析、合成に関するサービス</p>	<p><u>条件</u> 国立科学技術開発局またはタイ・ライフサイエンス・エクセレンス・センター(TCELS)に認められた近代的バイオテクノロジーを使用しなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</li> <li>2. 科学・技術パークに立地した場合、法人所得税免除期間終了後、さらに5年間法人所得税の50%を減税する。</li> </ol>
<p>7.20 研究開発</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 以下の通り委員会が定める事業の範囲を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1.1 当初からの応用を考察せずに、自然現象あるいは事実観察から新知識を導く、理論あるいは開発活動を基にした基礎研究。(Basic Research)</li> <li>1.2 新知識を導く研究であり、特別な用途のための実用化の目的を持った応用研究 (Applied Research)。</li> <li>1.3 新しい方法、システムおよびサービスを採用するため、あるいは、既存の製品の本質的な改良をするための新素材の生産、新方法あるいは発明などを目的とした研究あるいは経験から得る新知識に基づいたシステムオペレーションを参照する実験開発 (Experimental Development)</li> </ol> </li> </ol>

業種	条件および権利恩典
	<p>1.4 研究開発(R&amp;D)の範囲及び研究員の人数、資格及び経験を提出しなくてはならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>1. 特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p> <p>2. 内製、外注を問わず、奨励事業に直接する関係する、あるいは商業目的のために下流の生産から生ずる販売あるいはサービス収入は奨励対象事業の収入とする。</p>
7.21 理科学実験サービス	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
7.22 計測器校正(Calibration)	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
7.23 製品設計	<p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
7.24 デザイン・センター	<p><u>条件</u></p> <p>1. 主として以下の事業範囲および設備を有すること。</p> <p>1.1 Lifestyle Center: 選出、コンクール(ショーケース)によるデザイナーの作品、商品を展示し、販売する場所。</p> <p>1.2 Creative Space: デザイン、商品開発に関する知識、情報を展示する場所。</p> <p>1.3 Design Shop: デザインに関する書籍、情報、機材、製品および商品の販売場所。</p> <p>1.4 Business Center: 以下のための場所である。</p> <p>(1) ビジネス、法律、合併事業、売買契約に関するアドバイス</p> <p>(2) 製品開発に関するアドバイス</p> <p>(3) 製品開発に関する図書館、情報センター</p> <p>(4) 製品開発に関する特別コースの実施</p>

業種	条件および権利恩典
	<p>(5) 関連製品開発に関する国際会議の開催</p> <p>(6) デザイン、製品開発、新製品紹介を行なう民間企業に場所のレンタル</p> <p>1.5 面積3,000平方メートル以上でなければならない。</p> <p>1.6 委員会に承認されたレイアウトでなければならない。</p> <p>1.7 委員会が定めた設備がなければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要かつ国益をもたらす業種として権利恩典を付与する。</p>
7.25 製品の消毒、殺菌サービス	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>
7.26 汚水処理、産業廃棄物または有害化学品の処理あるいは運搬	<p><u>条件</u></p> <p>関連政府機関の同意を得なければならない。</p> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
<p>7.27 不用材のリサイクル事業</p> <p>7.27.1 不用材の選別事業</p> <p>7.27.2 不用材の回収事業</p> <p>7.27.3 不用材の再利用(Reuse)事業</p> <p>7.27.4 不用材のリサイクル(Recycling)事業</p> <p>7.27.5 不用材より有価物質の抽出事業(Recovery)</p>	<p><u>条件</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関連政府機関の同意を得なければならない。</li> <li>2. 委員会がケースバイケースで認める例外を除き、工業団地あるいは奨励された工業区に立地すること。</li> <li>3. 国内でできた不用材以外を取り扱ってはならず、選別、回収、再利用、リサイクル、有価物質の抽出のみをカバーし、製品を製造は含まない。</li> </ol> <p><u>権利恩典</u></p> <p>特別重要業種として権利恩典を付与する。</p>
7.28 石油のためのパイプの被覆およびコーティング	<p><u>権利恩典</u></p> <p>仏暦2543年(2000年)8月1日付け投資委員会布告1/2543号に基づく権利恩典を付与する。</p>



## 付録3

8,000万パーツを超え5億パーツまでのプロジェクトおよび5億パーツを超えるプロジェクト  
(※いずれも土地代及び運転資金を除く)の認可の検討のために必要とされる可能性調査  
(Feasibility Study)の報告書の規定

### 1. 申請する製品の需要

- 過去5年間の輸入統計
- 将来の需要予測と成長率
- 主要な輸出市場と成長率

### 2. プロジェクトの妥当性:資金調達面

- 資金調達先:自己資本と借入れのそれぞれについてタイ国内と海外からの調達先
- キャッシュ・フローを、投資委員会から所定の年数法人所得税の免除を受ける場合と、受けない場合の、それぞれについて、純原価(Net Present Value)と内部収益率(Internal Rate of Return- IRR)の推定値

5億パーツ(土地代及び運転資金を除く)を超えるプロジェクト認可の検討のために必要とされる可能性調査(Feasibility Study)の報告書の規定

### 1. プロジェクトの要領

プロジェクトの要領とは申請者、生産する製品、投資金額、工場立地、労働者数、使用する原材料、技術などのこと。

### 2. 産業の概略

2.1 奨励申請する製品と国内外における関連産業の概略を説明すること。

2.2 奨励申請する製品の需要

#### 2.2.1 国内需要

- 過去5年間の輸入実績
- 類似製品を造っている他のメーカーの生産量(存在している場合)
- 奨励申請する製品を原材料として使用する産業はどれだけあるのか、将来における傾向はどうか。
- 需要量および将来の成長率

### 2.2.2 主要輸出先および将来の成長率

## 2.3 国内における類似製品の生産量

- 奨励されていない一般メーカーはどれだけ存在しているのか、品質と生産効率はいかなるか。

## 3. プロジェクトの適性

### 3.1 投資家

- ビジネスそして産業に関する、タイ側および外国側の投資家・経営者の経験、各々の投資家の出資比率。
- 新会社を設立せず、既存の会社で投資する場合、既存の会社はどのような株主がいるのか、どんな事業に投資しているのか、過去の業績および貸借対照表。

### 3.2 財務の面

- 資金源すなわち株主または借金で資金調達するか、国内または外国か、それぞれいくらか。
- 土地、建物、機械、運転資金など資金の用途。
- ……………年間法人所得税が免除された場合、また奨励されない場合のNPVおよびIRR。
- プロジェクト調査中または融資が承認済みなど金融機関がどの段階で貸付を検討しているのか。

### 3.3 競争力

- 製品および主要原料にかかる輸入関税および事業税が適切か否か。
- 50%、80%そして100%稼働率における1単位あたりの原価。
- 類似製品のCIF価格および輸入原価
- タイでその製品を生産するメリット。
- 感度分析すなわち製品、原材料の販売価格そしてその税率の仮定が変化した場合、プロジェクトの可能性への影響。
- 将来、国の支援なしで輸入製品と競争できるように効率向上できるか否か、そしてどのぐらい時間がかかるか。

### 3.4 技術の面

- 生産するにはどんな技術があるのか、それぞれどんなメリット、デメリットがあるのか、国内の工場ではどれを起用しているか、その技術を選んだ理由は何なのか。
- 技術支援をする者はどこか、どの面での支援か、技術を提供する制限はなんなのか、技術使用料はいくらか。
- 生産工程が充分か否か。
- 他国における工場での生産規模と比較して適切か否か。
- 原材料の起源およびその充足性、そして原材料を国内生産する可能性。
- 工場を立地する場所を選んだ理由、水、電力その他の公共施設が充分か否か。
- 各レベルの労働者の使用および労働者の教育計画。

### 3.5 環境への影響

- 原材料または製品または生産工程は環境問題を及ぼすか否か。
- 環境汚染問題予防策そして環境問題予防策実施および機械購入のための予算。

### 3.6 研究開発、研究開発計画に関する説明。

- 品質改良、製品設計。
- 原材料および労働の節約の面を含む生産効率向上。
- 生産工程。
- 原材料の品質向上。

## 4. 経済への影響

### 4.1 奨励により国がどれだけ収入を失うか。

- 所得税
- 機械にかかる税金
- 原材料にかかる税金

### 4.2 経済全体へのメリット

- 国内に残る付加価値
- 経済性または外貨の純導入額
- 国内における雇用の増加
- 地方への工場設立
- 関連産業へのメリット

## 5. 政府の支援

### 5.1 奨励される必要性および申請する恩典

### 5.2 原材料および既製品の税金構造を見直す必要性

### 5.3 外国からの競争から特別な保護を受けたり国内のメーカー数を制限する必要性

### 5.4 その他必要な政府の支援、例：電力、水、公共施設など



## 付録4

### 輸入税を減免される機械、原材料の定義について

BOI認可事業用の機械は、奨励証書発給から30ヶ月以内に輸入されるものについてはゾーンにより定められた輸入税の減免（一般的に、第1ゾーンと第2ゾーンは、輸入税10%以上のものに限り50%減税、第3ゾーンは100%免税）の恩典が与えられる。また、原材料については、輸出用製品製造用のものに限り1年から5年間輸入税が免税となる（（注）現在延長を認めている）。機械には付属するものも含まれる。その定義については数回の改定が行われていたが、2003年1月16日付投資委員会告示P. 1/2546(2003年)で、原材料も含め次のように改めて定義された。

#### 1. 部分品(Part and Component)

機械を構成する部分品であり、1個でもこれを欠けば機械の機能が果たせないもの。  
スペアパーツを含む。

#### 2. アクセサリー(Accessory)

機械の機能が果たせるよう機械に取付けられる部分で、これが欠けても機械は動かせるが、目的通りには動かない。  
これには、金型、または金型同様の機能を持つもの、または型(Master Mold)および Jig, Fixture など、大量生産のために使用されるもの。

#### 3. 道具(Tool)

機械と一緒にまたは独立して使用されるもの。

#### 4. 用具(Implement)

工程の効率を高めることを支援するために使用されるもの。

#### 5. プレハブ工場(Pre-Fabricated Factory Structure)

解体可能な構造物で、工場として設置、組立てられるもの。

#### 6. 原材料(Raw Material)

製品として製造、混合、組立てられるもので、ものによっては工程を通過したあと原型を止めないもの。包装用品を含む。

#### 7. 必要資材(Essential Material)

製品を製造、混合、組立てするとき、必要なもので、工程で使用したあと消費されてしまうもの。製品の効率、品質、標準を高め、不良品を減少させ、製品を増加させるもの。

以上について不明な場合、BOI事務局が判断する。



## 付録5

担当者記入欄

奨励申請書No. .... / .....

日付..... / ..... / .....

(非公式翻訳)

### 技能、技術、革新(Skill, Technology, and Innovation-STI)開発に対する 追加権利恩典受理申請書

申請者

1. 私.....は(会社名).....を代表し、製造業の投資奨励を申請した申請者です。既に、....年....月....日付  
けで(業種名).....の.....を製造するための投資奨励恩典を受けております。
2. 私は委員会が定めた基準に合致しており、STI追加権利恩典の受理を以下の通り希望致します。(以下の該当す  
る項目をチェックしてください。)

- A. 事務局が適切であると認める、研究開発またはデザインへの投資または支出、高等技術訓練(advanced technology training)に対する支出、教育および研究施設への援助支出が、事業開始から3年間の本投資奨励プロジェクトにおける売上げの1%以上、またはそれらの支出が1億5000万パーツ以上のどちらか少ない方を満たす。
- B. 事務局が適切であると認める、研究開発またはデザインへの投資または支出、高等技術訓練(advanced technology training)に対する支出、教育および研究施設への援助支出が、事業開始から3年間の本投資奨励プロジェクトにおける売上げの2%以上になる、またはそれらの支出が3億パーツ以上のどちらか少ない方を満たす。

- C. 事務局が適切であると認める、研究開発またはデザインへの投資または支出、高等技術訓練(advanced technology training)に対する支出、教育および研究施設への援助支出が、事業開始から3年間の本投資奨励プロジェクトにおける売上げの3%以上になる、またはそれらの支出が4億5000万パーツ以上のどちらか少ない方を満たす。

3. 以下に特定されている投資あるいは支出の詳細を添付して下さい。

A. 研究開発またはデザインについては以下の情報を提出して下さい。

- 実施目的
- 情報源
- 人員 (調査員やコンサルタントの研究開発またはデザイン分野の職務経歴を添付)
- 機械/設備器具
- (該当すれば)他機関への調査委託計画
- 実施期間と手順(活動計画)
- 全実施期間にわたって必要な投資/支出の概算
- 予想されている成果

B. 高度技術訓練(Advanced Technology Training)プロジェクトについては、以下の情報を提出して下さい。

- プロジェクトの目的と予想されている成果
- プロジェクトの概要
- 訓練期間
- 訓練を受ける従業員数
- 訓練支出の概算

C. 教育および研究施設への援助については、目的記述書と基準を含めてください。



4. 以下のチャートで、事業開始から3年間の投資奨励プロジェクトにおける売り上げ、および支出合計を明らかにして下さい。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	合計
最初の3年間の売上げ(概算)	—	—	—						—
法人所得税免税期間におけるSTIに対する支出合計						—			
最初の3年間の売上げ合計に対するSTI支出の割合(%)									—

署名

日付

特記事項: 会社が設立済みの場合は、代表者の署名とともに登記済み通りの社印を捺印のこと。



# 付録6

## 申請事業の初期環境影響調査結果報告書

申請者 \_\_\_\_\_ 申請番号 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ 申請日 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_  
 所在地: \_\_\_\_\_ 県 \_\_\_\_\_ (工業団地 \_\_\_\_\_)

### 1. 投資状況

固定資産や流動資産を含まない投資金額 \_\_\_\_\_ 百万円  
 環境対策への投資金額 合計 \_\_\_\_\_ 百万円  
     水質汚染 \_\_\_\_\_ 百万円  
     大気汚染 \_\_\_\_\_ 百万円  
 排水処理費用 \_\_\_\_\_ 円/年  
 廃棄物処理費用 \_\_\_\_\_ 円/年

### 2. 稼働力(稼働時間 \_\_\_\_\_ 時間/日: \_\_\_\_\_ 日/年)

業種 \_\_\_\_\_ 製品 \_\_\_\_\_ 年間生産量 \_\_\_\_\_

### 3. 生産過程での廃棄物の処理

#### 3.1 生産過程での排水

3.1.1 生産量あたりの排水量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>/単位:排水排出率 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>/日  
 排水の水質:pH値: \_\_\_\_\_ BOD値: \_\_\_\_\_ mg/l:COD値 \_\_\_\_\_ mg/l  
 SS値: \_\_\_\_\_ mg/l:TDS値 \_\_\_\_\_ mg/l:色 \_\_\_\_\_ Pt-co:その他 \_\_\_\_\_

処理が必要な汚染物質	発生地点	処理前の排水量(mg/l)	処理後の排水量(mg/l)	排水基準(mg/l)

- 3.1.2 排水処理設備(新規設置分):化学的手段/生物(学)的手段/物理・化学的手段/その他により、処理能力\_\_\_\_\_m<sup>3</sup>/日(同設備の稼働時間\_\_\_\_\_時間/日\_\_\_\_\_日/年)
- 3.1.3 排水処理後の水質基準は次の機関の基準をみます。:タイ工場団地公社(IEAT)/工業省/科学技術環境省/その他\_\_\_\_\_
- 3.1.4 排水所:工場団地の排水処理センター設備/自然の水源(形状:川/運河/その他川や運河名\_\_\_\_\_) /その他\_\_\_\_\_
- 3.1.5 排水処理設備からの沈殿物:\_\_\_\_\_kg/日(\_\_\_\_\_m<sup>3</sup>/日)
- 処理方法\_\_\_\_\_
- GENCOに輸送し処理する分/\_\_\_\_\_
- 3.2 大気汚染:汚染物質の種類\_\_\_\_\_量\_\_\_\_\_
- 発生場所\_\_\_\_\_処理方法\_\_\_\_\_
- 3.3 生産過程での廃棄物:種類\_\_\_\_\_量\_\_\_\_\_
- 発生場所\_\_\_\_\_処理方法\_\_\_\_\_
- 3.4 生活衛生面への対応(騒音対策等)
- \_\_\_\_\_

量	以前の計画 (m <sup>3</sup> /日)	拡大部分 (m <sup>3</sup> /日)	全合計 (m <sup>3</sup> /日)
使用する水			
生産過程での排水			

3.5 汚染処理設備の品質検査

\_\_\_\_\_

4. 既存の奨励事業に関する詳細(ある場合のみ):事業数

奨励証書番号\_\_\_\_\_/\_\_\_\_\_日付\_\_\_\_\_

獲得したISO基準の種類\_\_\_\_\_/その他\_\_\_\_\_日付\_\_\_\_\_

5. 事業拡大の場合(既存の事業の排水処理設備を共同使用する場合):本書式の第七項に明記の追加書類およびその他書類として、既存の設備に関する書類を添付する。その他書類、とは、例えば過去の水質検査統計データ、廃棄物残物移送処理データ、排水量データ、工場営業許可証、環境影響分析報告書、等である。

5.1 事業拡大前後の使用水量および排水量の比較

5.2 既存の汚染処理設備:大気汚染処理設備の規模  $m^3/日$  排水処理装置は  
\_\_\_\_\_  $m^3/日$ 、の処理能力。(同設備の稼働時間 \_\_\_\_\_ 時間/日 \_\_\_\_\_ 日/年)

6. 汚染処理工程のまとめ:(書類を添付し、以下の事項に関して説明する。)

1. 処理が必要な物質の目録も含めた、排水処理等の汚染処理工程の項目について明記する。

2. Flow Chart (フローチャート)に従い、項目ごとの工程を説明する。

- 何をする工程であるのか?何を処理するのか?どのような変化が起こるのか?

どんな化学薬品を使うのか?(化学薬品の)正式名称および化学方程式を明記する。

(例「1. 硫酸( $H_2S_4$ )を加えて、pHを8から2に変える」)

- 万が一、処理設備への再投入がある場合、再投入する量および工程について参照として明記する。

- 排水池の種類を明記する。(例:AS装置、等。)

7. 追加書類項目:全項目にあたる書類を添付すること。

汚染処理設備のFlow Chart, Lay Out, Block Diagram、および使用する処理機器の項目

汚染処理設備における各基準値(Criteria for Design)の算出内容の詳細および設定の根拠

設計技術者の職業証明書の写しを添え、廃水処理設計の保証書を添付し、貴社の奨励事業にのみ、  
図案・設計書の使用を承認することを明記する。

私は、上記の記載事項が全て事実であること、最良の見解であることを承認します。

(署名) \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ )

日付 \_\_\_\_\_



## 付録7

### 投資委員会布告

No.4/2549(2006年)

件名 電子及び電気機器産業投資奨励政策

タイ国を地域における電子及び電気機器産業の中心とするために、2001年投資奨励法(第3号)により改定された、1977年投資奨励法第16条に準拠し、投資委員会は以下の通り電子および電気機器産業投資奨励規定を定める。

1. 2004年5月6日付投資委員会布告No.5/2547 (2004年)「ハードディスクドライブ(HDD)製造投資奨励政策」を廃止する。
2. 2004年11月19日付投資委員会布告No.9/2547 (2005年)「セミコンダクター産業投資奨励政策」を廃止する。
3. 2000年8月1日付投資委員会布告No.2/2543(2000年)巻末の表に基づく全ての電子電気機器および部品の製造事業は、本布告が適用されないと委員会が定めた事業を除き、以下の権利特典を受けると同時に以下の条件に従わなくてはならない。
  - 3.1 投資奨励を受けている全期間は、全ゾーンにおいて機械輸入税免除を受けることが出来る。
  - 3.2 以下の通り法人所得税免除を受けることが出来る。
    - (1) 第1ゾーンに位置している場合は、5年間法人所得税免除を受けることが出来る。
    - (2) 第2ゾーンに位置している場合には、6年間法人所得税免除を受けることが出来る。

投資奨励を受けている工業団地または工業地域に位置している場合は、7年間の法人所得税免除を受けることが出来る。
    - (3) 第3ゾーンに位置している場合は、8年間法人所得税免除を受けることが出来る。
  - 3.3 他の権利特典に関しては、2000年8月1日付投資委員会布告No.1/2543 (2000年)に従う。
  - 3.4 集積回路(IC)製造事業、ハードディスクドライブ(HDD)製造事業、HDD用部品製造事業において使用される従来の機械の改善改良は投資奨励を受けるプロジェクトの一部と見なされる。
  - 3.5 投資奨励を求める者は規定に従い申請を行うと共に、材料および部品使用計画を提出しなければならない。
4. 奨励認可を受けながらまだ収入のないプロジェクトは、本規定に従い追加権利特典を受けることが出来る。

発効日 仏暦2548年(2005年)12月8日

布告日 仏暦2549年(2006年)3月20日

(署名)

ソムキット チャトシーピタック

副首相 委員会議長代行





## 付録8

### 投資委員会布告

No.5/2549(2006年)

#### 件名 電子及び電気機器産業における長期投資プロジェクト奨励政策

タイ国を地域における電子及び電気機器産業の中心とし、この産業における投資を継続的に増加させるよう促進するため、また国内におけるサプライ・チェーン構築のための投資が行われるよう誘引するため、投資委員会は以下の通り布告を発する。

2001年投資奨励法(第3号)により改定された1977年投資奨励法第16条及び第31条第2段落に準拠し、投資委員会は2000年8月1日付け投資委員会布告No.2/2543(2000年)巻末表に示されている品目の電子電気機器及び部品製造に関わる、長期投資プロジェクト奨励の布告を発する。権利恩典を享受するためには以下の条件に従わなければならない。

1. 電子電気機器及び部品事業に関する長期投資プロジェクトにおいて奨励を受ける者は、以下の条件に従わなければならない。
  - (1) 事務局に対し5年間の長期投資計画を提出し、奨励申請を行わなければならない。事業運営を開始する前に各プロジェクトごとに分けて申請しなくてはならない。
  - (2) 申請する際には同様の法人名にて奨励申請を行わなければならない。各プロジェクトにおいて異なる法人名を使用している場合は、事務局から認可を受けた同一株主グループによる法人でなければならない。
  - (3) 奨励申請を行う全プロジェクトの投資規模(土地代および運転資金は含まず)は合計150億バーツ以上であること。
  - (4) 最後のプロジェクトは、最初のプロジェクトから収入が発生した日から数えて5年以内に収入が発生しなければならない。
  - (5) 提出される各期間のプロジェクトは、事務局が認めた電子及び電気機器産業のサプライ・チェーンに含まれる製品製造事業でなければならない。
  - (6) 原料および部品の使用計画を提出すること。
2. すべての第1期プロジェクトは投資委員会布告No.4/2549(2006年)「電子及び電気機器産業における投資奨励政策」の規定に従い権利恩典を受けることが出来る。

3. 奨励を受ける者が条件および規定の期限において最後のプロジェクトに投資した時点で、以下の条件に従うことにより、全ての長期投資計画は権利恩典を享受することが出来る。
- 3.1 最後のプロジェクトは以下の通り権利恩典を享受することが出来る。
- (1) 投資奨励を受けている期間中、全ての地域において機械輸入税を免除する。
  - (2) ゾーンを問わず8年間法人所得税を免除する。この免除においては31条第2段落に基づいた法人所得税免除限度は定められない。
  - (3) 使用している機械の改良投資は投資奨励を受けるプロジェクトの一部とみなされる。
- 3.2 全ての第1期プロジェクトは現実に沿った生産能力に修正することが出来る。全てのプロジェクトの権利恩典は最後のプロジェクトと同一のものに調整される。
- 3.3 技術、テクノロジーを進歩させ、革新を目的とした投資奨励方針に従い、奨励申請者は以下の条件に従わなくてはならない。
- (1) 第1ゾーンに位置している場合は、研究開発またはデザインへの投資または支出、高等技術訓練(Advanced Technology Training)に対する支出、教育および研究施設への援助支出の合計が、最後のプロジェクトから収入が計上された時点から3年間の全プロジェクトの収入の2%以上、または5億パーツ、のいずれかの額を上回らなくてはならない。
  - (2) 第2ゾーンに位置している場合は、研究開発またはデザインへの投資または支出、高等技術訓練(Advanced Technology Training)に対する支出、教育および研究施設への援助支出の合計が、最後のプロジェクトから収入が計上された時点から3年間の全プロジェクトの収入の1.5%以上、または年間4億パーツ、のいずれかの額を上回らなくてはならない。
  - (3) 第3ゾーンに位置している場合は、研究開発またはデザインへの投資または支出、高等技術訓練(Advanced Technology Training)に対する支出、教育および研究施設への援助支出の合計が、最後のプロジェクトから収入が計上された時点から3年間の全プロジェクトの収入の1%以上または年間3億パーツ、のいずれかの額を上回らなくてはならない。
  - (4) 奨励を受けている者は、最後のプロジェクトの法人所得税免除恩恵を享受している期間中、技術、テクノロジーの進歩、革新における投資および支出を行うことが出来る。
  - (5) 第1期の全てのプロジェクトにおける技術、テクノロジーの進歩、革新に関する支出を3.3(1)、(2)、(3)項の条件の経費に加えることを許可する。
  - (6) 奨励申請を行う者は、事務局が規定する規則に従い申請を行うこと。

4. 奨励の認可を受けたが、まだ収入がない投資プロジェクトは、本長期投資プロジェクト奨励政策に沿った権利恩典の享受申請を行うことが出来る。
5. 奨励を受けた者が規定されている条件に従い事業を運営することが出来ない場合には、事務局は長期投資プロジェクトに従った権利恩典の付与を停止する。奨励を受けた者は投資委員会布告No.4／2549(2006年)「電子および電気機器産業投資奨励政策」に従い法人所得税免除を受けることが出来る。

発効日 仏暦2548年(2005年)12月8日

布告日 仏暦2549年(2006年)3月20日

(署名)

ソムキット チャトシーピタック

副首相 委員会議長代行



## 付録9

### 投資委員会布告

No.6 / 2549 (2006年)

件名 電子及び電気機器用機械の輸入税免除

電子および電気機器産業の生産効率を改善し、競争力を向上させるために、1977年投資奨励法律第16条及び第28条に準拠し、投資委員会は投資奨励を受けている電子電気機器製造の全ての事業について、奨励期間内において従来の機械の改造改良、買い替え、製造能力向上のために、機械を輸入する場合は輸入税が免除されることを布告する。全てのプロジェクトの運営が開始されているかどうかは問わない。

発効日 仏暦2548年(2005年)12月8日

布告日 仏暦2549年(2006年)3月20日

(署名)

ソムキット チャトシーピタック

副首相 委員会議長代行



## 付録10

### 日本におけるタイ国の公的機関一覧表

(東京)

タイ王国大使館

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-6

TEL (03) 3441-1386 (領事部) FAX (03) 3442-6750, 6828

TEL (03) 3447-2247 (一般) URL : <http://www.thaiembassy.jp/>

経済・投資事務所(BOI)

タイへの投資に関する奨励政策の説明・情報提供

〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3 福田ビルウエスト 8F

TEL (03) 3582-1806 FAX (03) 3589-5176

E-Mail [tyo@boi.go.th](mailto:tyo@boi.go.th)

商務参事官事務所

タイの会社の紹介、通商関係・輸出規定などに関する情報提供

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-4 セタニビル6F

TEL (03) 3221-9482, 3221-9483 FAX (03) 3221-9484

E-Mail [thaicomm@aurora.ocn.ne.jp](mailto:thaicomm@aurora.ocn.ne.jp)

農務担当官事務所

〒153-0063 東京都目黒区目黒3-13-22 コタキテラスC棟

TEL (03) 6661-3844 FAX (03) 3791-1400

E-Mail [agrithai@extra.ocn.ne.jp](mailto:agrithai@extra.ocn.ne.jp)

## 工業参事官事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-14-6 別館3F

TEL (03)5798-3399 FAX (03)3447-8887

E-Mail rte-ind@cf7.so-net.ne.jp

## 労働担当官事務所

労使問題の相談、研修生受け入れについてなど

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-14-6 別館2F

TEL (03)5423-6656 FAX (03)3280-0730

E-Mail thailabour@i.bekkoame.ne.jp

## 経済財政部

タイ国内の経済事情などのデータ、関税・税金一般に関する情報提供

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-14-6 別館3F

TEL (03)5420-2275 FAX (03)5420-1554

E-Mail fin-rte@theia.ocn.ne.jp

## 学生部

タイ政府奨学生に関する問い合わせ、タイ留学に関する簡単な情報提供

〒141-0022 東京都品川区五反田5-4-3 フジパークヒルズ301号室

TEL (03)5424-0652 FAX (03)5424-0658

E-Mail csctokyo@sepia.ocn.ne.jp

## 駐在武官事務所(空軍)

〒153-0064 東京都目黒区下目黒6-15-21

TEL (03)3712-0953, 3712-7314

FAX (03)3792-7263, 3719-7507

E-Mail: defencet@thaiembassy.jp



駐在武官事務所(陸軍)

〒153-0064 東京都目黒区下目黒6-15-21

TEL(03)3712-7314 FAX(03)3792-6759

E-Mail jpattache@hotmail.com or me454619@members.interq.or.jp

タイ国政府観光庁(TAT)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル2F 259号室

TEL(03)3218-0337, 3218-0355 FAX(03)3218-0655

E-Mail tattky@tat.or.th

タイ国際航空(TG)東京

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-5-1 朝日生命日比谷ビル

TEL(03)3593-0523 3503-3311(予約) FAX(03)3593-0759

タイ国際航空(TG)成田空港

新東京成田国際空港 ターミナル2 M5013室

TEL(0476)348-331, 348-330 FAX(0476)348-328

(大阪)

大阪総領事館

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-16 バンコク銀行ビル

TEL(06)6262-9226, 6262-9227 FAX(06)6262-9228

URL :www.thai-kansai.net

E-Mail rtcg-osk@jupiter.plala.or.jp

タイ投資委員会(BOI)大阪事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-16 バンコク銀行ビル7階

TEL: 06-6271-1395

FAX: 06-6271-1394

E-mail: Osaka@boi.go.th

## タイ国政府貿易センター大阪

〒541-0056大阪府中央区久太郎町1-9-16 バンコック銀行ビル8階

TEL 06-6262-4418 FAX 06-6271-1053

E-Mail [ttcosaka@ab.inbox.ne.jp](mailto:ttcosaka@ab.inbox.ne.jp)

## タイ国政府観光庁(TAT) 大阪事務所

〒550-0014 大阪府大阪市西区北堀江1-6-8 テクノープル四ツ橋ビル3F

TEL(06)6543-6654, 6543-6655 FAX(06)6543-6660

URL :[www.thailandtravel.or.jp](http://www.thailandtravel.or.jp)

E-Mail [tatosata@tat.or.th](mailto:tatosata@tat.or.th)

## タイ国際航空(TG)大阪

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜4-1-21 住友生命淀屋橋ビル

TEL(06)6202-5591 FAX(06)6202-4758

URL :[www.thaiair.co.jp](http://www.thaiair.co.jp)

E-Mail [agkarajit@thaiair.co.jp](mailto:agkarajit@thaiair.co.jp)

## 関西空港

〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 関西空港南ビル3F

TEL(0724)56-5140 FAX(0724)56-5144

E-Mail [kixkktg@thaiair.co.jp](mailto:kixkktg@thaiair.co.jp)

## (福岡)

## タイ国政府貿易センター 福岡

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-13-2 興銀ビル8F

TEL(092)751-6311 FAX(092)751-6522

E-Mail [ttcfkk@po.ijnet.or.jp](mailto:ttcfkk@po.ijnet.or.jp)

タイ国政府観光庁(TAT) 福岡事務所

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラビル6F

TEL(092)725-8808 FAX(092)735-4434

E-Mail tatfuk@tatfuk.com

タイ国際航空(TG)福岡

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-15-1 日之出ビル

TEL(092)734-6417 FAX(092)734-6412

福岡国際空港

〒816-0051 福岡県粕刈区大字下白井739 福岡国際空港内

TEL(092)622-8765 FAX(092)622-8764

(その他)

タイ国際航空(TG)名古屋

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-6-29 サウスハウス9F

TEL(052)963-8582, 963-8585(予約) FAX(052)963-8584

名古屋空港

TEL(0568)28-3085, 28-3086 FAX(0568)28-3808

タイ国政府通商代表事務所 広島

〒730-0052 広島県広島市中区千田町3-7-47 広島情報プラザ5F

TEL(082)249-9911 FAX(082)249-9921

E-Mail ottrhiro@enjoy.ne.jp

(名誉領事館)

神奈川県

横浜名誉総領事館

〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸2-12-6 ストークみぎビル403

TEL(045)312-4128 FAX(045)312-4683

愛知県

名古屋名誉総領事館

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-6-29 興和内

TEL(052)963-3001 FAX(052)963-3226

山口県

宇部名誉領事館

〒755-0041 山口県宇部市朝日町5-1-1001

TEL(0836)32-2277 FAX(0836)32-2277

沖縄県

那覇名誉領事館

〒903-0814沖縄県那覇市首里崎山町1-35

Tel. (0988) 85-1534, Fax (0988) 85-1534

## 投資委員会事務局(BOI)本部、海外事務所、および国内事務所

OFFICE OF THE BOARD OF INVESTMENT  
555 Vibhavadi-Rangsit Rd., Chatuchak,  
Bangkok 10900  
Tel: +66 (0) 2553-8111  
Fax: +66 (0) 2553-8222  
Website: [www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)  
Email: [head@boi.go.th](mailto:head@boi.go.th)

ONE START ONE STOP INVESTMENT CENTER  
(OSOS)  
18<sup>th</sup> Floor, Chamchuri Square Building,  
319 Phayathai Rd., Pathumwan, Bangkok 10330  
Tel: +66 (0) 2209-1100  
Fax: +66 (0) 2209-1199  
Website: <http://osos.boi.go.th>  
Email: [osos@boi.go.th](mailto:osos@boi.go.th)

### 国内事務所

CHIANG MAI  
Regional Investment and Economic Center 1  
Airport Business Park 108-110, 90 Mahidol Rd.,  
Muang, Chiang Mai 50100  
Tel: +66 (0) 5320-3397-400  
Fax: +66 (0) 5320-3404  
Email: [chmai@boi.go.th](mailto:chmai@boi.go.th)

NAKHON RATCHASIMA  
Regional Investment and Economic Center 2  
2112/22 Mitrphap Rd., Muang,  
Nakhon Ratchasima 30000  
Tel: +66 (0) 4421-3184-6  
Fax: +66 (0) 4421-3182  
Email: [korat@boi.go.th](mailto:korat@boi.go.th)

KHONKAEN  
Regional Investment and Economic Center 3  
177/54 Moo 17, Mitrphap Rd., Muang,  
Khonkaen 40000  
Tel: +66 (0) 4327-1300-2  
Fax: +66 (0) 4327-1303  
Email: [khonkaen@boi.go.th](mailto:khonkaen@boi.go.th)

CHONBURI  
Regional Investment and Economic Center 4  
46 Moo 5, Laem Chabang Industrial Estate,  
Sukhumvit Rd., Toongsukhla, Sriracha,  
Chonburi 20230  
Tel: +66 (0) 3840-4900  
Fax: +66 (0) 3840-4999, +66 (0) 3840-4997  
Email: [chonburi@boi.go.th](mailto:chonburi@boi.go.th)

ONE STOP SERVICE CENTER FOR VISAS AND  
WORK PERMITS  
18<sup>th</sup> Floor, Chamchuri Square Building,  
319 Phayathai Rd., Pathumwan, Bangkok 10330  
Tel: +66 (0) 2209-1100  
Fax: +66 (0) 2209-1194  
Email: [visawork@boi.go.th](mailto:visawork@boi.go.th)

INVESTOR CLUB ASSOCIATION (ICA)  
12<sup>th</sup> and 16<sup>th</sup> Floor, TP&T Building,  
1 Soi Vibhavadi-Rangsit 19,  
Vibhavadi-Rangsit Rd., Lad Yao, Chatuchak,  
Bangkok 10900  
Tel: +66 (0) 2936-1429  
Fax: +66 (0) 2936-1441-2  
Website: [www.ic.or.th](http://www.ic.or.th)  
Email: [is-investor@ic.or.th](mailto:is-investor@ic.or.th)

SONGKHLA  
Regional Investment and Economic Center 5  
7-15 Chaiyong Building, Juti Uthit 1 Rd.,  
Hadd Yai, Songkhla 90110  
Tel: +66 (0) 7434-7161-5  
Fax: +66 (0) 7434-7160  
Email: [songkhla@boi.go.th](mailto:songkhla@boi.go.th)

SURAT THANI  
Regional Investment and Economic Center 6  
49/21-22 Sriwichai Rd., Makhamtia, Muang,  
Surat Thani 84000  
Tel: +66 (0) 7728-4637, +66 (0) 7728-4435  
Fax: +66 (0) 7728-4638  
Email: [surat@boi.go.th](mailto:surat@boi.go.th)

PHITSANULOK  
Regional Investment and Economic Center 7  
3<sup>rd</sup> Floor, Thai Sivarat Building, 59/15  
Boromtrilokkanat 2 Rd., Naimuang, Muang,  
Phitsanulok 65000  
Tel: +66 (0) 5524-8111  
Fax: +66 (0) 5524-8777  
Email: [phitsanulok@boi.go.th](mailto:phitsanulok@boi.go.th)

## 海外事務所

### BEIJING

Thailand Board of Investment, Beijing Office  
Royal Thai Embassy, No.40 Guang Hua Rd.,  
Beijing 100600 P.R.C.  
Tel: +86-10-6532-4510  
Fax: +86-10-6532-1620  
Email: beijing@boi.go.th

### FRANKFURT

Thailand Board of Investment, Frankfurt Office  
Royal Thai Embassy, Bethmann Str. 58, 5.OG  
60311 Frankfurt am Main Federal Republic of  
Germany  
Tel: +49 (0) 69-9291-230  
Fax: +49 (0) 69-9291-2320  
Email: fra@boi.go.th

### GUANGZHOU

Thailand Board of Investment, Guangzhou Office  
Investment Promotion Section,  
Royal Thai Consulate-General, Room 1216-1218,  
Garden Tower, 368 Huanshi Dong Rd.,  
Guangzhou 510064 P.R.C  
Tel: +86-20-8333-8999 ext. 1216-8, 8387-7770  
Fax: +86-20-8387-2700  
Email: guangzhou@boi.go.th

### LOS ANGELES

Thailand Board of Investment, Los Angeles Office  
Royal Thai Consulate-General,  
611 North Larchmont Boulevard, 3<sup>rd</sup> Floor,  
Los Angeles CA 90004, U.S.A.  
Tel: +1-323-960-1199  
Fax: +1-323-960-1190  
Email: boila@boi.go.th

### NEW YORK

Thailand Board of Investment, New York Office  
61 Broadway Avenue, Suite 2810, New York,  
N.Y. 10006, U.S.A.  
Tel: +1-212-422-9009  
Fax: +1-212-422-9119  
Email: nyc@boi.go.th

### OSAKA

Thailand Board of Investment, Osaka Office  
Royal Thai Consulate-General,  
Bangkok Bank Building, 5<sup>th</sup> Floor, 1-9-16 Kyutaro-  
Machi, Chuo-Ku, Osaka 541-0056 Japan  
Tel: +81 (0) 6-6271-1395  
Fax: +81 (0) 6-6271-1394  
Email: osaka@boi.go.th

### PARIS

Thailand Board of Investment, Paris Office  
Ambassade Royale de Thaïlande, 8, Rue Greuze,  
75116 Paris, France  
Tel: +33 (0) 1-5690-2600-1  
Fax: +33 (0) 1-5690-2602  
Email: par@boi.go.th

### SEOUL

Thailand Board of Investment, Seoul Office  
#1804, 18<sup>th</sup> Floor, Coryo Daeyungak Tower,  
25-5, Chungmuro 1-ga, Jung-gu, Seoul,  
100-706, Korea  
Tel: +82-2-319-9998  
Fax: +82-2-319-9997  
Email: seoul@boi.go.th

### SHANGHAI

Thailand Board of Investment, Shanghai Office  
Royal Thai Consulate-General, 15<sup>th</sup> Floor,  
Crystal Century Tower, 567 Weihai Rd.,  
Shanghai 200041, P.R.C  
Tel: +86-21-6288-9728-9  
Fax: +86-21-6288-9730  
Email: shanghai@boi.go.th

### STOCKHOLM

Thailand Board of Investment, Stockholm Office  
Stureplan 4C 4<sup>th</sup> Floor, 114 35 Stockholm, Sweden  
Tel: +46 (0) 8463 1158, +46 (0) 8463 1172,  
+46 (0) 8463 1174-75  
Fax: +46 (0) 8463 1160  
Email: stockholm@boi.go.th

### SYDNEY

Thailand Board of Investment, Sydney Office  
Suite 101, Level 1, 234 George Street, Sydney,  
New South Wales 2000, Australia  
Tel: +61-2-9252-4884  
Fax: +61-2-9252-2883  
Email: sydney@boi.go.th

### TAIPEI

Thailand Board of Investment, Taipei Office  
Taipei World Trade Center, 3<sup>rd</sup> Floor, Room 3E  
39-40 No.5 Xin-Yi Rd., Sec. 5 Taipei 110,  
Taiwan R.O.C.  
Tel: +886-2-2345-6663  
Fax: +886-2-2345-9223  
Email: taipei@boi.go.th

### TOKYO

Thailand Board of Investment, Tokyo Office  
Royal Thai Embassy, 8<sup>th</sup> Fl., Fukuda Building West,  
2-11-3, Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052  
Japan  
Tel: +81 (0) 3-3582-1806  
Fax: +81 (0) 3-3589-5176  
Email: tyo@boi.go.th







